

時膳具に設くるは、漢の法に遵ふなり。職貢來り祭るは、遠物を致すなり。新有れば必ず薦むるは、時令に順ふなり。苑囿の内、躬づから稼して收むる所、蒐狩の時、親ら發して中つる所、薦めて而る後食せざる莫きは、誠敬を盡すなり。此の若くにして至れり。復た何ぞ加へん。但だ當に有司に申救し、簡怠する或る無からしむべし。則ち鮮美肥濃、盡く是に在り。必ずしも籩豆の數を加へざるなり』と。上、固く品味を量加せんと欲す。緇又奏す、『每室に籩豆各六を加へ、四時各實するに新果珍羞を以てせん』と。之に従ふ。緇又奏す、『喪服は、舅は總麻三月、從母・外祖父母は、皆小功五月、外祖は至つて尊く、從母の服に同じ、(一)姨舅一等の服なるは、則ち輕重、殊なる有り。堂姨舅は親即ち未だ疎ならず。恩絶ゆれば相爲めに服せず。舅母來りて外族を承く、同爨の禮の如くならず。竊に以ふに、古意猶ほ未だ暢びざる所の者有るなり。請ふ、外祖父母を加へて、大功九月と爲し、姨舅は皆小功五月、堂舅・堂姨・舅母は、竝に加へて(二)祖免に至らん』と。崔沔・議して曰はく、『家を正すの道、以て貳なる可からず。一定の義を總べ、理、本宗に歸す。是を以て内は齊斬有り、外は皆總麻。尊名の加ふる所、一等に過ぎず。此れ先王之不易の道なり。願はくは(三)八年の明旨を守り、一に古禮に依り、以て萬代の成法と爲さん』と。韋述・議して曰はく、『喪服傳に曰はく、『禽獸

〔一〕 姨。即ち從母なり。

〔二〕 祖免。五服は總麻に止まり、此外、祖免の服有り。祖は偏に衣袖を脱して其肩を露はす。免は布の廣さ一寸なるを以て項中よりして、前は額上に交へ、又却つて後に向つて疊に繞らす。

〔三〕 八年の明旨。二百十二卷七年に見ゆ。八年と曰ふは、帝の位に即ける先天の年を通じて之を數ふるなり。

は、母を知れども父を知らず。野人曰はく、父母は何ぞ等しからんと。都邑の士は則ち禰を尊ぶを知る。大夫及び學士は則ち祖を尊ぶを知る。聖人は天道を究め、而して祖禰に厚くし、族姓を繋け、而して其子孫を親しむ』と。母黨は本族に比し、同貫す可からざること明かなり。今若し外祖と舅と、服を加ふること一等、堂舅及び姨、服紀に列せば、則ち中外の制、相去ること幾何ぞ。禮を廢し情に徇ひ、務むる所の者末なり。古の制。作者、人情の搖ぎ易きを知り、禮を失ふの將に漸せんとするを恐れ、其同異を別ち、輕重相懸たり、後來の人をして永く相雜はらざらしめんことを欲す。微旨斯に在り。豈に徒らに然らんや。苟くも加ふ可くば、亦、減す可きなり。往聖、得て非とす可くば、則ち禮經、得て墮る可し。先王之制、之を(一)彝倫と謂ふ。奉じて以て周旋するすら、猶ほ失墜せんことを恐る。一たび其叙を紊らば、庸ぞ止まる可けんや。請ふ儀禮の喪服に依りて定と爲さん』と。(二)禮部員外郎楊仲昌・議して曰はく、『鄭の文貞公魏徵、始めて舅服を加へ、小功五月に至れり。文貞は賢なりと雖も、而も周孔は聖なり。賢を以て聖を改めば、後學何に從はん。竊に恐る、内外、序に乖き、親疎、倫を奪はば、情の沿ふ所、何の至らざる所あらん。(三)昔、子路、姊の喪有り、而して除かず。孔子曰はく、『先王、禮を制す。行道の人、皆、忍びざるなり』と。子路、之を除く。此れ則ち聖人、事を援き情を抑ふるの明例なり。記に曰はく、『輕しく禮を議

〔一〕 彝倫。彝は常なり。倫は道理次叙。

〔二〕 唐の禮部郎は、五禮を掌り、其儀制を擧げ、而して其名數を辯す。

〔三〕 禮記檀弓に見ゆ。

〔四〕 禮記檀弓に見ゆ。

〔五〕 禮記檀弓に見ゆ。

する母れ」と。明かなること其れ天地に蟠り、彼の日月に並び、賢者之に由る。安んぞ敢て損益せんや」と。赦す、「姨舅は既に小功を服す。舅母は全く降すを得ず、宜しく總麻を服すべし。堂姨舅は宜しく祖免を服すべし」と。均は説の子なり。

秋八月壬子、千秋節に、羣臣皆寶鏡を獻す。張九齡以爲へらく、「鏡を以て自ら照して形容を見、人を以て自ら照して吉凶を見る」と。乃ち前世の興廢の源を述べ、書五卷を爲り、之を千秋金鏡録と謂ひ、之を上る。上、書を賜うて褒美す。

甲寅、突騎施、其大臣胡祿達干を遣はし、來りて降らんと請ふ。之を許す。

御史大夫李適之は、承乾の孫なり。才幹を以て幸を上に得たり。數、承乾の爲めに論辯す。甲戌、承乾に恒山の愍王を追贈す。

乙亥、汴の哀王璵薨す。

冬十月戊申、車駕、東都を發す。是より先、敕すらく、「來年二月二日を以て西京に行幸せん」と。會、宮中、恠有り。明日、上、宰相を召し、即ち西還を議す。裴耀卿・張九齡曰はく、「今農收未だ畢らず。請ふ仲冬を俟たん」と。李林甫、潛に上の指を知り、二相退き、林甫獨り留まり、上に言つて曰はく、「長安・洛陽は、陛下の東西の宮なるのみ。往來行幸するに、何ぞ更に時を擇ばん。借使

〔云〕承乾が廢せらるること、一百九十七卷太宗貞觀十七年に見ゆ。

農收に妨ありとも、但だ應に過ぐる所の租税を蠲くべきのみ。臣請ふ、百司に宣示し、即日西行せん」と。上悦び、之に従ふ。陝州を過ぎ、刺史盧奐が善政有るを以て、贊を其聽事に題して去る。奐は懷慎の子なり。丁卯、西京に至る。

朔方節度使牛勣、前に河西に在り、能く用度を節し、職業を勤め、倉庫充實し、器械精利なり。上聞きて之を嘉し、尙書を加へんと欲す。張九齡曰はく、「不可なり。尙書は古の納言なり。唐興りて以來、惟だ舊相及び中外を揚歴して徳望有る者のみ、乃ち之と爲る。勣は本、河湟使典なり。

今驟に清要に居らば、恐らくは朝廷を羞めん」と。上曰はく、「然らば則ち但だ實封を加へん。可ならんか」と。對へて曰はく、「不可なり。封爵は有功を勸むる所以なり。邊將、倉庫を實し、器械を修むるは、乃ち常務なるのみ、功と爲すに足らず。陛下、其勤を賞し、之に金帛を賜うて、可なり。士を裂き之を封するは、

恐らくは其宜に非ざらん」と。上、默然たり。李林甫、上に言つて曰はく、「勣は宰相の才なり。尙書に何か有らん。九齡は書生にして、大體に達せず」と。上悦び、明日、復た勣の實封を以て言を爲す。九齡固く執ること初めの如し。上怒りて色を變じて曰はく、「事皆卿に由るか」と。九齡、頓首して謝して曰はく、「陛下、臣の愚を知らず、罪を宰相に待たしむ。事、未だ允はざる有らば、臣敢て言を盡さずんばあらず」と。上曰はく、「卿、勣の寒微なるを嫌ふ。卿の如きは何の閥閥有る」と。

〔三〕人の美を稱するを贊と曰ふ。

〔三六〕事、前卷十五年に見ゆ。

と。九齡曰はく、『臣は嶺海の孤賤にして、仙客が中華に生れしに如かず。然れども臣、臺閣に出入し、(三)詔命を典司すること年有り。仙客は邊隅の小吏にして、目に書を知らず。若し大に之に任せば、恐らくは衆望に慚はざらん』と。林甫、退きて言つて曰はく、『苟くも才識有らば、何ぞ必ずしも辭學ならん。天子、人を用ふること、何の不可有らん』と。十一月戊戌、仙客に爵隴西縣公を賜ひ、實封三百戸を食ましむ。

初め上、李林甫を以て相と爲さんと欲し、中書令張九齡に問ふ。九齡對へて曰はく、『宰相は國の安危に繋る。陛下、林甫を相とせば、臣恐る、異日、廟社の憂と爲らんことを』と。上、從はず。時に九齡方に文學を以て上の重んずる所と爲る。林甫、恨むと雖も、猶ほ意を曲げて之に事ふ。侍中裴耀卿、九齡と善し。林甫并せて之を疾む。是時、上、位に在ること歳久しく、漸く奢欲を肆にし、政事に怠る。而して九齡、事に遇へば、細大と無く、皆力爭す。林甫、巧に上の意を伺ひ、日に之を中傷する所以を思ふ。上が臨淄王たるや、趙麗妃、(三)皇甫德儀・劉才人、皆寵有り。麗妃、太子瑛を生み、德儀、鄂王瑤を生み、才人、光王琚を生む。位に即くに及び、武惠妃を幸し、麗妃等の愛皆弛む。惠妃、壽王瑁を生み、寵、諸子に冠たり。(三)太子、瑤・瑁と與に、内第に會し、各母が職を失へるを以て、怨望の語有り。駙馬都尉

- 【二九】 九齡は韶州の人。
- 【三〇】 牛仙客は涇州の人。
- 【三一】 九齡、司勳員外郎・中書舍人を歴たり。
- 【三二】 德儀、帝、六儀を置き、德儀は其一なり。
- 【三三】 時に太子・諸王、皆、禁中に居る。

楊洞、(三)咸宜公主に尙し、常に三子の過失を伺ひ、以て惠妃に告ぐ。惠妃泣きて上に訴へて曰はく、『太子陰に黨與を結び、將に妾母子を害し、亦至尊を指斥せんとす』と。上大に怒り、以て宰相に語り、皆之を廢せんと欲す。九齡曰はく、『陛下、踐阼し、三十年に垂なるとし、太子諸王、深宮を離れず、日に聖訓を受く。天下の人、皆陛下の國を享くること久長に、子孫の蕃昌なるを慶す。今三子皆已に成人し、大なる過を聞かず。陛下、奈何ぞ一旦、無根の語・喜怒の際を以て、盡く之を廢せんや。且つ太子は天下の本なり。輕しく搖かす可からず。昔、晉の獻公、驪姫の讒を聽き、申生を殺し、三世大に亂れき。漢の武帝、江充の誣を信じ、戾太子を罪し、京城、血を流せり。晉の惠帝、賈后の讒を用ひ、愍懷太子を廢し、中原塗炭せり。隋の文帝、獨孤后の言を納れ、(三)太子勇を黜け、煬帝を立て、遂に天下を失へり。此に由りて之を觀れば、慎まざる可からず。陛下、必ず此を爲さんと欲せば、臣、敢て詔を奉せず』と。上、悦ばず。林甫初め言ふ所無く、退きて私に宦官の貴幸なる者に謂つて曰はく、『此れ主上の家事なり。何ぞ必ずしも外人に問はん』と。上、猶豫して未だ決せず。惠妃密に官奴牛貴兒をして九齡に謂つて曰はしむ、『廢する有れば必ず與る有り。公、之が援を爲さば、宰相、長く處る可し』と。九齡、之を叱し、其語を以て上に白す。上、之

楊洞、(三)咸宜公主に尙し、常に三子の過失を伺ひ、以て惠妃に告ぐ。惠妃泣きて上に訴へて曰はく、『太子陰に黨與を結び、將に妾母子を害し、亦至尊を指斥せんとす』と。上大に怒り、以て宰相に語り、皆之を廢せんと欲す。九齡曰はく、『陛下、踐阼し、三十年に垂なるとし、太子諸王、深宮を離れず、日に聖訓を受く。天下の人、皆陛下の國を享くること久長に、子孫の蕃昌なるを慶す。今三子皆已に成人し、大なる過を聞かず。陛下、奈何ぞ一旦、無根の語・喜怒の際を以て、盡く之を廢せんや。且つ太子は天下の本なり。輕しく搖かす可からず。昔、晉の獻公、驪姫の讒を聽き、申生を殺し、三世大に亂れき。漢の武帝、江充の誣を信じ、戾太子を罪し、京城、血を流せり。晉の惠帝、賈后の讒を用ひ、愍懷太子を廢し、中原塗炭せり。隋の文帝、獨孤后の言を納れ、(三)太子勇を黜け、煬帝を立て、遂に天下を失へり。此に由りて之を觀れば、慎まざる可からず。陛下、必ず此を爲さんと欲せば、臣、敢て詔を奉せず』と。上、悦ばず。林甫初め言ふ所無く、退きて私に宦官の貴幸なる者に謂つて曰はく、『此れ主上の家事なり。何ぞ必ずしも外人に問はん』と。上、猶豫して未だ決せず。惠妃密に官奴牛貴兒をして九齡に謂つて曰はしむ、『廢する有れば必ず與る有り。公、之が援を爲さば、宰相、長く處る可し』と。九齡、之を叱し、其語を以て上に白す。上、之

- 【三四】 咸宜公主。武惠妃の女。故に楊洞、惠妃に黨す。
- 【三五】 左傳に、晉の獻公、其世子申生を殺し、驪姫の子を立て。里克、之を殺す。公子夷吾、重耳及び子圍、國を争ひ、三世大に亂る。
- 【三六】 戾太子の事、漢紀に見ゆ。
- 【三七】 愍懷太子の事、晉紀に見ゆ。
- 【三八】 太子勇の事、隋紀に見ゆ。

が爲めに色を動かす。故に九齡が相を罷むるに訖るまで、太子、動く無きを得たり。林甫、日夜、九齡を上短る。上、浸く之を疎んず。林甫、蕭昊を引きて戸部侍郎と爲す。昊、素、學ばず。嘗て中書侍郎嚴挺之に對し、伏臘を讀みて伏獵と爲す。挺之、九齡に言つて曰はく、『省中、豈に伏獵侍郎有る容けんや』と。是に由りて昊を出して岐州の刺史と爲す。故に林甫、挺之を怨む。九齡、挺之と善し。引きて以て相と爲さんと欲す。嘗て之に謂つて曰はく、『李尚書、方に恩を承く。足下、宜しく一たび門に造りて之と歎暱すべし』と。挺之、素より氣を負ひ、林甫の人と爲りを薄しとし、竟に之に詣らず。林甫、之を恨むこと益、深し。挺之、先に妻を娶りて之を出す。更に蔚州の刺史王元琰に嫁す。元琰、賊罪に坐し、三司に下して按鞠せらる。挺之、之が爲めに營解す。林甫、左右に因り、禁中に於て上に白さしむ。上、宰相に謂つて曰はく、『挺之、罪人の爲めに、由る所に請屬す』と。九齡曰はく、『此れ乃ち挺之の出妻なり。宜しく情有るべからず』と。上曰はく、『離ると雖も乃ち復た私有らん』と。是に於て、上、前事を積み、耀卿・九齡を以て阿黨すと爲し、壬寅、耀卿を以て左丞相と爲し、九齡を右丞相と爲し、竝に政事を罷め、林甫を以て中書令を兼ねしめ、仙客を工部尚書・同中書門下三品と爲し、朔方節度を領すること故の如し。嚴挺之を洛州の刺史に貶し、王元琰を嶺南に流す。上、位に即きて以來、用ふる所の相、姚崇は通

【三〇】 李林甫、時に禮部尚書を以て相たり。
 【三一】 請屬。人に物事をたのむこと。
 【三二】 洛州。京師の東北一千五百八十五里。

を尙び、宋璟は法を尙び、張嘉貞は吏を尙び、張説は文を尙び、李元紘・杜暹は儉を尙び、韓休・張九齡は直を尙ぶ。各、其の長ずる所なり。九齡既に罪を得、是より、朝廷の士、皆身を容れ位を保ち、復た直言する無し。李林甫、人主の視聽を蔽塞し、自ら大權を専らにせんと欲し、明かに諸諫官を召し、謂つて曰はく、『今、明主、上に在り、羣臣、將順するに之れ暇あらず、烏ぞ多言するを用ひん。諸君、仗に立つ馬を見ずや。三品の料を食す。一たび鳴けば輒ち斥け去る。之を悔ゆとも何ぞ及ばん』と。補闕杜璩嘗て上書して事を言ふ。明日、璩けて下邳の令と爲す。是より、諫争の路絶ゆ。牛仙客、既に林甫の引く所と爲り、専ら唯諾を給するのみ。然れども二人、皆、謹みて格式を守り、百官の遷除、各、常度有り、奇才異行と雖も、終に常調に老ゆるを免れず。其の巧諂邪險を以て自ら進む者は、則ち超騰すること不次、自ら、它蹊有り。林甫、城府深密にして、人、其際を窺ふもの莫し。好みて甘言を以て人に啗はせ、而して陰に之を中傷し、辭色に露はさず。凡そ上の厚くする所と爲る者、始めは則ち之を親結し、位執稍逼るに及び、輒ち計を以て之を去る。老奸巨猾と雖も、能く其術を逃るる者無し。

【三三】 唐の舊儀、毎日、尙乘、廐馬八匹を以て、分ちて左右廂と爲し、正殿の側の宮門の外に立ち、仗下るを俟ちて即ち散す。若し大陳設には、馬は樂懸の北に在り、大象と相次ぎ、進馬二人、戎服して鞭を執り、馬の左に侍立し、馬に隨つて進退す。
 【三四】 唐の制、土縣の令は從六品上。補闕は從七品上。此を以て之を言へば、璩に非ざるなり。蓋し唐人、内官を重んじて、品の高下は論ぜざるなり。況や遺補は供奉の官にして、地、清要に居るをや。
 【三五】 它蹊。他の路。
 【三六】 老奸巨猾。韋堅・楊慎矜・王鉞の類の如きないふ。

二十五年、春正月、初めて玄學博士を置き、毎歲、明經の擧に依る。
 二月、敕して曰はく、「進士は、聲韻を以て學と爲し、多く古今に味し。明經は帖誦を以て功と爲し、旨趣を窮むること罕なり。今より明經は、大義十條を問ひ、時務策三首を對へしめ、進士は大經十帖を試みん」と。

戊辰、新羅王興光・卒す。子承慶、位を襲ぐ。

乙酉、幽州節度使張守珪、契丹を捺祿山に破る。

己亥、河西節度使崔希逸、吐蕃を襲ひ、之を青海の西に破る。初め希逸、使を遣はし、吐蕃の乞力徐に謂つて曰はく、「兩國、好を通じ、今、一家と爲る。何ぞ必ずしも更に兵を置きて守捉し、人の耕牧を妨げんや。請ふ皆之を罷めん」と。乞力徐曰はく、「常侍は忠厚なり。言必ず欺かじ。然れども朝廷未だ必ずしも専ら邊事を以て相委ねじ。萬一、姦人有り、交其間に鬪ひ、吾の備へざるを掩はば、之を悔ゆとも何ぞ及ばん」と。希逸固く請ふ。乃ち白狗を刑して盟を爲し、各守備を去る。是に於て吐蕃の畜牧、野を被ふ。時に吐蕃西のかた勃律を撃つ。勃律來りて急を告ぐ。上、吐蕃に命じて兵を罷めしむ。吐蕃、詔を奉せず、遂に勃律を破る。上甚だ怒る。會、希逸の僮人孫誨、入りて事を奏し、自ら功を求めんと欲し、奏して稱す、「吐蕃、備無

- 【一】玄學。老子・莊子・文子・列子の學をいふ。
- 【二】崔希逸、蓋し散騎常侍を帯びて河西に鎮す、故に之を稱す。
- 【三】僮人。從人の意。唐の制、凡そ諸軍鎮の大使副使以下、皆、僮人・別奏有り、以て之が使を爲す。大使は僮二十五人、別奏十人、副使は僮二十人、別奏八人。

し。請ふ掩撃せん。必ず大に獲ん」と。上、内給事趙惠琮に命じ、誨と偕に往き、事宜を審察せしむ。惠琮等至り、則ち詔を矯め、希逸をして之を襲はしむ。希逸、已むを得ずして兵を發し、涼州の南より、吐蕃に入ること二千餘里、青海の西に至り、吐蕃と戦ひ、大に之を破り、斬首二千餘級。乞力徐、身を脱して走る。惠琮・誨、皆、厚賞を受く、是より、吐蕃復た朝貢を絶つ。

夏四月辛酉、監察御史周子諒、牛仙客が才に非ざるを彈じ、讖書を引きて證と爲す。上怒り、左右に命じて、殿庭に撮たしむ。絶えて復た蘇る。仍ほ之を朝堂に杖ち、瀼州に流す。

藍田に至りて死す。李林甫言ふ、「子諒は長九齡の薦むる所なり」と。甲子、九齡を荊州の長史に貶す。

楊洞、又、太子瑛・鄂王瑒・光王琚を奏して、

「太子の妃の兄駙馬薛鏞と與に、潛に異謀を構ふ」と云ふ。上、宰相を召して之を謀る。李林甫對へて曰はく、「此れ陛下の家事なり。臣等が宜しく豫るべき所に非ず」と。上の意乃ち決し、乙丑、宦者をして、制を宮中に宣せしめ、瑛・瑒・琚を廢して庶人と爲し、鏞を瀼州に流す。瑛・瑒・琚、尋ぎて死を

- 【四】唐の内侍省には内給事十人有り、從五品下。旨を承けて勞問し、省事を分判するを掌る。
- 【五】讖書。薛居正の五代史に曰はく、天后の朝に讖辭有り、云ふ、首尾三鱗六十年、兩角の幘子自ら狂顛、龍蛇相闘ひ血・川を成すと。當時の好事者解して云ふ、兩角の幘子は牛なり。必ず牛姓なるもの有り。
- 【六】藍田縣は漢管、京兆に屬す。後魏の眞君七年、併せて霸城に入る。太和十一年、復し、後周、藍田郡を置く。隋、郡を廢して縣と爲す、京兆府に屬す。今、陝西省關中道。
- 【七】宮中に於て之を廢するは李林甫の家事の言を用ふるなり。

城東の驛に賜はり、鏞は死を藍田に賜はる。瑤・琚、皆、學を好み、才識有り。死するに罪を以てせず。人皆之を惜む。丙寅、瑛の舅家趙氏・妃家薛氏・瑤の舅家皇甫氏、坐して流貶せらるる者數十人。惟だ瑤の妃家韋氏、妃が賢なるを以て、免るるを得たり。

五月、(八) 夷州の刺史楊濟、賊に坐して死に當る。上、命じて之を杖つこと六十、古州に流さしむ。左丞相裴耀卿、上疏して以爲はく、「決杖、死を贖ふは、恩則ち甚だ優なり。體を解き咎を受くるは、事頗る辱と爲す。止だ之を徒隸に施す可し、當に士人に及ばすべからず」と。上、之に従ふ。

癸未、敕して、方隅定まるに底れるを以て、中書門下に令して、諸道の節度使と與に、軍鎮の閑劇利害を量り、兵防の定額を審計せしめ、諸色の征人及び客戸の中に於て、丁壯を召募し、長く邊軍に充て、田宅を増給し、務めて優恤を加ふ。

辛丑、上、有司に命じ、宗子の・才有る者を選ばしめ、授くるに臺省及び法官・京縣官を以てす。敕して曰はく、「道に違ひ常を慢るは、義、王法に私無し。身を修め節を効すは、恩、豈に它人より薄からんや。帥先して我が風俗を勵ますを期せよ」と。秋七月己卯、大理少卿徐嶠・奏す、「今歲、天下、死刑を斷すること五十八。大理獄院、由來相傳ふ、

【八】 夷州。漢の牂柯の地。其後、徼外と爲す。貞觀四年、夷州を黔州都上縣に置く。今の貴州省鎮遠鳳泉縣の西北。
【九】 古州。貞觀十二年、李弘節、夷獠を開きて古州を置き、容州都督府に屬す。今の廣西省桂林道古化縣の南三十里。

殺氣太だ盛にして、鳥雀、栖ますと。今、鵲の其樹に巢ふ有り」と。是に於て百官、幾ど刑措くを致せるを以て、上表して賀を稱す。上、功を幸輔に歸し、庚辰、李林甫に爵晉國公を、牛仙客に豳國公を賜ふ。上、李林甫・牛仙客に命じ、法官と與に、律令格式を刪修せしめ、成る。九月壬申、之を頒行す。是より先、西北邊の數十州、多く重兵を宿し、地租營田、皆、贍らす能はず。始めて (一〇) 和糴の法を用ふ。彭果といふ者有り。牛仙客に因りて策を獻じ、糴法を關中に行はんと請ふ。戊子、敕して、歲稔り穀賤しく農を傷ふを以て、命じて時價の什の二三を増し、(二) 東西畿の粟各、數百萬斛を和糴せしめ、今年の江淮の運する所の租を停む。是より關中の蓄積羨溢し、車駕、復た東都に幸せず。癸巳、敕して、河南北の租の、應に含嘉・太原倉に輸すべき者は、皆留めて本州に輸せしむ。太常博士王瓌・上疏し、青帝壇を立てて以て春を迎へんと請ふ。之に従ふ。冬十月辛丑、制す、「今より立春に、親ら春を東郊に迎へん」と。時に上頗る好みて神鬼を祀る。故に瓌専ら祠祭の禮を習ひ、以て時を干す。上、之を悦び、以て侍御史と爲し、祠祭使を領せしむ。瓌、祈禱し、或は (三) 紙錢を焚き、巫覡に類す。禮を習ふ者、之を羞づ。

【一〇】 和糴。官錢を以て民粟を買ひ入る也。
【二】 東畿は都畿なり。西畿は京畿なり。
【三】 漢以來、喪葬に、瘞錢有り、後世、俚俗、稍く紙を以て錢を寓し、鬼事を爲す。

壬申、上、驪山の温泉に幸す。乙酉、宮に還る。己丑、開府儀同三司廣平の文貞公宋璟・薨す。

十二月丙午、惠妃武氏薨す。貞順皇后と贈諡す。
 是歳、將作大匠康譽素に命じ、東都に之きて明堂を毀たしむ。譽素・上言す、「之を毀つは人を勞す。請ふ上層を去り、舊よりも卑くすること九十五尺、舊に仍りて乾元殿と爲さん」と。之に従ふ。初めて令して (一) 租庸調 (二) 租資課、皆、土物を以て京都に輸せしむ。

二十六年、春正月乙亥、牛仙客を以て侍中と爲す。

丁丑、上、氣を瀦水の東に迎ふ。

制す、「邊地の長征の兵、召募、足るに向なんとなす。今より鎮兵、復た遣はす勿く、彼に在る者は

縦ち還さん」と。

天下の州縣に令し、里別に學を置かしむ。

壬辰、李林甫を以て隴右節度副大使を領せしめ、鄯州都督杜希望を以て留後に知たらしむ。二月乙卯、牛仙客を以て河東節度副大使を兼ねしむ。

己未、貞順皇后を 敬陵に葬る。

壬戌、敕し、河曲の六州の胡、康待賓に坐して諸州に散隸する者、故土に還るを聽し、鹽夏の間に於て宥州を置き、以て之を處く。

【一】 牛仙客、先に已に朔方を領す。今、河東を兼ね。
 【二】 貞順皇后、武惠妃の諡。
 【三】 敬陵、京兆萬年縣の東南四十里に在り。
 【四】 六胡州を徙すこと、二百

三月、吐蕃、河西に寇す。節度使崔希逸、撃ちて之を破る。鄯州都督知隴右留後杜希望、吐蕃の新城を攻め、之を拔き、其地を以て 威戎軍と爲し、兵一千を置きて之に戍せしむ。

夏五月乙酉、李林甫、河西節度使を兼ね。丙申、崔希逸を以て河南の尹と爲す。希逸、自ら、信を吐蕃に失ひしを念ひ、内に愧恨を懷き、未だ幾くならずして卒す。

太子瑛既に死し、李林甫、數、上に、壽王瑁を立てんことを勸む。上、忠王璵が年長じ、且つ仁孝恭謹にして、又學を好むを以て、意に、之を立てんと欲す。猶豫して歳餘まで決せず。自ら、春秋浸く高く、三子、同日に誅死し、繼嗣未だ定まらざるを念ひ、常に忽忽として、樂しまず、寢膳之が爲めに減す。高力士、間に乘じて其故を請ふ。上曰はく、「汝は我が家の老奴なり。豈に我が意を揣る能はざるか」と。力士曰はく、「郎君未だ定まらざるを以てなるに非ざるを得んや」と。上曰はく、「然りと」と。對へて曰はく、「大家何ぞ必ずしも此の如く、虚しく聖心を勞せん。但だ長を推して立てなば、誰か敢て復た争はん」と。上曰はく、「汝の言・是なり。汝の言・是なり」と。是に由りて遂に定まる。

六月庚子、璵を立てて太子と爲す。
 辛丑、岐州の刺史蕭昊を以て河西節度使と爲し、留後の事を總べしめ、鄯州都督杜希望を隴右節度

十二卷十年に見ゆ。今、六胡州の地を併せ、以て宥州と爲す。宥州は京師を去ること二千一百里。
 【五】 鄯州の星宿川の西北三百五十里に、威戎軍有り。
 【六】 乞力徐の盟に背くを以てなり。

使と爲し、太僕卿王昱を劍南節度使と爲し、道を分ちて吐蕃を經略せしめ、仍ほ立てし所の赤嶺碑を毀つ。

突騎施の可汗蘇祿、素廉儉にして、攻戦する毎に、得る所、輒ち諸部と之を分ち、留めて私蓄せず。是に由りて、衆樂しみて用を爲す。既に唐の公主に尙し、又、潛に突厥及び吐蕃に通ず。突厥・吐蕃、各、女を以て之に妻はす。蘇祿、三國の女を以て可敦と爲し、又、數子を立てて葉護と爲し、用度浸く廣し。是に由りて、攻戦して得る所、復た更に分たず。晩年、風を病み、一手、攣縮す。諸部、心を離す。酋長莫賀達干・都摩度の兩部最も彊し。其部落、又分れて、黄姓・黑姓と爲り、互に相乖阻す。是に於て、莫賀達干、兵を勸し、夜、蘇祿を襲うて之を殺す。都摩度、初め莫賀達干と謀を連ね、既にして復た之と異なり、蘇祿の子骨啜を立てて吐火仙可汗と爲し、以て其餘衆を收め、莫賀達干と相攻む。莫賀達干、使を遣はし、磧西節度使蓋嘉運に告ぐ。上、嘉運に命じ、突騎施・拔汗那以西の諸國を招集せしむ。吐火仙、都摩度と與に、碎葉城に據り、斯城に據り、相與に兵を連ね、以て唐を拒ぐ。

太子將に冊命を受けんとす。儀注に、中嚴・外辦及び絳紗袍有り。太子、至尊と稱を同じくするを

〔七〕 赤嶺碑を立つること、前卷二十一年に見ゆ。
〔八〕 攣縮。瘰癧緊縮する也。
〔九〕 突騎施の種人、自ら婆葛の後なる者を謂つて黄姓と爲し、蘇祿部を黑姓と爲す。
〔一〇〕 碎葉川、長さ千里、西は怛邏斯城に屬す。其城初め石國に屬す。石常、兵を分ちて之を鎮す。
〔一一〕 中嚴は殿庭中の警衛。外辦は殿庭外の儀衛の設備。

嫌ひ、表して、之を易へんと請ふ。左丞相裴耀卿奏し、中嚴を停め、外辦を改めて外備と曰ひ、絳紗袍を改めて朱明服と爲す。秋七月己巳、上、宣政殿に御し、太子を冊す。故事に、太子、輅に乗りて殿門に至る。是に至りて、太子、輅に就かず。其宮より歩いて入る。是日、天下に赦す。己卯、忠王の妃韋氏を冊して太子の妃と爲す。

杜希望、鄯州の衆を將り、吐蕃の河橋を奪ひ、鹽泉城を河左に築く。吐蕃、兵三萬を發して逆へ戦ふ。希望の衆少く、敵せず、將卒皆懼る。左威衛郎將王忠嗣、所部を帥り、先づ其陳を犯す。向ふ所關易す。數百人を殺す。虜の陳亂る。希望、兵を縱ちて之に乗す。虜遂に大に敗る。鎮西軍を鹽泉に置く。忠嗣、功を以て左金吾將軍に遷る。

八月辛巳、勃海王武藝卒す。子欽茂立つ。

九月丙申朔、日、之を食する有り。

初め儀鳳中、吐蕃、安戎城を陥れ、而して之に據る。其地險要なり。

唐屢、之を攻むれども克たず。劍南節度使王昱、兩城を其側に築き、軍を蒲婆嶺下に頓し、資糧を運びて以て之に逼る。吐蕃大に兵を發して安戎城を救ふ。昱の衆大に敗れ、死する者數千人。昱、身を脱して走る。糧仗軍資、皆之を弃つ。昱を括州の刺史に貶す。再び高要の尉に貶せられて死す。

〔一〕 鎮西軍。河州の西百八十里に在り。
〔二〕 安戎城。初め劍南、茂州の西を度り、安戎城を築きて之に戍し、以て吐蕃に在る。南部の生羌、吐蕃を導き、之を取り、因つて之を守り、遂に西渾河諸蠻を并せ、東のかた松茂嶺と接す。
〔三〕 蒲婆嶺。其地、雪山の外に在り。新唐書には、蓬婆嶺に作る。

戊午、〔五〕南詔の蒙歸義を冊して、雲南王と爲す。歸義の先は、本哀牢夷の地にして、姚州の西に居り、東南は交趾に接し、西北は吐蕃に接す。蠻語に王を謂つて詔と曰ふ。先に六詔有り。曰はく蒙舍、曰はく蒙越、曰はく越析、曰はく浪穹、曰はく様備、曰はく越澹。兵力相埒しく、能く相壹にするもの莫し。歴代、之に因り、以て其執を分つ。蒙舍最も南に在り。故に之を南詔と謂ふ。高宗の時、蒙舍細奴邏、初めて入朝す。細奴邏、邏盛を生み、邏盛、盛邏皮を生み、盛邏皮、皮邏閣を生む。皮邏閣浸く疆大にして、五詔微弱なり。會、〔六〕洱河蠻を破るの功有り。乃ち王昱に賂し、六詔を合はせて一と爲さんことを求む。昱、之が爲めに奏請す。朝廷之を許し、仍ほ名を歸義と賜ふ。是に於て兵威を以て羣蠻を脅服し、從はざる者は之を滅ぼし、遂に撃ちて吐蕃を破り、徙りて大和城に居る。其後卒に邊患を爲す。

冬十月戊寅、上、驪山の温泉に幸す。

壬辰、上、宮に還る。

是歲、西京・東都の往來の路に於て、行宮千餘間を作る。

左右羽林を分ちて龍武軍を置き、萬騎營を以て焉に隸す。

〔五〕 南詔の事、此に始まる。
〔六〕 水經注に、雲南郡は、本、雪山縣の地なり。蜀の劉氏建興二年、郡を置く。唐の戎州開邊縣よりして南七十里にして曲州に至る。又二千五百里にして雲南城に至る。故城は今の雲南省騰越道雲南縣の南に在り。
〔七〕 哀牢夷は、漢の明帝の時、内附す。
〔八〕 洱河。即ち西洱河。
〔九〕 夷語に、山の跛陀たるを和と爲す、故に之を大和城と謂ふ。

潤州の刺史齊澣・奏す、「瓜步より江を濟れば、六十里を迂る。請ふ京口埭下より、直に江を濟り、伊婁河を穿たん。二十五里にして、即ち楊子縣に達す。伊婁埭を立てんと。之に従ふ。」

二十七年、春正月壬寅、隴右節度大使榮王琬に命じ、自ら本道に至り、諸軍を巡按處置し、關内・河東の壯士三五萬人を招募し、隴右に詣りて防遏せしめ、秋末に至りて寇無ければ、還るを聽す。

羣臣、尊號を加へて聖文と曰はんと請ふ。二月己巳、之を許す。因つて天下に赦し、百姓の今年の田租を免す。

夏四月癸酉、敕して、諸の陰陽術數、昏喪の卜擇に非ざるよりは、皆之を禁す。

己丑、牛仙客を以て兵部尙書と爲し、侍中を兼ね、李林甫を吏部尙書と爲し、中書令を兼ね、文武の選事を總べしむ。

六月癸酉、御史大夫李適之を以て幽州節度使を兼ねしむ。幽州の將趙堪・白真陀羅、節度使張守珪の命を矯め、平盧軍使烏知義をして、叛奚の餘黨を

〔一〇〕 胡三省曰はく、舊書本紀を按ずるに齊澣、伊婁河を楊州の南瓜州浦に開く。則ち今の瓜洲運河是れなり。但し楊子縣は、今、眞州の治所なり。安んぞ能く二十五里にして即ち楊子縣に達せん。若し瓜洲より楊子橋に達するは、則ち二十五里にして近し。今の楊子橋は、或は唐の楊子縣の治所にして、橋、此を以て名を得たるならんと。
〔一一〕 牛仙客をして武選を總べ李林甫をして文選を總べしむるなり。
〔一二〕 横水。當に潢水に作るべし。營州より松溼嶺を度り、北行すること四百里、潢水に至る。即ち西喇木倫河にして、遼水の西源なり。亦、西遼河と曰ふ。
〔一三〕 横水の北に撃たしむ。

知義、從はず。白眞陀羅、矯りて制指と稱し、以て之に迫る。知義、已むを得ず、師を出して虜と遇ふ。先に勝ち後に敗る。守珪、其敗状を隠し、克獲を以て聞す。事頗る泄る。上、内謁者監牛仙童をして往きて之を察せしむ。守珪、重く仙童に賂ひ、罪を白眞陀羅に歸し、逼りて自ら縊死せしむ。仙童、上に寵有り。衆宦官、之を疾み、共に其事を發く。上怒り、甲戌、楊思勗に命じて、之を杖殺せしむ。思勗、格に縛し、之を杖つこと數百、其心を刳取し、其肉を割きて之を啗ふ。守珪、坐して括州の刺史に貶せらる。太子太師肅嵩、嘗て仙童に賂するに、城南の良田數頃を以てす。李林甫、之を發く。嵩、坐して青州の刺史に貶せらる。

秋八月乙亥、積西節度使蓋嘉運、突騎施の可汗吐火仙を擒にす。(初)嘉運、碎葉城を攻む。吐火仙出で戰うて敗走す。之を賀邏嶺に擒にす。疏勒鎮守使夫蒙靈會を分遣し、拔汗那王阿悉爛達干と與に、潛に兵を引きて、怛邏斯城に突入せしめ、黑姓可汗爾微を擒にし、遂に曳建城に入り、交河公主を取り、悉く散髮の民數萬を收め、以て拔汗那王に與ふ。威、西陲に震ふ。

壬午、吐蕃、白草安人等の軍に寇す。隴右節度使蕭昊、擊ちて之を破る。

- 【三】内謁者監は正六品下、内宣傳及び諸親命婦の朝會を掌る。
- 【四】刳取。及びり、とる。
- 【五】交河公主の事、二百一十二卷十一年に始まる。
- 【六】白草軍は蔚茹水の西に在り。又、鄯州星宿州の西に安人軍有り、蔚茹水は原州蕭關縣に在り。此時、吐蕃の兵、至る能はず。疑ふらくは白草軍は當に白水軍に作るべからん。
- 【七】宮懸。周禮に、王は宮懸、諸侯は軒懸、卿大夫は判懸、士は特懸、注に云はく、宮懸は四面に懸け、宮室の四面に牆有るに象る、故に之を宮懸と謂ふ。軒懸は三面、其形曲る。判懸は又其一面を去る。特懸は又其一面を去る。
- 【八】弟子を公侯伯と爲す。顔淵を兗公、閔子騫を費侯、冉伯牛を鄆侯、仲弓を薛侯、冉有を徐侯、季路を衛侯、宰我を齊侯、子貢を黎侯、子游を吳侯、子夏を魏侯、曾參を成伯と爲せるが如きをいふ。
- 【九】章仇。複姓なり。

る。

甲申、孔子に追諡して文宣王と爲す。是より先、先聖先師を祀るに、周公は南向し、孔子は東向して坐す。制して、今より、孔子は南向して坐し、王者の服を被、釋奠に、宮懸を用ふ。(一)弟子に追贈して皆公侯伯と爲す。九月戊午、處木昆・鼠尼施・弓月等の諸部、先に突騎施に隸せる者、皆衆を帥めて内附し、仍ほ、徙りて安西の管内に居らんと請ふ。

太子、名を紹と更む。
冬十月辛巳、東都の明堂を改修す。
丙戌、上、驪山の溫泉に幸す。十一月辛丑、宮に還る。
甲辰、明堂成る。

劍南節度使張宥、文吏にして、軍旅に習はず。悉く軍政を以て團練副使章仇兼瓊に委ぬ。兼瓊入りて事を奏し、盛に安戎城の取る可きを言ふ。上、之を悦び、丁巳、宥を以て光祿卿と爲し、十二月、兼瓊を以て劍南節度使と爲す。
初め睿宗の喪既に除き、太廟に禘す。是より、三年に一たび禘し、五年に一たび禘す。是歲、夏既に禘す。冬又當に禘すべし。太常・議して以爲はく、『祭數すれば則ち瀆る。請ふ、今年の禘祭を

停め、是より、通計五年に、一たび給し一たび禘せん」と。之に従ふ。

二十八年、春正月癸巳、上、驪山の温泉に幸す。庚子、宮に還る。

二月、荊州の長史張九齡・卒す。上、九齡が旨に忤ふを以て之を逐へりと雖も、然も終に其人を愛重し、宰相が士を薦むる毎に、輒ち問うて曰はく、「風度、九齡の如きを得るや不や」と。

三月丁亥朔、日、之を食する有り。

章仇兼瓊、潜に安戎城中の吐蕃翟都局及び維州の別駕董承晏と謀を結び、局をして門を開きて引きて唐の兵を内れしめ、盡く吐蕃の將卒を殺し、監察御史許遠をして、兵を將ゐて之を守らしむ。遠は敬宗の曾孫なり。

【一】永徽・顯慶の間、許敬宗、姦佞を以て位を公輔に致す。安祿山・史思明の亂に、遠乃ち能く死節を効し、以て國に報ゆ。

甲寅、蓋嘉運、入りて捷を獻す。上、吐火仙の罪を赦し、以て左金吾大將軍と爲す。嘉運、阿史那懷道の子所を立てて十姓可汗と爲さんと請ふ。之に従ふ。

夏四月辛未、昕の妻李氏を以て交河公主と爲す。

六月、吐蕃、安戎城を圍む。

上、蓋嘉運の功を嘉し、以て河西隴右節度使と爲し、之をして吐蕃を經略せしむ。嘉運、恩を恃み

て流連し、時に發せず。左丞相裴耀卿、上疏して以爲はく、「臣近ごろ嘉運と班を同じくし、其舉措を觀るに、誠に勇烈、餘有り。然れども言氣矜誇なり。恐らくは事を成し難からん。昔、莫敖、蒲騷の役に狂れ、卒に楚の師を喪へり。今、嘉運、敵に驕るの色有り。臣竊に之を憂ふ。況んや防秋、遠きに非ざるに、未だ發する日を言はず。若し事に臨みて始めて去かば、則ち士卒すら尙ほ未だ相識らず。何を以てか敵を制せん。且つ將軍、命を受け、凶門を鑿ちて出づ。今乃ち酣飲すること朝夕、殆ど國を憂へ人を愛するの心に非ず。若し改易す可からずんば、宜しく速かに遣りて塗に進ましむべし。仍ほ乞ふ聖恩、嚴に訓勵を加へんことを」と。上乃ち嘉運の行を趣す。已にして嘉運竟に功無し。

【二】胡三省曰はく、蓋嘉運、其邊功を恃み、以て自ら人主に昵しむ、是れ流に上に従ふなり。京師に在り、酒色を以て自ら娛しめ、而して即ち鎮に赴かず、是れ流に下に従ふなり。史、流連二字を以て之を言ふ。旨きかなと。

【三】莫敖云云。左傳に、楚の莫敖屈瑕、既に郢の師を蒲騷に敗り、復た羅を伐つ。鬬伯比、之を送りて曰はく、莫敖

必ず敗れん。趾を擧ぐることに高し、心、固からずと。遂に楚子に見ゆ。楚子入りて夫人鄧曼に告ぐ。鄧曼曰はく、莫敖、蒲騷の役に狂れ、將に自ら用ひんとす。君、若し鎮撫せずんば、其れ備を設けざらんかと。莫敖果して備を設けず。果して大に敗る。

【四】防秋。唐の時、匈奴、常に秋を以て内侵す。因つて匈奴を防ぐを防秋と謂ふ。

秋八月甲戌、幽州・奏す、「奚・契丹を破る」と。
冬十月甲子、上、驪山の温泉に幸す。辛巳、宮に還る。
吐蕃、安戎城及び維州に寇す。關中の彊騎を發して之を救はしむ。吐蕃引き去る。更めて安戎城を

命けて平戎と曰ふ。

十一月、牛仙客の朔方河東節度使を罷む。

突騎施の莫賀達干、阿史那昕が可汗と爲るを聞き、怒りて曰はく、『首として蘇祿を誅せしは、我の謀なり。今、史昕を立つ。何を以て我を賞する』と。遂に諸部を帥ゐて叛く。上乃ち莫賀達干を立てて可汗と爲し、突騎施の衆を統べしめ、蓋嘉運に命じて之を招諭せしむ。十二月乙卯、莫賀達干降る。

金城公主薨す。吐蕃、喪を告げ、且つ和を請ふ。上、許さず。

是歳、天下の縣千五百七十三、戸八百四十一萬二千八百七十一、口四千八百一十四萬三千六百九。西京・東都の米斛の直、錢、二百に満たず。絹匹も亦之の如し。海内富安にして、行く者、萬里と雖も、寸兵を持せず。

二十九年、春正月癸巳、上、驪山の温泉に幸す。

丁酉、制す、『承前、諸州飢饉するや、皆、奏報を待ち、然して始めて倉を開きて賑給す。道路悠遠にして、何ぞ懸絶を救はん。今より、州縣の長官に委ね、采訪使と與に、事を量りて給し訖りて奏聞せよ』と。

庚子、上、宮に還る。

上、玄元皇帝を夢みる。告げて云はく、『吾、像有り。京城の西南百餘里に在り。汝、人を遣はして之を求めよ。吾當に汝と興慶宮に相見るべし』と。上、使を遣はし、之を 蓋屋の樓觀の山間に求め得たり。夏閏四月、迎へて興慶宮に置く。五月、命じて玄元の眞容を畫かしめ、分ちて諸州の開元觀に置く。

六月、吐蕃の四十萬の衆、入寇し、安仁軍に至る。渾峴峰騎將臧希液、衆五千を帥ゐ、撃ちて之を破る。

秋七月丙寅、突厥、使を遣はし、來りて登利可汗の喪を告ぐ。初め登利の從叔二人、分ちて兵馬を典り、左右殺と號す。登利、兩殺の専らなるを患へ、其母と謀り、右殺を誘うて之を斬り、自ら其衆を將ゐる。左殺判闕特勤、兵を勸して登利を攻めて之を殺し、毗伽可汗の子を立てて可汗と爲す。俄に骨咄葉護の殺す所と爲る。更に其弟を立て。尋ぎて又之を殺す。骨咄葉護自ら立ちて可汗と爲る。上、突厥の内亂を以て、癸酉、左羽林將軍孫老奴に命じ、回紇・葛邏祿・拔悉密等の部落を招諭せしむ。

乙亥、東都の洛水溢れ、溺死する者千餘人。

平盧兵馬使安祿山、傾巧にして善く人に事ふ。人多く之を譽む。上の左右、平盧に至る者、祿山皆

命けて平戎と曰ふ。十一月、牛仙客の朔方河東節度使を罷む。突騎施の莫賀達干、阿史那昕が可汗と爲るを聞き、怒りて曰はく、『首として蘇祿を誅せしは、我の謀なり。今、史昕を立つ。何を以て我を賞する』と。遂に諸部を帥ゐて叛く。上乃ち莫賀達干を立てて可汗と爲し、突騎施の衆を統べしめ、蓋嘉運に命じて之を招諭せしむ。十二月乙卯、莫賀達干降る。金城公主薨す。吐蕃、喪を告げ、且つ和を請ふ。上、許さず。是歳、天下の縣千五百七十三、戸八百四十一萬二千八百七十一、口四千八百一十四萬三千六百九。西京・東都の米斛の直、錢、二百に満たず。絹匹も亦之の如し。海内富安にして、行く者、萬里と雖も、寸兵を持せず。二十九年、春正月癸巳、上、驪山の温泉に幸す。丁酉、制す、『承前、諸州飢饉するや、皆、奏報を待ち、然して始めて倉を開きて賑給す。道路悠遠にして、何ぞ懸絶を救はん。今より、州縣の長官に委ね、采訪使と與に、事を量りて給し訖りて奏聞せよ』と。庚子、上、宮に還る。上、玄元皇帝を夢みる。告げて云はく、『吾、像有り。京城の西南百餘里に在り。汝、人を遣はして之を求めよ。吾當に汝と興慶宮に相見るべし』と。上、使を遣はし、之を 蓋屋の樓觀の山間に求め得たり。夏閏四月、迎へて興慶宮に置く。五月、命じて玄元の眞容を畫かしめ、分ちて諸州の開元觀に置く。六月、吐蕃の四十萬の衆、入寇し、安仁軍に至る。渾峴峰騎將臧希液、衆五千を帥ゐ、撃ちて之を破る。秋七月丙寅、突厥、使を遣はし、來りて登利可汗の喪を告ぐ。初め登利の從叔二人、分ちて兵馬を典り、左右殺と號す。登利、兩殺の専らなるを患へ、其母と謀り、右殺を誘うて之を斬り、自ら其衆を將ゐる。左殺判闕特勤、兵を勸して登利を攻めて之を殺し、毗伽可汗の子を立てて可汗と爲す。俄に骨咄葉護の殺す所と爲る。更に其弟を立て。尋ぎて又之を殺す。骨咄葉護自ら立ちて可汗と爲る。上、突厥の内亂を以て、癸酉、左羽林將軍孫老奴に命じ、回紇・葛邏祿・拔悉密等の部落を招諭せしむ。乙亥、東都の洛水溢れ、溺死する者千餘人。平盧兵馬使安祿山、傾巧にして善く人に事ふ。人多く之を譽む。上の左右、平盧に至る者、祿山皆

命けて平戎と曰ふ。十一月、牛仙客の朔方河東節度使を罷む。突騎施の莫賀達干、阿史那昕が可汗と爲るを聞き、怒りて曰はく、『首として蘇祿を誅せしは、我の謀なり。今、史昕を立つ。何を以て我を賞する』と。遂に諸部を帥ゐて叛く。上乃ち莫賀達干を立てて可汗と爲し、突騎施の衆を統べしめ、蓋嘉運に命じて之を招諭せしむ。十二月乙卯、莫賀達干降る。金城公主薨す。吐蕃、喪を告げ、且つ和を請ふ。上、許さず。是歳、天下の縣千五百七十三、戸八百四十一萬二千八百七十一、口四千八百一十四萬三千六百九。西京・東都の米斛の直、錢、二百に満たず。絹匹も亦之の如し。海内富安にして、行く者、萬里と雖も、寸兵を持せず。二十九年、春正月癸巳、上、驪山の温泉に幸す。丁酉、制す、『承前、諸州飢饉するや、皆、奏報を待ち、然して始めて倉を開きて賑給す。道路悠遠にして、何ぞ懸絶を救はん。今より、州縣の長官に委ね、采訪使と與に、事を量りて給し訖りて奏聞せよ』と。庚子、上、宮に還る。上、玄元皇帝を夢みる。告げて云はく、『吾、像有り。京城の西南百餘里に在り。汝、人を遣はして之を求めよ。吾當に汝と興慶宮に相見るべし』と。上、使を遣はし、之を 蓋屋の樓觀の山間に求め得たり。夏閏四月、迎へて興慶宮に置く。五月、命じて玄元の眞容を畫かしめ、分ちて諸州の開元觀に置く。六月、吐蕃の四十萬の衆、入寇し、安仁軍に至る。渾峴峰騎將臧希液、衆五千を帥ゐ、撃ちて之を破る。秋七月丙寅、突厥、使を遣はし、來りて登利可汗の喪を告ぐ。初め登利の從叔二人、分ちて兵馬を典り、左右殺と號す。登利、兩殺の専らなるを患へ、其母と謀り、右殺を誘うて之を斬り、自ら其衆を將ゐる。左殺判闕特勤、兵を勸して登利を攻めて之を殺し、毗伽可汗の子を立てて可汗と爲す。俄に骨咄葉護の殺す所と爲る。更に其弟を立て。尋ぎて又之を殺す。骨咄葉護自ら立ちて可汗と爲る。上、突厥の内亂を以て、癸酉、左羽林將軍孫老奴に命じ、回紇・葛邏祿・拔悉密等の部落を招諭せしむ。乙亥、東都の洛水溢れ、溺死する者千餘人。平盧兵馬使安祿山、傾巧にして善く人に事ふ。人多く之を譽む。上の左右、平盧に至る者、祿山皆

- 【五】 金城公主の事は二百八卷中宗景龍元年に始まる。
- 【六】 開元の承平を以てして、而も戸口猶ほ漢の盛時に及ばず。唐興りて以來、治日少くして亂日多きなり。
- 【一】 承前。從前の意。
- 【二】 然して始めて。猶ほ然る後と言ふがごとし。

- 【三】 蓋屋縣は漢には扶風に屬す。後魏併せて武功に入れ、尋ぎて復す。後周、周南郡と爲す。隋、郡を廢して蓋屋縣を以て恒州と爲す。唐には岐州に屬す。今、陝西省關中道。
- 【四】 安仁軍。當に安人軍に作るべし。

厚く之に賂ふ。是に由りて、上益^一以て賢と爲す。御史中丞張利貞、河北採訪使と爲り、平盧に至る。祿山、曲げて利貞に事ふ。乃ち左右に至るまで皆賂有り。利貞入りて奏し、盛に祿山の美を稱す。八月乙未、祿山を以て營州都督と爲し、平盧軍使・兩蕃渤海黑水四府經略使に充つ。

冬十月丙申、上、驪山の温泉に幸す。

壬寅、北庭・安西を分ちて二節度と爲す。

十一月庚戌、司空邢王守禮・薨す。守禮、庸鄙にして才識無し。天將に

兩ふらんとし及び霽るる毎に、守禮必ず先づ之を言ふ。已にして皆驗あり。

岐・薛諸王、上に言つて曰はく、『弟兄、術有り』と。上、其故を問ふ。對

へて曰はく、『臣は術無し。則天の時、章懷の故を以て、宮中に幽閉せ

らるること十餘年、歳ごとに杖を賜ふ者數四。背癢甚だ厚し。將に

兩ふらんとすれば則ち沈悶し、將に霽れんとすれば則ち輕爽なり。臣、此を以て之を知るのみ』と。

因つて流涕して襟を霑ほす。上も亦之が爲めに慘然たり。

辛酉、上、宮に還る。

辛未、太尉寧王憲・薨す。上、哀惋すること特に甚だしく、曰はく、『天下は兄の天下なり。兄固

く我に讓れり。唐の太伯たり。常名は以て之を處するに足らず』と。乃ち諡して讓皇帝と曰ふ。

- 【五】兩蕃。唐、奚・契丹を謂つて兩蕃と爲す。
- 【六】守禮幽閉せらるること二百四卷武后天授元年に見ゆ。
- 【七】癢。瘍の痕。
- 【八】事、二百十卷睿宗景雲元年に見ゆ。

其子汝陽王璣、上表し、先志の謙冲なるを追述し、敢て帝號に當らず。上、許さず。斂日、内より服を出し、手書を以て靈座に致し、書して『隆基白す』と稱す。又、其墓を名づけて 惠陵と曰ひ、其妃元氏を追諡して恭皇后と曰ひ、焉に耐葬す。

十二月乙巳、吐蕃、(一)達化縣を屠り、石堡城を陷る。(二)蓋嘉運、禦ぐ能はず。

- 【九】服。天子の服なり。
- 【一〇】惠陵。同州奉先縣の西北十里に在り。
- 【一一】達化。古の澆河の地。後周、達化郡及び縣を置く。隋、

- 郡を廢し、縣を以て廓州に屬す。今の甘肅省西寧道西寧縣の南。縣の西百二十里に澆河城有り。
- 【一二】果して裴耀卿の言の如し

卷の第二百一十五

唐紀三十一

玄宗至道大聖大明孝皇帝中の下

天寶元年、春正月丁未朔、上、勤政樓に御し、朝賀を受く。天下に赦し、改元す。

壬子、平盧を分ちて別に節度と爲し、安祿山を以て節度使と爲す。是時、天下、聲教の被る

所の州、三百二十一、羈縻の州八百、十節度經略使を置き、以て邊に備ふ。安西節度は、西域を撫寧し、龜茲・焉耆・于闐・疎勒の四鎮を統

べ、龜茲城に治す。兵二萬四千。北庭節度は、突騎施・堅昆を防制し、瀚海・天山・伊吾の三軍を統べ、伊西二州の境に屯し、北庭都護府に治す。兵二萬人。河西節度は、吐蕃・突厥を斷隔し、

唐玄宗至道大聖大明孝皇帝天寶元年

【一】天寶元年。西紀七四二年なり。

【二】帝、興慶宮の西南隅に於て二樓を建つ。花萼相輝樓は西に在り、街に臨み、以て兄弟を燕す。勤政務本樓は南に在り、以て政事を修む。

【三】焉耆の治所は安西府の東八百里に在り。于闐は南二千八百里に在り。疎勒は西二千餘里に在り。

【四】突騎施の牙帳は、北庭府の西北三千餘里に在り。堅昆は北七千里に在り。瀚海軍は北庭府城内に在り、兵萬二千入。天山軍は西州城内に在り、兵五千人。伊吾軍は伊州の西北三百里甘露川に在り、兵三千人。

天寶元年、春正月丁未朔、上、勤政樓に御し、朝賀を受く。天下に赦し、改元す。壬子、平盧を分ちて別に節度と爲し、安祿山を以て節度使と爲す。是時、天下、聲教の被る所の州、三百二十一、羈縻の州八百、十節度經略使を置き、以て邊に備ふ。安西節度は、西域を撫寧し、龜茲・焉耆・于闐・疎勒の四鎮を統べ、龜茲城に治す。兵二萬四千。北庭節度は、突騎施・堅昆を防制し、瀚海・天山・伊吾の三軍を統べ、伊西二州の境に屯し、北庭都護府に治す。兵二萬人。河西節度は、吐蕃・突厥を斷隔し、

赤水・大斗・建康・寧寇・玉門・墨離・豆盧・新泉の八軍・張掖・交城・白亭の三

守捉を統べ、涼・肅・瓜・沙・會五州の境に屯し、涼州に治す。兵七萬三千人。朔方節度は突厥を捍禦し、經略・豐安・定遠の三軍・三受降城・安北・單于の二都護府を統べ、靈・夏・豐・三州の境に屯し、靈州に治す。兵六萬四千七百人。河東節度は、朔方と犄角し、以て突厥を禦ぎ、天兵・大同・橫

- 【五】 赤水軍は涼州の城内に在り。兵三萬三千人。
- 【六】 大斗軍は涼州の西二百餘里、甘肅二州の界に在り。兵七千五百人。
- 【七】 建康軍は涼州の西二百里に在り。兵五千三百人。
- 【八】 寧寇軍は涼州の東北千餘里に在り。兵八千五百人。
- 【九】 玉門軍は肅州の西二百里に在り。兵五千二百人。
- 【一〇】 墨離軍は本、月氏國、瓜州の西北千里に在り。兵五千人。
- 【一一】 豆盧軍は沙州の城内に在り。兵四千三百人。
- 【一二】 新泉軍は會州の西北二百里に在り。兵千人。
- 【一三】 張掖守捉は涼州の南二百里に在り。兵五百人。
- 【一四】 交城守捉は涼州の西二百里に在り。兵千人。
- 【一五】 白亭守捉は涼州の西北五百里に在り。兵千七百人。唐の制、大なるを軍と曰ひ、小なるを守捉と曰ふ。
- 【一六】 涼・肅・瓜・沙・會五州。甘州より西のかた肅州に至るまで五百里。肅州より西のかた瓜州に至るまで四百五十里。瓜州より西のかた沙州に至るまで二百八十里。沙州より西のかた伊州に至るまで四百里。會州より東のかた鹽州に至るまで八百里。西のかた涼州に至るまで六百里。南のかた宋の鎮戎軍に至るまで一百四十里、北のかた靈州に至るまで六百里。
- 【一七】 經略軍は、靈州の城内に在り。兵二萬七百人。
- 【一八】 豐安軍は靈州の西、黄河の外百八十里に在り、兵八千人。
- 【一九】 定遠軍は靈州の東北二百里黄河の外に在り、兵七千人。
- 【二〇】 三受降城。西受降城は靈州の北黄河の外八十里に在り、兵七千人。安北都護府は、中受降城に治す。黄河の北岸。兵六千人。東受降城は勝州の東北二百里に在り。兵七千人。振武軍は單于都護府城内に在り。兵九千人。
- 【二一】 天兵軍は、太原城内に在り、兵三萬人。
- 【二二】 大同軍は代州の北三百里に在り、兵九千五百人。
- 【二三】 橫野軍は蔚州の東北一百四十里に在り、兵三千人。
- 【二四】 岢嵐軍は嵐州の北百里に在り、兵一千人。
- 【二五】 雪中守捉。單于府の西北二百七十里に在り、兵七千七

野・岢嵐の四軍・雲中守捉を統べ、太原府・忻・代・嵐・三州の境に屯し、太原府に治す。兵五萬五千人。范陽節度は、奚・契丹を臨制し、經略・威武・清夷・靜塞・恒陽・北平・高陽・唐興・幽・薊・媯・檀・易・恒・定・漠・滄・九州の境に屯し、幽州に治す。兵九萬一千四百人。平盧節度は、室韋・靺鞨を鎮撫し、平盧・盧龍の二軍・榆關守捉・安東都護府を統べ、營・平・二州の境に屯し、營州に治す。兵三萬七千五百人。隴右節度は、吐蕃を備禦し、臨洮・河源・白水・安人・振威・威戎・

唐玄宗至道大聖大明孝皇帝天寶元年

北平軍は定州城の西に在り、兵六千人。
高陽軍は、易州城内に在り、兵六千人。
唐興軍は、漠州城内に在り、兵六千人。
橫海軍は、滄州城内に在り、兵六千人。
漠州は、景雲元年、瀛州鄭縣を以て鄭州を置く。開元十三年、鄭字、鄭字に類するを以て改めて漠州と爲す。尋いで又莫州と改む。
平盧軍は、營州城内に在り、兵六千人。
盧龍軍は、平州城内に在り、兵萬人。
北平軍は定州城の西に在り、兵六千人。
高陽軍は、易州城内に在り、兵六千人。
唐興軍は、漠州城内に在り、兵六千人。
橫海軍は、滄州城内に在り、兵六千人。
漠州は、景雲元年、瀛州鄭縣を以て鄭州を置く。開元十三年、鄭字、鄭字に類するを以て改めて漠州と爲す。尋いで又莫州と改む。
平盧軍は、營州城内に在り、兵六千人。
盧龍軍は、平州城内に在り、兵萬人。

唐玄宗至道大聖大明孝皇帝天寶元年

漢門・寧塞・積石・鎮西の十軍・綏和・合川・平夷の三守捉を統べ、鄯・廓・洮・河の境に屯し、鄯州に治す。兵七萬五千人。劔南節度は、西は吐蕃に抗し、南は蠻獠を撫し、天寶・平戎・昆明・寧遠・澄川・南江の六軍を統べ、益・翼・茂・當・嵩・柘・松・維・恭・雅・黎・姚・悉十三州の境に屯し、益州に治す。兵三萬九百人。嶺南五府・經略は、夷獠を綏靜し、經略・清海の二軍・桂・容・邕・交の四管を統べ、廣州に治す。兵萬五千四百人。此外に又長

【四〇】漢門軍は、洮州城内に在り、兵五千五百人。
 【四一】寧塞軍は、廓州城内に在り、兵五百人。
 【四二】積石軍は、廓州の西百八十里に在り、兵七千人。
 【四三】鎮西軍は、河州城内に在り、兵萬一十人。
 【四四】綏和守捉は、鄯州の西南二百五十里に在り、兵千人。
 【四五】合川守捉は、鄯州の南百八十里に在り、兵千人。
 【四六】平夷守捉は、河州の西南四十里に在り、兵三千人。
 【四七】團結營は、成都府城内に在り、兵萬四千人。
 【四八】天寶軍は、秦州の東南九十里に在り、兵千人。
 【四九】平戎軍は、秦州の南八十里に在り、兵千人。
 【五〇】崑明軍は、廓州の南に在り、兵五千一百人。
 【五一】寧遠軍は、廓州の西に在り、兵三百人。
 【五二】澄川守捉は、姚州の東六百里に在り、兵二千人。
 【五三】南江軍は、兵五百人。
 【五四】翼州は、兵五百人。茂州は、兵三百人。維州は、兵五百人。柘州は、兵五百人。松州は、兵二千八百人。當州は、兵五百人。雅州は、兵四百人。黎州は、兵千人。姚州は、兵三百人。悉州は、兵五百人。
 【五五】茂州は、隋の汝山郡、武德元年、改めて會州と曰ひ、貞觀八年、改めて茂州と曰ふ。
 【五六】當州は、江源郡、翼州の西二百七十里に在り。
 【五七】松州は、東のかた茂州に至るまで三百里。
 【五八】秦州は、開元二十四年、靜州廣平縣を分ちて置く。東のかた柘州に至るまで一百里。
 【五九】黎州は、漢の沈黎郡なり。
 【六〇】悉州は、當州の南八十里に在り。
 【六一】經略軍は、廣州城内に在り、兵五千四百人。
 【六二】清海軍は、恩州城内に在り、兵二千人。
 【六三】桂府の兵は、千人、容府の兵は、千人、邕府の兵は、千人、安南府の兵は、四千二百人。已上の兵は、輕く木鐵に稅して以て自ら給す。

樂經略有り。福州、之を領す。兵千五百人。東萊守捉は、萊州、之を領す。東牟守捉は、登州、之を領す。兵各千人。凡そ鎮兵四十九萬人、馬八萬餘匹。開元の前、每歲、邊兵の衣糧を供するに、費二百萬に過ぎず。天寶の後、邊將・奏し、兵を益すこと浸く多く、每歲、衣二十萬疋・糧百九十萬斛を用ひ、公私勞費し、民始めて困苦す。

甲寅、陳王府參軍田同秀・上言す、「玄元皇帝を丹鳳門の空中に見る。告ぐるに「我、靈符を藏し、尹喜の故宅に在り」といふを以て」と。上、使を遣はし、故の函谷關の尹喜の臺の旁に於て、之を求め得たり。

陝州の刺史李齊物、三門の運渠を穿つ。辛未、渠成る。齊物は、神通の曾孫なり。

壬辰、羣臣・上表して以はく、「函谷の靈符潛に年號に應ず。天に先だちて・違はず。請ふ尊號に於て天寶の字を加へん」と。之に従ふ。

二月辛卯、上、玄元皇帝を、新廟に享す。甲午、太廟に享す。丙申、天地を南郊に合祀す。天下に赦す。侍中を改めて左相と爲し、中書令を右相と爲し、尚書左右丞相を復た僕射と爲す。東都・北

【七〇】皇子陳王珪の府の參軍なり。
 【七一】玄元皇帝。老子をいふ。
 【七二】尹喜。周の大夫なり。老子、西に遊ぶや、喜先づ其氣候・物色を見て之を述べ、果して老子を得たり。老子も亦其旨を知り、爲めに道德經を著す。
 【七三】新唐書に曰はく、齊物、砥柱を鑿ちて門を爲り、以て瀆を通じ、其山嶺を開きて輓路と爲し、醴を沃きて之を鑿つ。然れども棄石、河に入り、水益々湍怒し、舟、新門に入る能はず。水の漲るを候ち、人を以て舟を輓きて上る。天子、之を疑ひ、宦者を遣はして按視せしむ。齊物厚く宦者に賂ふ。還りて其便を言ふと。
 【七四】神通。淮安王なり。
 【七五】易乾卦文言に曰ふ、天に先だちて而して天違はずと。
 【七六】時に玄元廟を大興坊の西南角に置く。

都を皆京と爲し、州を郡と爲し、刺史を太守と爲し、〔六〇〕 桃林縣を改めて靈寶と曰ふ。田同秀を朝散大夫に除す。時人、皆、寶符は同秀の爲る所ならんと疑ふ。一歳を間て、清河の人崔以清復た言ふ、「玄元皇帝を天津橋の北に見る、「符を藏して」〔六一〕 武城の紫微山に在り」と云ふ」と。使往來し、亦之を得たり。東都留守王偃、其の詐なるを知り、按問す。果して首服す。之を奏す。上、亦、深く罪せず、之を流すのみ。

三月、長安の令韋堅を以て 陝郡の太守と爲し、〔六二〕 江淮租庸轉運使を領せしむ。初め 〔六三〕 宇文融既に敗れ、利を言ふ者稍息む。楊慎矜が幸を得るに及び、是に於て韋堅・王鉷の徒、競うて利を以て進み、百司の・利權有る者は、稍稍別に使を置き以て之を領せしめ、舊官は位に充たるのみ。堅は太子の妃の兄なり。吏と爲り、幹敏を以て稱せらる。上、之をして江淮の租運を督せしむ。歲ごとに巨萬を増す。上、以て能と爲す。故に擢でて之に任す。王鉷は 〔六四〕 方翼の曾孫なり。亦、善く租賦を治むるを以て、戸部員外郎と爲し、侍御史を兼ねしむ。

〔六〇〕 桃林縣。隋の開皇十六年桃林縣を置く。洛州に屬す。唐、陝州に屬す。今、玄元の靈符を得るを以て、改めて靈寶と曰ふ。今、河南省河洛道靈寶縣。
 〔六一〕 武城。即ち漢の東武城縣。清河縣と、皆清河郡に屬す。
 〔六二〕 陝郡。陝州。
 〔六三〕 先天中、李傑、陝州の刺史と爲り、水陸發運使を領す。

使を置くこと傑より始まる。裴耀卿の後、堅に命じて、始めて租庸使を以て衙に入らしむ。
 〔六四〕 宇文融の事、二百十三卷開元十八年に見ゆ。
 〔六五〕 楊慎矜の事、二百十三卷二十一年に始まる。
 〔六六〕 高宗より武后の朝に至るまで、王方翼、功名を西域に著す。

李林甫、相と爲り、凡そ才望功業、己の右に出で、及び上の厚くする所と爲り、勢位將に己に逼らんとする者は、必ず百計して之を去る。尤も文學の士を忌む。或は陽に之と善くし、啗はすに甘言を以てし、而して陰に之を陷る。世、李林甫を謂ふ、〔六七〕 「口に密有り、腹に劍有り」と。上、嘗て樂を勤政樓に陳ね、簾を垂れて之を観る。兵部侍郎盧絢、上已に起てりと謂ひ、鞭を垂れ轡を按じ、横ざりて樓下を過ぐ。絢、風標清粹なり。上、之を目送し、深く其の蘊藉なるを歎す。林甫常に厚く金帛を以て上の左右に賂ひ、上の舉動必ず之を知る。乃ち絢の子弟を召し、謂つて曰はく、「尊君、素望清崇なり。今、交廣、才を藉る。聖上、尊君を以て之と爲さんと欲す。可ならんか。若し遠行を憚らば、則ち當に左遷すべし。然らずんば、則ち 〔六八〕 賓詹を以て東洛に分務せん。亦、賢を優するの命なり。何如」と。絢懼れ、賓詹を以て請を爲す。林甫、衆望に乖かんとを恐れ、乃ち華州の刺史に除す。官に到りて未だ幾くならざるに、其の疾有りて州事理まらざるを誣ひ、詹事員外同正に除す。上、又、嘗て林甫に問うて以はく、「嚴挺之今安に在るか。是人亦用ふ可し」と。挺之時に絳州の刺史たり。林甫退き、挺之の弟損之を召し、諭して以はく、「上、尊兄を待つ意甚だ厚し。盍ぞ上に見ゆるの策を爲さざる。奏して風疾と稱し、京師に還りて醫に就くを求めよ」と。挺之、之に従ふ。林甫、其奏を以て上に白して云はく、「挺之、衰老し、風疾を得たり。宜し

〔六七〕 其言の甘きを謂ふ。
 〔六八〕 其心、人を害するに在るを謂ふ。
 〔六九〕 賓詹を以て云云。太子賓客詹事を以て東都を分司するをいふ。

く且く授くるに散秩を以てし、醫藥に便ならしむべし」と。上、歎吒すること之を久しくす。夏四月壬寅、以て詹事と爲す。又、汴州の刺史河南采訪使齊澣を以て少詹事と爲す。皆員外同正なり。東京に於て疾を養ふ。澣も亦朝廷の宿望なり。故に并せて之を忌む。

上、兵を發し、十姓可汗阿史那昕を突騎施に納る。俱蘭城に至り、莫賀達干の殺す所と爲る。突騎施の大纛官都摩度來り降る。六月乙未、都摩度を冊して三姓葉護と爲す。

秋七月癸卯朔、日、之を食する有り。

辛未、左相牛仙客・薨す。八月丁丑、刑部尚書李適之を以て左相と爲す。

突厥の拔悉密・回紇・葛邏祿の三部、共に骨咄葉護を攻めて之を殺し、拔悉密の酋長を推して頡跌伊施可汗と爲し、回紇・葛邏祿、自ら左右葉護と爲る。突厥の餘衆、共に判闕特勤の子を立てて烏蘇米施可汗と爲し、其子葛臘哆を以て西殺と爲す。上、使を遣はし、烏蘇を諭し、内附せしむ。烏蘇、從はず。朔方節度使王忠嗣、兵を磧口に盛にし、以て之を威す。烏蘇懼れ、降らんと請ふ。而れども遷延して・至らず。忠嗣、其の詐なるを知り、乃ち使を遣はし、拔悉密・回紇・葛邏祿に説き、之を攻めしむ。烏蘇遁れ去る。忠嗣因つて兵を出して之を撃ち、其右廂を取りて以て歸る。

【九〇】歎吒。なげきいきどほる。
 【九一】唐の少詹事は正四品上。
 【九二】俱蘭城。俱蘭國の都する所の城なり。俱蘭城は或は俱羅弩と曰ひ、或は屈浪弩と曰ふ。吐火羅と接す。
 【九三】西殺。突厥、其親屬を以て分ちて東西の兵を掌らしめふ。西殺は右殺なり。
 【九四】胡三省曰はく、垂亡の處を撃つに、猶ほ背て輕しく其兵を用ひず、此れ王忠嗣が善將たる所以なりと。
 【九五】右廂。突厥の左右殺の所部を左右廂と謂ふ。

丁亥、突厥の西葉護阿不思及び西殺葛臘哆・默啜の孫勃德支・伊然小の妻毗伽登利の女、部衆千餘帳を帥る、相次ぎて來り降る。突厥遂に微なり。九月辛亥、上、花萼樓に御し、突厥の降者を宴し、賞賜甚だ厚し。

護密先に吐蕃に附く。戊午、其王頡吉里旬、使を遣はし、降らんと請ふ。

冬十月丁酉、上、驪山の溫泉に幸す。己巳、宮に還る。

十二月、隴右節度使皇甫惟明・奏す、「吐蕃の大嶺等の軍を破る」と。戊戌、又奏す、「青海道莽布支營の三萬餘の衆を破り、五千餘級を斬獲す」と。庚子、河西節度使王倕・奏す、「吐蕃の漁海及び遊奕等の軍を破る」と。

是歲、天下の縣一千五百二十八、鄉一萬六千八百二十九、戶八百五十二

萬五千七百六十三、口四千八百九十萬九千八百。

回紇の葉護骨力裴羅、使を遣はして入貢す。爵を奉義王と賜ふ。

二年、春正月、安祿山・入朝す。上、寵待甚だ厚く、謁見、時無し。祿山・奏して言ふ、「去年、營州、蟲、苗を食ふ。臣、香を焚き天に祝りて云ふ、「臣若し心を操ること正しからず、君に事ふること忠ならずんば、願はくは蟲をして臣が心を食はしめよ。若し神祇に負かずんば、願はくは蟲をし

て散せしめよ」と。即ち羣鳥有り、北より來りて蟲を食ひ、立ちどころに盡く。請ふ史官に宣付せん」と。之に従ふ。

李林甫、吏部尙書を領し、日に政府に在り、選事は悉く侍郎宋遙・苗晉卿に委ぬ。御史中丞張倚、新に幸を上に得たり。遙、晉卿、之に附かんと欲す。時に選人の集まる者萬を以て計る。入等の者六十四人。倚の子爽、之が首たり。羣議沸騰す。前の勅蘇孝韞、以て安祿山に告ぐ。祿山入りて上に言ふ。上、悉く入等の人を召し、面のあたり之を試みる。爽、手に試紙を持ち、終日、一字を成さず。時人、之を曳白と謂ふ。癸亥、遙、武當の太守に貶せられ、晉卿、安康の太守に貶せられ、倚、淮陽の太守に貶せらる。同考判官禮部郎中裴 equal 等、皆、嶺南の官に貶せらる。晉卿は、壺關の人なり。

三月壬子、玄元皇帝の父周を上御大夫に追尊し、先天太皇と爲し、又、卓繇を尊びて徳明皇帝と爲し、涼の武昭王を興聖皇帝と爲す。江淮南租庸等使韋堅、滄水を引き、苑東の望春樓下に抵りて、潭を爲り、以て江淮の運船

- 【一】 政府。政事堂を謂ふ。
- 【二】 蔚縣は幽州涿郡を帶ぶ。時に涿郡を改めて范陽郡と爲す。
- 【三】 武當郡は均州。
- 【四】 安康郡は金州、本、西城郡。金州は京師の南七百三十里。
- 【五】 淮陽郡は陳州。京師の南一千五百二十里。
- 【六】 壺關縣。漢より以來、上黨郡に屬す。今の山西省襄寧

- 道壺關縣。
- 【七】 卓繇。唐虞の世、皐陶、理と爲る。唐以爲へらく李氏が姓を得るの始めなりと。故に追尊して徳明皇帝と爲す。
- 【八】 涼の武昭王。嵩は高祖の七世の祖、國を瓜沙に建つ。李氏はに由りて興る。故に尊びて興聖皇帝と爲す。
- 【九】 苑。禁苑なり。
- 【一〇】 潭。長安城東九里に在り。
- 【一一】 楊。衣を祖ぐなり。

を聚む。役夫匠、漕渠を通じ、人の丘壘を發き、江淮より京城に至る。民間蕭然として愁怨す。二年にして成る。丙寅、上、望春樓に幸し、新潭を観る。堅、新船數百艘を以て郡名を扁榜し、各、郡中の珍貨を船背に陳す。陝尉崔成甫、錦の半臂、缺勝の緑衫を着、以て之を、楊し、紅栢首して、前船に居り、得寶歌を唱ひ、美婦百人をして盛飾して之を和せしむ。連檣數里。堅、跪きて諸郡の輕貨を進め、仍ほ百牙盤の食を上る。上、宴を置き、日を竟りて罷む。觀る者山積す。夏四月、堅に左散騎常侍を加ふ。其僚屬吏卒、褒賞、差有り。其潭を名づけて廣運と曰ふ。時に京兆の尹韓朝宗、亦、渭水を引き、潭を西街に置き、以て材木を貯ふ。丁亥、皇甫惟明、軍を引き、西平に出で、吐蕃を撃ち、行くこと千餘里、洪濟城を攻めて之を破る。

上、右贊善大夫楊慎矜を以て御史中丞の事に知たらしむ。時に李林甫、權を専らにし、公卿の進むこと、其門に出でざる者有れば、必ず罪を以て之を去る。慎矜、是に由りて固辭し、敢て受けず。

- 【一】 栢首。抹額なり。
- 【二】 得寶歌。是より先、民間の俚歌に曰はく、得體、乾那那と。其後、寶符を桃林に得、成甫乃ち乾體歌を更めて得寶弘農野歌を爲る。曰く、得寶弘農野、弘農得寶耶、潭裏舟船開、揚州銅器多、三郎當殿坐、聽唱得寶歌と。
- 【三】 西平郡は則ち鄜州。
- 【四】 洪濟城。廓州達化縣に、洪濟鎮有り、周の武帝、吐谷

- 潭を逐うて築く所、縣の西二百七十里に在り。達化縣は今甘肅省西寧道西寧縣の南。
- 【六】 龍朔二年、太子中允を改めて贊善大夫と爲す。咸亨元年、復た中允を置き、而して贊善大夫は廢せず、後又左右に分ち、各、五員を置く。左右論德の下に班す。論德は太子に諭すに道徳を以てするを掌り、贊善は太子を翊贊するに規諷を以てするを掌る。

五月辛丑、慎矜を以て諫議大夫と爲す。

冬十月戊寅、上、驪山の温泉に幸し、乙卯、宮に還る。

三載、春正月丙申朔、年を改めて載と曰ふ。

辛丑、上、驪山の温泉に幸す。二月庚午、宮に還る。

辛卯、太子、名を亨と更む。海賊吳令光等、台明を抄掠す。河南の尹

裴敦復に命じ、兵を將ゐて之を討たしむ。

三月己巳、平盧節度使安祿山を以て范陽節度使を兼ねしめ、范陽節度使

裴寬を以て戸部尚書と爲す。禮部尚書席建侯、河北黜陟使と爲り、祿山

が公直なるを稱す。李林甫、裴寬、皆旨に順ひ其美を稱す。三人は皆上の

信任する所なり。是に由りて、祿山の寵、益固くして、搖がす。

夏四月、裴敦復た吳令光を破り、之を擒にす。

五月、河西節度使 夫蒙靈嘗、突騎施の莫賀達干を討ち、之を斬り、更に黑姓伊里底蜜施骨咄祿毗

伽を立てんと請ふ。

六月甲辰、骨咄祿毗伽を冊拜して十姓可汗と爲す。

【一】 明州は漢の句章鄞縣の地、會稽郡に屬す。開元二十六年、采訪使齊澣奏し、越州の鄞縣を以て明州を置く。今の浙江省會稽道鄞縣。
【二】 夫蒙。本、西羌の姓。後秦に建威將軍夫蒙光有り。

秋八月、拔悉蜜攻めて突厥の烏蘇可汗を斬り、首を京師に傳ふ。國人、其弟鶻隴匄白眉特勒を立

つ。是を白眉可汗と爲す。是に於て突厥大に亂る。朔方節度使王忠嗣に敕し、兵を出して之に乗せし

む。薩河内山に至り、其左廂阿波達干等の十一部を破る。右廂未だ下らず。會、回紇・葛邏祿、共に

拔悉蜜の頡跌伊施可汗を攻め、之を殺す。回紇の骨力裴羅、自ら立ちて骨咄祿毗伽關可汗と爲り、使

を遣はして狀を言ふ。上、裴羅を冊拜して懷仁可汗と爲す。是に於て懷仁、

南のかた突厥の故地に據り、牙帳を烏德健山に立つ。舊、藥邏葛等の九

姓を統ぶ。其後、又、拔悉蜜・葛邏祿凡そ十一部を并せ、各都督を置き、

戰ふ毎に、即ち二客部を以て先と爲す。

李林甫、楊慎矜が己に屈附するを以て、九月甲戌、復た慎矜を以て御

史中丞と爲し、諸道鑄錢使に充つ。

冬十月癸巳、上、驪山の温泉に幸す。十一月丁卯、宮に還る。

術士蘇嘉慶・上言す、『遼甲術に、九宮貴神有り、水旱を典司す。請ふ

壇を東郊に立て、祀るに四孟月を以てせん』と。之に従ふ。禮、昊天上帝の下・太清宮太廟の上に在

り、用ふる所の牲玉、皆天地に倅し。

十二月癸巳、會昌縣を温泉宮の下に置く。

【三】 回紇の牙帳は、東に平野有り、西は烏德健山に據り、南は崑崙水に依る。
【四】 九宮貴神。是れ今日我が國に流行する所の九星の本づく所にして、支那には古來此種の迷信甚だ多く、我が國、之を傳ふること少からず。憂ふ可く、懼る可し。
【五】 會昌縣。時に新豐萬年を分ちて會昌縣を置く。

戸部尚書裴寬、素より上の重んずる所と爲る。李林甫、其の入りて相たらんことを恐れ、之を忌む。刑部尚書裴敦復、海賊を撃ちて還り、請託を受け、廣く軍功を序す。寬、微しく其事を奏す。林甫、以て敦復に告ぐ。敦復言はく、「寬も亦嘗て親故を以て敦復に屬せり」と。林甫曰はく、「君速かに之を奏せよ。人に後るる勿れ」と。敦復乃ち五百金を以て女官楊太眞の姉に賂ひ、上に言はしむ。甲午、寬、坐して 睢陽の太守に貶せらる。初め 武惠妃・薨するや、上、悼念して・已ます。後宮數千、意に當る者無し。或るひと壽王の妃楊氏の美なるを言ふ、「絶世無雙なり」と。上、見て之を悦び、乃ち妃をして自ら其意を以て乞うて女官と爲らしめ、太眞と號す。更に壽王の爲めに左衛郎將韋昭訓の女を娶り、潛に太眞を宮中に内る。太眞、肌態豐豔にして、音律を曉り、性警穎にして、善く上の意を承迎す。暮歲ならざるに、寵遇、惠妃の如し。宮中、號して娘子と曰ふ。凡ての儀體、皆、皇后の如し。

癸卯、宗女を以て和義公主と爲し、寧遠の奉化王阿悉爛達干に嫁す。癸丑、上、九宮貴神を祀り、天下に赦す。

初めて令し、百姓、十八にして中と爲し、二十三にして丁を成す。初め上、東都より還るや、李林甫、上が巡幸を厭ふを知り、乃ち牛仙客と謀り、近道の粟賦及び和

【六】 睢陽郡は宋州。本、梁郡、天寶元年、郡名を更む。
 【七】 開元二十五年、惠妃・薨す。
 【八】 帝、拔汗那が助けて吐火仙を平げしを以て、其王を冊して奉化王と爲し、其國を改めて寧遠と曰ふ。

糴を増し、以て關中を實す。數年にして、蓄積稍豐なり。上、從容として高力士に謂つて曰はく、「朕、長安を出でざること十年に近く、天下事無し。朕、高く居りて爲す無く、悉く政事を以て林甫に委ねんと欲す。何如」と。對へて曰はく、「天子巡狩するは、古の制なり。且つ天下の大柄は、人に假す可からず。彼威勢既に成らば、誰か敢て復た之を議せん者ぞ」と。上、悦ばず。力士、頓首自ら陳す、「臣、狂疾して妄言を發す。罪、死に當る」と。上、乃ち力士の爲めに置酒す。左右、皆、萬歳と呼ぶ。力士、是より、「敢て深く天下の事を言はず。」

【九】 開元十八年、上、東都より還る。是より復た東幸せず。
 【一〇】 力士が敢て言はざるは、李林甫の機穿畏る可きを以てなり。
 【一一】 史、唐の君誕妄にして臣詔諛するを言ふ。

四載、春正月庚午、上、宰相に謂つて曰はく、「朕、比に甲子の日を以て、宮中に於て壇を爲り、百姓の爲めに福を祈り、朕自ら黃素を草して案上に置く。俄に飛びて天に升る。空中の語を聞くに云はく、「聖壽延長」と。又、朕、嵩山に於て藥を鍊りて成り、亦、壇上に置く。夜に及びて、左右、之を收めんと欲す。又、空中の語を聞くに云はく、「藥は未だ收むるを須ひず、此れ自ら守護せん」と。曙に達して乃ち之を收む」と。太子・諸王・宰相、皆上表して賀す。

回紇の懷仁可汗、突厥の白眉可汗を撃ち、之を殺し、首を京師に傳ふ。突厥の毗伽可敦、衆を帥ゐて來り降る。是に於て北邊晏然として、烽燧、警むる無し。回紇、地を斥くこと愈、廣く、東は室韋

に際し、西は金山に抵り、南は大漠に跨り、盡く突厥の故地を有す。懷仁・卒し、子磨延啜立つ。葛勒可汗と號す。二月己酉、朔方節度使王忠嗣を以て、河東節度使を兼ねしむ。忠嗣、少きとき勇敢を以て自ら負む。方面を鎮するに及び、専ら持重し邊を安んずるを以て務と爲す。常に曰はく、『太平の將は、但だ當に士卒を撫循し訓練すべきのみ。中國の力を疲らして以て功名を邀む可からず』と。漆弓百五十斤有り、常に之を囊中に貯へ、以て用ひざるを示す。軍中、日夜、戰を思ふ。忠嗣多く謀人を遣はし、其間隙を伺ひ、勝つ可きを見、然る後師を興す。故に出づれば必ず功有り。既に兩道節制を兼ね、朔方より雲中に至るまで、邊陲數千里、要害の地、悉く城堡を列置し、地を斥くこと各數百里。邊人以爲へらく、張仁奩の後より、將帥、皆、及ばずと。

三月壬申、上、外孫獨孤氏を以て靜樂公主と爲し、契丹王李懷節に嫁し、甥楊氏を宜芳公主と爲し、奚王李延寵に嫁せしむ。

乙巳、刑部尚書裴敦復を以て嶺南五府經略等使に充つ。五月壬申、敦復、逗留して、官に之かざるに坐し、淄州の太守に貶せらる。光祿少卿彭杲を以て之に代らしむ。上、敦復が海賊を平ぐるの功を嘉す。故に李林甫、之を陷る。

李適之、李林甫と、權を争うて隙有り。適之、兵部尚書を領し、駙馬張垆、侍郎と爲る。林甫、亦

【一】 張仁愿、本名仁奩、睿宗の諱且の音、奩に近きを以て、之を避けて名を仁愿と改む。
 【二】 宜芳縣は嵐州に屬す。
 【三】 淄川郡は淄州、京師の東北二千一百三十三里。

之を惡み、人をして兵部銓曹の姦利の事を發かしめ、吏六十餘人を收めて京兆に付し、御史と與に、之を對鞠す。數日にして、竟に其情を得ず。京兆の尹蕭昊、法曹吉温をして之を鞠せしむ。温、院に入り、兵部の吏を外に置き、先づ後廳に於て、二重の囚を取りて之を訊し、或は杖し或は壓す。號呼の聲、聞くに忍びざる所なり。皆曰はく、『苟くも餘生を存せば、紙を乞うて盡く答へん』と。兵部の吏素より温が慘酷なるを聞き、引き入れ、皆自ら誣服し、敢て温の意に違ふ者無し。頃刻にして獄成り、囚を驗するに榜掠の迹無し。六月辛亥、敕して、前後の知銓侍郎及び判南曹郎官を誚責し、而して之を宥す。垆は均の兄、温は垆の弟の子なり。温始め新豐の丞と爲る。太子文學薛巖、温の才を薦む。上、召し見、巖を顧みて曰はく、『是れ一の不良人なり。朕、用ひざるなり』と。蕭昊、河南の尹と爲り、嘗て事に西臺に坐す。温を遣はして往きて之を按せしむ。温、昊を治すること甚だ急なり。温が萬年の丞と爲るに及び、未だ幾くならずして、昊、京兆の尹と爲る。温、素より高力士と相結ぶ。力士、禁中より歸り、温、昊が必ず往きて官を謝せんことを度り、乃ち先づ力士に詣り、之と談諠し、手を握りて甚だ歡す。昊、後れて至る。温、陽りて驚き避くる爲す。力士呼びて曰はく、『吉七、避くるを須ひず』と。昊に謂つて曰はく、『此れ亦吾が故人なり』と。召し還され、昊と與に坐す。昊、之

【四】 法曹司法參軍事は、鞠獄歷法を掌り、職賄没入を知る。
 【五】 吉項は武后の朝に進用せらる。
 【六】 太子文學は二人、司經局に屬す。經籍を分知し、文章に侍奉し、經籍を總攝するを掌る。
 【七】 西臺、西京の御史臺なり。
 【八】 吉七、吉温は第七。

に接すること甚だ恭しく、敢て前事を以て怨と爲さず。它日、温、昺に謁して曰はく、「曩者、温、敢て國家の法を隳らす。今より請ふ心を洗うて公に事へん」と。昺遂に與に歡を盡し、引きて法曹と爲す。林甫が己に附かざる者を除かんと欲するに及び、治獄吏を求む。昺、温を林甫に薦む。林甫、之を得て大に喜ぶ。温常に曰はく、「若し知己に遇はば、南山の白額虎も、縛するに足らざるなり」と。時に又、杭州の人羅希夷といふもの有り、吏と爲り深刻なり。林甫、之を引き、御史臺主簿より、再び殿中侍御史に遷す。二人、皆、林甫が欲する所の深淺に隨ひ、鍛鍊して獄を成す。能く自ら脱るる者無し。時人、之を「羅鉗吉網」と謂ふ。

秋七月壬午、韋昭訓の女を冊して壽王の妃と爲す。八月壬寅、楊大眞を冊して貴妃と爲す。其父玄琰に兵部尙書を贈り、其叔父玄珪を以て光祿卿と爲し、從兄銛を殿中少監と爲し、銛を駙馬都尉と爲す。癸卯、武惠妃の女を冊して太華公主と爲し、銛に命じて之に尙せしむ。及び貴妃の三姉、皆、第を京師に賜はる。寵貴赫然たり。楊釗は貴妃の從祖兄なり。學ばずして行無く、宗黨の鄙む所と爲る。軍に蜀に従ひ、新都の尉を得。考滿ち、家貧しくして、自ら歸る能はず。新政の富民鮮于仲通、常に之に資給す。楊玄琰、蜀に卒す。釗、其家に往來し、遂に

【一〇】 御史臺主簿は從七品上。
 【一一】 鉗。鐵を以て物を劫束するを鉗と曰ふ。
 【一二】 新都縣は、漢、廣漢郡に屬す。隋の開皇十八年、興樂と改む。尋ぎて縣を廢す。唐初復た置き、蜀郡に屬す。今、四川省西川道。
 【一三】 新政。武德四年、南部相如の二縣を分ち、新城縣を置く。尋いで隱太子の名を避け、改めて新政と曰ふ。時に園中郡に屬す。今の四川省嘉陵道南部縣の東南。

其中女と通す。鮮于仲通、名は尙、字を以て行はる。頗る書を讀み、材智有り。劍南節度使章仇兼瓊、引きて、采訪支使と爲し、委ぬるに心腹を以てす。嘗て從容として仲通に謂つて曰はく、「今、吾、獨り上の厚くする所と爲る。苟くも内援無くんば、必ず李林甫の危くする所と爲らん。聞く、楊妃新に幸を得、人未だ散て之に附かずと。子能く我が爲めに長安に至り、其家と相結ばば、吾、患無からん」と。仲通曰はく、「仲通は蜀人にして、未だ嘗て上國に遊ばず。恐らくは公の事を敗らん。今、公の爲めに更に求めて一人を得たり」と。因つて釗の本末を言ふ。兼瓊・引見す。釗、儀觀豐偉、言辭敏給なり。兼瓊大に喜び、即ち辟して推官と爲し、往來して浸く親密なり。乃ち人をして春綵を京師に獻せしむ。將に別れんとするとき、謂つて曰はく、「少物の」
 【一四】 唐の采訪節度等の使の幕屬には、判官あり、支使あり、掌書記・推官・巡官・衙推等あり。
 【一五】 人をして。恐らくは「入りて」の誤ならん。
 【一六】 綵は、あやぎぬ。
 【一七】 郫縣は漢より以來、蜀郡に屬す。成都府の西四十五里に在り。今、四川省西川道。
 【一八】 唐の制、中書門下省の官

兵曹參軍に改めらる。

九月癸未、陝郡の太守江淮租庸轉運使韋堅を以て刑部尚書と爲し、其諸使を罷め、御史中丞楊愔を以て之に代らしむ。堅の妻姜氏は、皎の女、林甫の舅子なり。故に林甫、之に昵しむ。堅が漕を通ずるを以て上に寵有るに及び、遂に・入りて相たるの志有り。又、李適之と善し。林甫、是に由りて之を惡む。故に遷すに美官を以てす。實は之が權を奪ふなり。安祿山、邊功を以て寵を市はんと欲し、數、奚・契丹を侵掠す。奚・契丹、各、公主を殺して以て叛く。祿山討ちて之を破る。

隴右節度使皇甫惟明、吐蕃と石堡城に戦ひ、虜の敗る所と爲り、副將楮訓・戰死す。冬十月甲午、安祿山・奏す、「臣、契丹を討ち、北平郡に至り、夢に先朝の名將李靖・李勣、臣に從つて食を求む」と。遂に命じて廟を立てしむ。又奏す、「薦奠の日、廟梁に芝を産せり」と。

丁酉、上、驪山の温泉に幸す。上、戸部郎中王鉞を以て戸口色役使と爲す。敕して百姓に復除を賜ふ。鉞・奏して、其輦運の費を徴し、廣く錢數を張り、又、本郡の輕貨を市はしむ。百姓の輸する所、乃ち復除せざるよりも甚だし。舊制に、邊に戍する者は、其租庸を免じ、六歳にして更る。時に邊將、敗を恥ぢ、士卒の死する

は、皆、供奉官なり。外官、朝士に隨つて入見するを得る者は、之を仗内供奉と謂ふ。翰林院の官班に隨ふ者は、之を翰林供奉と謂ふ。宦官は、之を内供奉と謂ふ。又、朝士の・禁中に供奉する者あり。〔二〕殺す所の者は蓋し即ち靜樂・宜芳なり。〔三〕北平郡。平州。

者、皆、申牒せず、貫籍、除かれず。王鉞、志、聚斂に在り、籍有り人無き者を以て、皆、課を避くと爲し、籍を按じて邊に戍せしむ。六歳の外、悉く其租庸を徴す。併せて三十年を徴する者有り。民、訴ふる所無し。上、位に在ること久しく、用度日に侈り、後宮の賞賜、節無し。數、左右藏に於て之を取るを欲せず。鉞、上の指を探知し、歳ごとに額外錢百億萬を貢し、内庫に貯へ、以て宮中の宴賜に供して曰はく、「此れ皆租庸調に出でず、經費に預る無し」と。上、鉞を以て能く國を富ますと爲し、益、厚く之を遇す。鉞、務めて、割剝を爲し、以て媚を求む。中外嗟怨す。丙子、鉞を以て御史中丞・京畿采訪使と爲す。楊釗、宴に禁中に侍し、専ら樗蒲文簿を掌り、鈎校精密なり。上、其強明を賞して曰はく、「好度支郎」と。諸楊數、此言を上に徴し、又以て王鉞に屬す。鉞因つて奏して判官に充つ。

十二月戊戌、上、宮に還る。

五載、春正月乙丑、隴右節度使皇甫惟明を以て河西節度使を兼ねしむ。李適之、性疎率なり。李林甫嘗て適之に謂つて曰はく、「華山に金礦有り。之を采らば以て國を富ます可からん。主上、未だ

- 〔一〕貫籍。本貫の籍なり。
- 〔二〕左右藏。唐に左藏右藏有り。
- 〔三〕經費。經常費なり。
- 〔四〕割剝。重く民物を徴收するをいふ。
- 〔五〕鈎校。調査すること。
- 〔六〕唐の度支郎は、天下の租賦多少の數、物産豐約の宜、水陸道塗の利を掌る。
- 〔七〕徵。證する也。
- 〔八〕溫泉宮より還るなり。
- 〔九〕華山。太華山なり。

之を知らざるなり」と。它日、適之、事を奏するに因つて之を言ふ。上、以て林甫に問ふ。對へて曰はく、「臣久しく之を知る。但だ華山は陛下の本命にして、王氣の在る所なり。之を鑿るは宜しきに非ず。故に敢て言はず」と。上、林甫を以て己を愛すと爲し、適之が事を慮ること熟せざるを薄んじ、謂つて曰はく、「今より、事を奏するには、宜しく先づ林甫と之を議すべし。輕脫なるを得る無かれ」と。適之、是に由りて手を束ぬ。適之既に恩を失ひ、韋堅、權を失ひ、益相親密なり。林甫愈之を惡む。初め太子の立つや、林甫の意に非ず。林甫、異日己の禍を爲さんことを恐れ、常に東宮を動搖するの志有り。而して堅は又太子の妃の兄なり。皇甫惟明、嘗て忠王之友たり。時に吐蕃を破り、入りて捷を獻す。林甫が權を専らにするを見、意願る平かならず。時に、上に見ゆるに因り、間に乘じ、微の上に林甫を去らんことを勸む。林甫、之を知り、楊慎矜をして密に其の爲す所を伺はしむ。會、正月望夜、太子出遊し、堅と相見る。堅、又、惟明と、景龍觀の道士の室に會す。慎矜、其事を發き、以爲はく、「堅は威里なり。應に邊將と狎暱すべからず」と。林甫因つて奏す、「堅、惟明と謀を結び、共に太子を立てんと欲す」と。堅、惟明、獄に下る。林甫、慎矜をして、御史中丞王鉞・京兆府法曹吉

【二】帝、華嶽の碑を製して曰はく、予小子の生るるや、歳は景戌、月は中秋、少皞の盛徳に膺り、太華の本命に協ふ。故に當に靈嶽を寤寐し、神文を聆響すと。林甫、此旨を知る。故に以て適之を誤りて之を陷る。

【三】輕脫。輕率脱略なり。
【四】事、二百十四卷開元二十六年に見ゆ。
【五】事、二百十三卷開元十八年に見ゆ。
【六】景龍館は長安城中崇仁坊申公高士廉の宅の西北左金吾

衛に在り。神龍元年、併せて長寧公主の宅と爲す。韋庶人敗れて後、遂に立てて觀と爲し、仍つて中宗の年號を以て名と爲す。
【七】威里。天子の外戚即ち后妃の家。
【八】縉雲郡、本、括州永嘉郡、元年、郡名を更む。
【九】播川郡。播州。
【一〇】四五月。正月、四月、七月、十月。

温と、共に之を鞠せしむ。上も亦、堅と惟明と謀有らんことを疑ふ。而も其罪を顯はさず。癸酉、制を下し、堅を責むるに干進して已まざるを以てし、縉雲の太守に貶し、惟明は、君臣を離間するを以てし、播川の太守に貶し、仍ほ別に制を下して百官を戒む。
王忠嗣を以て河西隴右節度使と爲し、知朔方河東節度事を兼ねしむ。忠嗣始め朔方・河東に在り、互市する毎に、馬を估ふ價を高くとす。諸胡、之を聞き、争うて馬を唐に賣る。忠嗣、皆、之を買ふ。是に由りて胡馬少く、唐の兵益壯なり。隴右・河西に徙るに及び、復た請うて朔方・河東の馬九千匹を分ち、以て之に實す。其軍亦壯なり。忠嗣、四節に仗り、萬里を控制す。天下の勁兵重鎮、皆、掌握に在り。吐蕃と、青海・積石に戦ひ、皆大に捷つ。又、吐谷渾を墨離軍に討ち、其全部を虜にして歸る。
夏四月癸未、奚の酋娑固を立てて昭信王と爲し、契丹の酋楷洛を恭仁王と爲す。
己亥、制す、「今より（一〇）四五月、皆、吉日を擇び、天地九宮を祀らん」と。
韋堅等既に貶せられ、左相李適之懼れ、自ら散地を求む。庚寅、適之を以て太子少保と爲し、政事を罷む。其子衛尉少卿雪、嘗て盛饌して客を召く。客、李林甫を畏れ、竟日、一人の敢て往く者無し。

門下侍郎 崇玄館大學士陳希烈を以て同平章事とす。希烈は宋州の人、老莊を講ずるを以て進むを得、専ら神仙符瑞を用て、媚を上に取る。李林甫、希烈が上の愛する所と爲り、且つ柔佞にして制し易きを以て、故に引きて以て相と爲す。凡ての政事、一に林甫に決し、希烈は但だ唯諾を給するのみ。故事に、宰相は午後六刻にして乃ち出づ。林甫奏す、「今太平にして事無し。已の時即ち第に還り、軍國の機務、皆私家に決せん」と。主書、成案を抱き、希烈に詣りて名を書するのみ。

五月壬子朔、日、之を食する有り。

乙亥、劍南節度使章仇兼瓊を以て戸部尚書と爲す。諸楊、之を引くなり。

秋七月丙辰、敕す、「流貶の人、多く道に在りて逗留す。今より、左降の官、日に十驛以上を馳せよ」と。是後、流貶の者、多く空からず。

楊貴妃、方に寵有り。馬に乗る毎に、則ち高力士、轡を執り鞭を授く。織繡の工、専ら貴妃の院に供する者七百人。中外争うて器服珍玩を獻す。

嶺南經略使張九章、廣陵の長史王翼、獻する所精美なるを以て、九章は三品を加へ、翼は入りて戸部侍郎と爲る。天下、風に從つて靡く。民間、之を歌うて曰はく、「男を生むも喜ぶ勿れ女も悲む勿れ、君今看よ女は 門楣を作す」と。妃、生荔枝を得んと欲す。歲

ごとに嶺南に命じ、驛を馳せて之を致さしむ。長安に至る比ほひ、色味、變せず。是に至りて、妃、妬悍不遜なるを以て、上怒り、命じて兄銜の第に送り歸さしむ。是日、上、憚らず。日中に比るまで猶ほ未だ食せず。左右動もすれば旨に稱はず、横しまに極撻を被る。高力士、上の意を嘗みんと欲し、請うて悉く院中の儲符を載せ、貴妃に送る。凡そ百餘車。上自ら御膳を分かち、以て之に賜ふ。夜に及びて、力士、伏して奏す、「請ふ貴妃を迎へて院に歸さん」と。遂に禁門を開きて入る。是より、恩遇愈隆なり。後宮、進むを得るもの莫し。

將作少匠韋蘭、兵部員外郎韋芝、其兄堅の爲めに冤を訟へ、且つ太子を引き言を爲す。上益怒る。太子懼れ、表して、妃と離昏せんと請ひ、親を以て法を廢せざらんことを乞ふ。丙子、再び堅を江夏の別駕に貶す。蘭、芝、皆、嶺南に貶せらる。然れども上素より太子の孝謹なるを知る。故に譴怒、及ばず。李林甫因つて言ふ、「堅、李適之等と朋黨を爲せり」と。後數日、堅、臨封に長流せられ、適之、宜春の太守に貶せられ、太常少卿韋斌、巴陵の太守に貶せられ、嗣薛王瑊、夷陵の別駕に貶せられ、睢陽の太守裴寬、安陸の別駕に貶せられ、河南の尹李齊物、竟陵の太守に貶せらる。凡そ堅の親黨、坐して流貶

- 【一】 開元二十五年、崇玄學を玄宗皇帝の廟に置く。天寶元年、兩京に博士助教各一員を置く。二載、崇玄學を改めて崇玄館と曰ひ、博士を學士と曰ひ、助教を直學士と曰ひ、大學士を置き、宰相を以て之と爲し、兩京の玄宗宮及び道院を領せしむ。
- 【二】 廣陵郡は揚州。
- 【三】 九章。服章なり。
- 【四】 門楣。門のはり。楊家、女を生むに因つて宗門崇顯なるを言ふ。
- 【五】 江夏郡は鄂州。京師の東南二千三百四十六里。
- 【六】 臨封郡は本、封州廣信郡。元年、郡名を改む。京師に至るまで四千五百十里。
- 【七】 宜春郡は袁州。
- 【八】 巴陵郡は岳州。京師まで二千二百三十七里。
- 【九】 夷陵郡は峽州。京師まで一千八百八十八里。
- 【一〇】 安陸郡は安州。京師の東南二千五百一十一里。
- 【一一】 竟陵郡は本、復州沔陽郡。元年、郡名を改む。京師を去ること一千八百里。

せらるる者數十人。斌は安石の子、瑁は業の子、堅の甥なり。瑁の母も亦瑁に隨うて官に之かきむ。

冬十月戊戌、上、驪山の温泉に幸す。十一月乙巳、宮に還る。

贊善大夫杜有鄰の女、太子の良娣と爲り、良娣の姉は、左驍衛兵曹柳勣の妻と爲る。勣、性狂疎にして、功名を好み、喜びて豪傑に交結す。淄川の太守裴敦復、北海の太守李邕を薦む。邕、之と交を定む。勣、京師に至り、著作郎王曾等と友と爲る。皆當時の名士なり。勣、妻の族と協はず、之を陥れんと欲し、飛語を爲し、有鄰を告ぐ、「妄に圖讖を稱し、東宮を交構し、乘輿を指斥す」と。林甫、京兆の士曹吉温をして御史と與に之を鞠せしむるに、乃ち勣、首謀なり。温、勣をして曾等を連引して臺に入れしむ。十二月甲戌、有鄰、勣及び曾等、皆杖死す。尸を大理に積む。妻子、遠方に流さる。中外震慄す。嗣虢王巨、義陽の司馬に貶せらる。巨は邕の子なり。別に監察御史羅希夷を遣はし、往きて李邕を按せしむ。太子も亦良娣を出して庶人と爲す。乙亥、鄴郡の太守王琚、賊に坐し、江華の司馬に貶せらる。琚、性豪侈にして、李邕と、皆自ら謂へらく者舊なりと。久しく

- 【一】 韋安石、武后・中宗・睿宗の三朝に事ふ。
- 【二】 業、上の弟なり。
- 【三】 唐の贊善大夫は正五品上にして、太子を諷諭し規諫するを掌る。
- 【四】 唐の太子の内官、良娣は正三品。
- 【五】 北海郡は青州。
- 【六】 士曹司士參軍事は、津梁舟車舍宅工藝を掌る。
- 【七】 義陽郡は申州。京師に至るまで一千七百九十六里。
- 【八】 高祖の子虢王鳳。鳳の嫡孫は嗣虢王巨と曰ふ。
- 【九】 鄴郡。本、相州魏郡。元年、名を更む。
- 【一〇】 江華郡は道州。
- 【一一】 琚王は上に東宮に事へ、太平公主を誅するを賛決す。

外に在り、意快快たり。李林甫、其の材を負み氣を使ふを惡む。故に事に因りて之を除く。

六載、春正月辛巳、李邕、裴敦復、皆杖死す。邕、才藝、衆に出づ。盧藏用、常て之に語りて曰はく、「君は千將・莫邪の如く、與に鋒を争ひ難し。然れども終に・缺折せんことを虞るのみ」と。邕、用ふる能はず。林甫又奏し、御史を分遣し、貶所に即ぎ、皇甫惟明・韋堅兄弟等に死を賜ふ。羅希夷、青州より嶺南に如き、過ぐる所遷謫者を殺す。郡縣惶駭す。排馬牒、宜春に至る。李適之、憂懼し、藥を仰ぎて自殺す。江華に至る。王琚、藥を仰げども死せず。希夷已に至ると聞き、即ち自ら縊る。希夷又、迂路して安陸を過ぎ、裴寬を怖殺せんと欲す。寬、希夷に向つて叩頭して生を祈る。希夷、宿せずして過ぐ。乃ち免るるを得たり。李適之の子嘗、父の喪を迎へて東京に至る。李林甫、人をして雪を誣告せしめ、河南府に杖死す。給事中房琯、適之と善きに坐し、宜春の太守に貶せらる。琯は融の子なり。林甫、韋堅を恨みて、已まざる。使を遣はし、循河及び江淮の州縣に於て堅の罪を求め、綱典・船夫を收繫し、牢獄に溢れ、逋負を徵剝し、延きて鄰伍に及び、皆裸露にして公府に死

- 【一】 千將・莫邪。吳王の鑄る所の寶劍の名。
- 【二】 希夷既に李邕を青州に殺し、遂に嶺南に如くなり。
- 【三】 排馬牒。御史の過ぐる所、沿路の郡縣、驛馬を給す。故に未だ至らざるに先づ排馬牒有り。驛馬を用意することを命ずる官文書。
- 【四】 迂路。まはりみち。
- 【五】 房琯は二百七卷武后長安四年に見ゆ。
- 【六】 綱典。十船を一綱と爲し、吏を以て綱典と爲す。
- 【七】 船夫。船を駛き及び船を駕するの夫なり。

す。林甫薨するに至りて乃ち止む。

丁亥、上、太廟に享す。戊子、天地を南郊に合祭す。天下に赦す。制して、百姓の今載の田租を免す。又、絞斬の條を削らしむ。上、生を好むの名を慕ふ。故に令して、應に絞斬すべき者は、百重杖して嶺南に流さしむ。其實は有司率ね之を杖殺す。又、天下に令して、嫁母の爲めに服すること三載せしむ。上、廣く天下の士を求めんと欲し、命じて、一藝以上に通ずるものは皆京師に詣らしむ。李林甫、草野の士が對策して其姦惡を斥言せんことを恐れ、建言す、「舉人多く卑賤愚瞶なり。恐らくは俚言、聖聽を汚濁する有らん」と。乃ち郡縣の長官に令して、精しく試練を加へしめ、灼然として超絶する者は、名を具し省に送らしめ、尙書に委ねて覆試せしめ、御史中丞をして之を監せしめ、名實相副ふ者を取りて聞奏せしむ。既にして至る者、皆試みるに詩賦論を以てす。遂に一人の及第する者無し。林甫乃ち上表し、野に遺賢無きを賀す。

戊寅、范陽平盧節度使安祿山を以て御史大夫を兼ねしむ。祿山、體充肥にして、腹垂れて膝を過ぐ。嘗て自ら稱す、「腹の重さ三百斤」と。外は癡直なるが若く、内は實に狡黠なり。常に其將劉駱谷をして、京師に留まり、朝廷の指趣を調ひ、動靜皆之を報せしむ。或は應に牋表有るべき者は、駱谷即ち爲めに代作して之を通ず。歲ごとに俘虜・雜畜・奇禽・異獸・珍玩の物を獻じ、路に絶えず。郡縣、遞運に疲る。祿山、上の前に在り、應對敏給にして、雜ふるに談諧を以てす。上嘗て其腹を指して曰はく、

「此胡、腹中何の有る所にして、其の大なること乃ち爾」と。對へて曰はく、「更に餘物無し。止だ赤心有るのみ」と。上悦ぶ。又嘗て命じて太子に見えしむ。祿山、拜せず。左右、之を趣して拜せしむ。祿山、拱立して曰はく、「臣は胡人にして、朝儀に習はず。知らず太子とは何の官ぞ」と。上曰はく、「此れ儲君なり。朕が千秋萬歲の後、朕に代りて汝に君たらん者なり」と。祿山曰はく、「臣愚にして、羸者惟だ陛下一人有るを知り、乃ち更に儲君有るを知らず」と。已むを得ずして然る後拜す。上、以て信に然りと爲し、益之を愛す。上嘗て勤政樓に宴す。百官、樓下に列坐す。獨り祿山の爲めに御座の東間に於て、金雞障を設け、榻を置き、其前に坐せしめ、仍ほ命じて簾を卷かしめ、以て榮寵を示す。楊銛・楊錡・貴妃の三姉に命じて、皆祿山と兄弟を敍せしむ。祿山、禁中に入出するを得、因つて請うて貴妃の兒と爲る。上、貴妃と共に坐す。祿山先づ貴妃を拜す。上問ふ「何が故ぞ」と。對へて曰はく、「胡人は母を先にして父を後にす」と。上悦ぶ。

李林甫、王忠嗣の功名日に盛なるを以て、其の入りて相たらんことを恐れ、之を忌む。安祿山潛に異志を蓄へ、託するに寇を禦ぐを以てし、雄武城を築き、大に兵器を貯へ、忠嗣が役を助けんとを請ひ、因つて其兵を留めんと欲す。忠嗣、期に先だちて往き、祿山を見ずして還る。數、上言す、「祿山必ず反せん」と。林甫、益之を惡む。

【八】金雞障。金雞を畫きて飾と爲せる坐障なり。
【九】雄武城。荊州廣漢川に雄武軍有り。

夏四月、忠嗣、固く河東朔方節度を兼ぬるを辭す。之を許す。
冬十月己酉、上、驪山の温泉に幸す。温泉宮を改めて華清宮と曰ふ。

河西隴右節度使王忠嗣、部將哥舒翰を以て大斗軍副使と爲し、李光弼を河西兵馬使と爲し、赤水軍使に充つ。翰の父祖は本突騎施の別部の酋長なり。光弼は契丹王楷洛の子なり。皆、勇略あるを以て、忠嗣の重んずる所と爲る。忠嗣、翰をして吐蕃を撃たしむ。

同列の之が副と爲るもの有り。倨慢にして、用を爲さず。翰、槌ちて之を殺す。軍中股慄す。功を累ねて隴右節度副使に至る。每歲、積石軍、麥熟すれば、吐蕃輒ち來りて之を獲る。能く禦ぐ者無し。邊人、之を吐蕃麥莊と謂ふ。翰先づ兵を其側に伏せ、虜至れば其後を斷ち、夾みて之を撃つ。

一人の返るを得る者無し。是より、敢て復た來らず。上、王忠嗣をして吐蕃の石堡城を攻めしめんと欲す。忠嗣、上言す、「石堡は險固にして、吐蕃、國を擧げて之を守る。今、兵を其下に頓むるは、數萬人を殺すに非ずんば、克つ能はじ。臣恐る、得る所、亡ふ所に如かざらんことを。如かじ且く兵を厲ぎ馬に秣ひ、其の覺有るを俟ち、然る後之を取らんには」と。上の意快からず。將軍董延光、自ら兵を將ゐて石堡城を取らんと請ふ。上、忠嗣に命じ、兵を分ちて之を助けしむ。忠嗣、已むを得ず、詔を奉ず。而れども盡くは延光の欲する

所に副はす。延光、之を怨む。李光弼、忠嗣に言つて曰はく、「大夫、士卒を愛するの故を以て、延光の功を成さんことを欲せず。制書に迫らると雖も、實は其謀を奪ふなり。何を以て之を知る。今、數萬の衆を以て之に授け、而も重賞を立てず、士卒安んぞ肯て之が爲めに力を盡さんや。然れども此れ天子の意なり。彼、功無くんば、必ず罪を大夫に歸せん。大夫の軍府、充物す。何ぞ數萬段の帛を愛み、以て其讒口を杜がざるか」と。忠嗣曰はく、「今、數萬の衆を以て一城を争ふ。之を得るも、未だ以て敵を制するに足らず。得ざるも亦國に害無し。故に忠嗣、之を爲すを欲せず。忠嗣、今、責を天子に受くるも、金吾羽林の一將軍を以て歸りて宿衛するに過ぎじ。其次は黔中の上佐に過ぎじ。忠嗣豈に數萬人の命を以て一官に易へんや。李將軍、子誠に我を愛す。然れども吾が志決せり。子、復た言ふ勿れ」と。光弼曰はく、「羈者、大夫の累と爲らんことを恐る、故に敢て言はずんばあらず。今、大夫能く古人の事を行ふ。光弼が及ぶ所に非ざるなり」と。遂に趨り出づ。延光、期を過ぐれども克たず。忠嗣が軍計を沮撓するを言ふ。上怒る。李林甫、因つて濟陽の別駕魏林をして告げしむ、「忠嗣嘗て自ら我幼にして宮中に養はれ、(二六)忠王

【一〇】 兵馬使は節鎮衙前の軍職なり、兵を總べ權任甚だ重し。至德以後、都知兵馬使、率れ藩鎮の節帥たり。
【一一】 西突厥の五弩失畢に哥舒闕俟斤有り。
【一二】 開元の初め、李楷洛、封ぜられて契丹王と爲る。
【一三】 石堡城陥ること前卷開元二十九年に見ゆ。

【二四】 唐の中世以前、率れ將帥を呼びて大夫と爲す。
【二五】 黔中一道は皆溪峒蠻徭雜居す。貶謫せられて嶺を過ぎざる者之に處る。
【二六】 上佐。長史司馬なり。
【二七】 武德四年、東平の盧縣を分ちて濟州を置く、隋の濟北郡なり。天寶元年、改めて濟陽郡と曰ふ。魏林先に朔州の刺史たり。忠嗣、河東に節度たり。朔州は其巡屬なり。故に林をして之を諳せしめ、以て言に自つて來る所有るを示す。
【二八】 忠王と愛狎せり。忠嗣、年九歳、父源賓、渭源長城堡に戰死す。帝、忠嗣を宮中に養ふ。太子、時に忠王たり、之と遊處す。

と相愛狎せり。兵を擁して以て太子を尊奉せんと欲す」と言へり」と。敕して、忠嗣を徵して入朝せしめ、三司に委ねて之を鞠せしむ。上、哥舒翰の名を聞き、華清宮に召見し、與に語りて之を悦ぶ。十一月辛卯、翰を以て西平太守を判し、隴右節度使に充て、朔方節度使安思順を以て武威郡の事を判し、河西節度使に充つ。

戸部侍郎兼御史中丞楊慎矜、上の厚くする所と爲る。李林甫、浸く之を忌む。慎矜、王鉷の父晋と、中表兄弟なり。少きとき鉷と狎る。鉷が臺に入るは、頗る慎矜の推引に因る。鉷が中丞に遷るに及び、慎矜與に語り、猶ほ之に名いふ。鉷自ら林甫と善きを恃み、意稍平かならず。慎矜、鉷の職田を奪ふ。鉷の母本賤し。慎矜嘗て以て人に語る。鉷深く之を銜む。慎矜猶ほ故意を以て之を待ち、嘗て之と與に私に讖書を語る。慎矜、術士史敬忠と善し。敬忠言ふ、「天下將に亂れんとす」と。慎矜に勸めて、汝の山中に於て莊を買ひ、亂を避くるの所と爲さしむ。會、慎矜の父の墓田の中、草木皆血を流す。慎矜、之を惡み、以て敬忠に問ふ。敬忠、之を禳はんと請ふ。道場を後園に設く。慎矜、朝を退き、輒ち裸にして桎梏を貫き、其中に坐す。旬日にして血止む。慎矜、之を徳とす。慎矜、侍婢明珠有り、色美なり。敬忠屢之を目す。慎矜即ち以て敬忠に還る。車載して貴妃の姊柳氏の樓下を過ぐ。姊、

【一九】 西平郡は鄯州。

【二〇】 武威郡。涼州。

【二一】 俱に中丞たり、因つて鉷の職田を併せ、奪つて之を有す。

【二二】 臨汝郡、本、伊州襄城郡。貞觀八年、伊州を更めて汝州と曰ふ。天寶元年、郡名を更めて臨汝郡と爲す。

敬忠を邀へて樓に上せ、車中の美人を求む。敬忠、敢て拒まず。明日、姊、宮に入り、明珠を以て自ら隨ふ。上見て之を異み、従つて來る所を問ふ。明珠具に實を以て對ふ。上、慎矜が術士と與に妖法を爲すと以ひ、之を惡み、怒を含めども未だ發せず。楊釗、以て鉷に告ぐ。鉷、心に喜び、因つて慎矜を侮慢す。慎矜怒る。林甫、鉷が慎矜と隙有るを知り、密に誘うて、之を圖らしむ。鉷乃ち人を遣はし、飛語を以て告ぐ。【三】 慎矜は隋の煬帝の孫にして、凶人と往來し、家に讖書有り、祖業を復せんと謀る」と。上大に怒り、慎矜を收へて獄に繋ぎ、刑部・大理に命じ、侍御史楊釗・殿中侍御史盧鉉と、同じく之を鞠せしむ。太府少卿張瑄は慎矜の薦むる所なり。盧鉉、瑄を誣ふ、「嘗て慎矜と讖を論ず」と。栲掠百端すれども、瑄肯て答辯せず。乃ち木を以て其足を綴し、人をして其の枷柄を引き、前に向つて之を挽かしむ。身、長さを加ふること數尺、腰細くして、絶えんと欲し、眼鼻、血を出す。瑄竟に答へず。又、吉温をして史敬忠を汝州に捕へしむ。敬忠、温の父と素より善し。温が幼きや、敬忠常に抱きて之を撫す。捕獲するに及び、温、與に言を交へず、其頸を鎖し、布を以て首を蒙ひ、之を馬前に驅り、【四】 戲水に至る。温、吏をして之を誘はしめて曰はく、「楊慎矜已に歎服す。惟だ子の一辯を須つ。若し人意を解せば則ち生きん。然らずんば必ず死せん。前みて 温湯に至らば、則ち 首せんことを求むとも獲ざらん」と。敬忠顧みて温に謂つて曰はく、

【三】 慎矜は隋の煬帝の玄孫。

【四】 戲水。新豐の東に在り。

【五】 温湯。即ち會昌を謂ふ。時に會昌縣に温泉宮を置く。

【六】 首。其事を自首するをいふ。

唐玄宗至道大聖大明孝皇帝天寶六載

「七郎、一紙を求めん」と。温陽りて應へず。温湯を去ること十餘里、敬忠、祈請すること哀切なり。乃ち桑下に於て、三紙を答へしむ。辯、皆、温の意の如し。温徐ろに謂つて曰はく、「丈人、且く恠む勿れ」と。因つて起ちて之を拜す。會昌に至り、始めて慎矜を鞠し、敬忠を以て證と爲す。慎矜皆引服す。惟だ讖書を搜れども獲ず。林甫、之を危み、盧鉉をして長安に入り、慎矜の家を搜らしむ。鉉、讖書を袖にして、闇中に入り、詭りて出でて曰はく、「逆賊深く祕記を藏せり」と。會昌に至り、以て慎矜に示す。慎矜、歎じて曰はく、「吾、讖書を蓄へず。此れ何に従りて吾が家に在るや。吾應に死すべきのみ」と。丁酉、慎矜及び兄少府少監慎餘、洛陽の令慎名に自盡を賜ふ。敬忠は杖すること百、妻子皆嶺南に流さる。瑄は杖すること六十、臨封に流され、會昌に死す。嗣虢王巨、謀に預らずと雖も、敬忠と相識るに坐し、官を解き、南賓に安置す。自餘の連坐する者數十人。慎名、赦を聞き、神色、變せず、書を爲りて姊に別る。慎餘、掌を合せ天を指して縊る。

三司、王忠嗣を按ず。上曰はく、「吾が兒、深宮に居る。安んぞ外人と謀を通ずるを得ん、此れ必ず妄ならん」と。但だ忠嗣が軍功を沮撓するを劾す。哥舒翰が入朝するや、或るひと勸む、「多く金帛を齎し、以て忠嗣を救へ」と。翰曰はく、「若し直道尙ほ存せば、王公必ず冤死せざらん。如し其れ

【七】 會昌。天寶元年、驪山を改めて會昌山と曰ふ。三載、新豐縣は華清宮を去ること遠きを以て新豐萬年を以て會昌縣を置く。

【八】 南賓郡は忠州。本、巴郡の臨江縣。隋の義寧二年、臨州を置く。貞觀八年、忠州と改む。天寶元年改めて郡と爲す。京師の南二千一百二十里。

將に喪はんとせば、多く賂ふとも何をか爲さん」と。遂に單囊にして行く。三司・奏す、「忠嗣の罪、死に當る」と。翰始めて上に遇知せられ、力めて忠嗣の冤を陳べ、且つ己が官爵を以て忠嗣の罪を贖はんと請ふ。上起ちて禁中に入る。翰、叩頭して之に隨ふ。言、涙と俱にす。上、感寤す。己亥、忠嗣を漢陽の太守に貶す。

【九】 漢陽郡は沔州。

【一〇】 馮翊郡は同州。華陰郡は華州。

【一一】 將作監。唐の初め、將作大匠と曰ひ、龍朔に繕工監と改め、光宅に營繕監と改め、神龍に復た將作監と曰ふ。

李林甫、屢、大獄を起し、別に推事院を長安に置き、楊釗が掖庭の親有り。禁闥に出入し。言ふ所多く聽かるるを以て、乃ち引きて以て援と爲し、擢でて御史と爲し、事、微しく東宮に渉る者有れば、皆指擿して之をして奏劾せしめ、羅希奭・吉温に付して之を鞠せしむ。釗因つて其私志を逞しくするを得。擠陥し誅夷する所の者數百家、皆、釗、之を發くなり。幸に太子、仁孝謹靜にして、張垪・高力士、常に上の前に保護す。故に林甫、終に問する能はざるなり。

十二月壬戌、馮翊・華陰の民夫を發し、會昌城を築き、百司を置く。王公各、第舍を置く。土畝ごとに直千金。癸亥、上、宮に還る。

丙寅、百官に命じ、天下の歲貢の物を尙書省に閱せしむ。既にして悉く車を以て載せ、李林甫の家に賜ふ。上、或は時に朝を視ず、百司悉く林甫の第門に集まり、臺省爲めに空し。陳希烈、府に坐すと雖も、一人の入りて謁する者無し。林甫の子岫、將作監と爲り、頗る滿盈を以て懼と爲す。

嘗て林甫が後園に遊ぶに従ひ、役夫を指し、林甫に言つて曰はく、「大人、久しく鈞軸に處り、怨仇、天下に滿つ。一朝禍至らば、此を爲さんと欲すとも、得んや」と。林甫、樂しますして曰はく、「勢已に此の如し。將た之を若何せん」と。是より先、宰相、皆、徳度を以て自ら處り、威勢を事とせず、驍從、數人に過ぎず、士民或は之を避けず。林甫、自ら、多く怨を結ぶを以て、常に刺客を虞り、出づれば則ち步騎百餘人、左右の翼と爲り、金吾、靜街前驅し、數百歩の外に在り、公卿走り避く。居れば則ち重關複壁、石を以て地を甃み、牆中に板を置き、大敵を防ぐが如し。一夕に屢、牀を徙し、家人と雖も、其處を知るもの莫し。宰相の驍從の盛なること、林甫より始まる。

初め將軍高仙芝、本、高麗の人、軍に安西に従ふ。仙芝、驍勇にして騎射を善くす。節度使夫蒙靈賛、屢、薦め、安西副都護・都知兵馬使に至り、四鎮節度副使に充てらる。吐蕃、女を以て 小勃律王に妻はす。及び其旁の二十餘國、皆、吐蕃に附く。貢獻、入らず。前後の節度使之を討ち、皆、克つ能はず。制して、仙芝を以て行營節度使と爲し、萬騎を將ゐて之を討たしむ。安西より行くこと百餘日、乃ち 特勒滿川に至り、軍を分ちて 三道と爲し、期するに七月十三日を以てし、吐蕃の 連雲堡下に會す。兵有ること萬人に近し。唐の兵の猝に至るを意はず、大に驚き、山に依り

【三二】 小勃律。長安を去ること九千餘里。吐蕃贊普の牙を距ること三千里。

【三三】 特勒滿川。即ち五識匿國の居る所。

【三四】 三道。一は北谷道に由り、一は赤佛道に由り、仙芝自ら護密道に由る。護密勒城より南のかた小勃律國都に至るまで五百里。

【三五】 連雲堡。南は山に依り、北は娑夷水に據り、以て固と爲す。

て拒戦す。礮櫓、雨の如し。仙芝、郎將高陵の李嗣業を以て 陌刀將と爲し、之に令して曰はく、「日中に及ばず、決して須く虜を破るべし」と。

【三六】 礮櫓。礮は即ち砲石、櫓木は長さ五尺、徑一尺、小なるものは六七寸に至る。

嗣業、一旗を執り、陌刀を引き、險に緣り、先登して力戦し、辰より巳に至り、大に之を破り、斬首五千級、捕虜千餘人。餘は皆逃潰す。中使邊令誠、虜境に入ること已に深きを以て、懼れて、敢て進まず。仙芝乃ち令誠をして羸弱三千を以て其城を守らしむ。復た進むこと三日、坦駒嶺下に至る。峻阪四十餘里。前に阿弩越城有り。仙芝、士卒が險を憚り、肯て下

【三七】 陌刀。唐の刀制、四有り、儀刀、障刀、橫刀、陌刀なり。陌刀は長刀なり、武兵の持つ所、蓋し古の斬馬劍なり。

らざらんことを恐れ、先づ人をして胡服し、詐はりて阿弩越城の守者の爲し、迎へ降り、「阿弩越城、赤心、唐に歸し、娑夷水、藤橋已に斫斷せり」と云はしむ。娑夷水は即ち弱水なり。其水、草芥に勝ふる能はず。藤橋は吐蕃に通ずるの路なり。仙芝陽り喜ぶ。士卒乃ち下る。又三日にして、阿弩越城の迎ふる者果して至る。明日、仙芝、阿弩越城に入り、將軍席元慶を遣はし、千騎を將ゐて前行せしめ、謂つて曰はく、「小勃律、大軍至ると聞き、其君臣百姓、必ず山谷に走らん。第だ呼び出して繒帛を取り、敕と稱して之に賜へ。大臣至らば、盡く之を縛して以て我を待て」と。元慶、其言の如くし、悉く諸大臣を縛す。王及び吐蕃公主、逃げて石窟に入り、取れども得可からず。仙芝至り、其の吐蕃に附く者大臣數人を斬る。藤橋は城を去ること猶ほ六十里。仙芝、急に元

【三八】 邊令誠、時に監軍たり。

【三九】 小勃律王、孽多城に居り、娑夷水に臨む。

慶を遣はし、往きて之を斫らしむ。甫めて畢るや、吐蕃の兵大に至る。已に及ぶ無し。藤橋關さ一矢力を盡す。之を修むること暮年にして、乃ち成る。八月、仙芝、小勃律王及び吐蕃公主を虜にして還る。九月、連雲堡に至り、邊令誠と、俱に月末に播密川に至り、使を遣はして、〔四〇〕 状を奏す。河西に至る。夫蒙靈管、仙芝が先づ己に言はずして、遽に奏を發するを怒り、〔四一〕 一に迎勞せず。仙芝を罵りて曰はく、「噉狗糞高麗奴、汝の官は皆誰に因つて得たる。而るに我が處分を待たず、擅に捷書を奏す。高麗奴、汝の罪、斬に當る。但だ汝が新に功有るを以て忍びざるのみ」と。仙芝但だ罪を謝す。邊令誠・奏す、「仙芝深く萬里に入り、奇功を立つ。今、旦夕、死を憂ふ」と。

【四〇】 状を奏す。捷狀を京師に奏するなり。
 【四一】 河西。白馬河の西なり。安西より西のかた柘厥關を出で、白馬河を度る。
 【四二】 一。猶ほ一切と言ふがごとし。

卷の第二百一十六

唐紀三十二

玄宗至道大聖明孝皇帝下の上

〔三〕 天寶六載、十二月己巳、上、仙芝を以て安西四鎮節度使と爲し、靈管を徵して入朝せしむ。靈管大に懼る。仙芝、靈管を見、趨走すること故の如し。靈管益々懼る。副都護京兆の程千里、〔四〕 押牙畢思琛及び行官王滔等、皆、平日、仙芝を靈管に構へし者なり。仙芝、面のあたり千里・思琛を責めて曰はく、「公の面は男子の如く、心は婦人の如きは、何ぞや」と。又、滔等を捧へ、之を答たんと欲す。既にして皆之を釋し、謂つて曰はく、「吾素より汝に恨むる所の者、言はざらんと欲せば、汝が憂を懷かんことを恐る。今既に之を言へば則ち事無し」と。軍中乃ち安んず。初め仙芝、都知兵馬使と爲るや、猗氏の人封常清、少くして孤貧、細瘦類目、一足偏短なり。仙芝の儉と爲らんことを求む。納れず。常清、日に仙芝の出入を候ひ、其門を離れざることを、凡そ

【一】 天寶六載。西紀七四七年なり。
 【二】 押牙。盡く節度使牙内の事を管す。
 【三】 行官。命を將ひ京師及び鄰道及び巡内の郡縣に往來するを主る。

數十日。仙芝、已むを得ずして之を留む。會、達奚部・叛く。夫蒙靈營、仙芝をして之を追はしめ、斬獲して略ぼ盡く。常清私に捷書を作り、以て仙芝に示す。皆、仙芝の心に言はんと欲する所の者なり。是に由りて、一府、之を奇とす。仙芝、節度使と爲るや、即ち常清を判官に署す。仙芝・出征すれば、常に留後と爲す。仙芝の乳母の子鄭德詮、郎將たり。仙芝、之を遇すること、兄弟の如く、家事を典らしむ。威、軍中に行はる。常清嘗て出で、德詮、後より馬を走らせ、之を突きて過ぐ。常清、使院に至り、德詮を召さしむ。一門を過ぐる毎に輒ち之を闔す。既に至るや、常清、席を離れて謂つて曰はく、「常清が本寒徴に出づるは、郎將の知る所なり。今日、中丞、命じて留後と爲す。郎將何ぞ衆中に於て相陵突するを得る」と。因つて之を叱して曰はく、「郎將、須く斃く死し、以て軍政を肅にすべし」と。遂に之を杖つこと六十、地に面仆し、曳き出す。仙芝の妻及び乳母、門外に於て號哭して之を救へども、及ばず。因つて狀を以て仙芝に白す。仙芝、之を覽、驚きて曰はく、「已に死せりや」と。常清を見るに及び、遂に復た言はず。常清も亦之を謝せず。軍中、之を畏れて惕息す。唐興りてより以來、邊帥、

- 【四】 唐の諸使の屬、判官は位、副使に次ぎ、盡く府事を統ぶ。
- 【五】 留後。節度使、或は出征し、或は入朝し、或は死して未だ代有らざれば、皆、知留後事有り、其後、遂に節度留後を以て稱と爲す。
- 【六】 使院。留後が事を治むるの所。節度使、便坐して事を治むるにも、亦或は使院に就く。
- 【七】 中丞。高仙芝を謂ふ。唐の邊鎮の諸帥、或は御史中丞大夫を帶ぶ、時に其の帶ぶる所の官に隨つて之を稱す。
- 【八】 面仆。うつむきて仆るること。
- 【九】 宰相と爲る。李靖・李勣・劉仁軌・婁師徳の類をいふ。
- 【一〇】 社爾、高昌を討つや、侯君集、元帥と爲り、何力、高麗を討つや、李勣、元帥と爲る。

皆、忠厚の名臣を用ひ、久しく任せず、遙に領せず、兼ね統べず。功名著はるる者は、往往入りて宰相と爲る。其四夷の將、才略、阿史那社爾・契苾何力の如きと雖も、猶ほ大將の任を専らにせず、皆、大臣を以て使と爲し、以て之を制す。開元中に及び、天子、四夷を呑むの志有り。〔一〕邊將と爲る者、十餘年まで易へず、始めて久しく任せず。皇子は則ち慶忠諸王、宰相は則ち蕭嵩・牛仙客、始めて遙に領す。〔二〕蓋嘉運・王忠嗣、數道を專制し、始めて兼ね統ぶ。李林甫、邊帥が入りて相たるの路を杜がんと欲し、胡人は書を知らざるを以て、乃ち奏して言ふ、「文臣、將と爲れば、矢石に當るを怯る。寒峻・胡人を用ふるに若かず。胡人は則ち勇決にして戰に習ふ。寒族は則ち孤立して黨無し。陛下誠に恩を以て其心を洽げば、彼必ず能く朝廷の爲めに死を盡さん」と。上、其言を悦び、始めて安祿山を用ふ。是に至りて、諸道の節度、盡く胡人を用ひ、精兵咸北邊に成す。天下の教偏重し、卒に祿山をして天下を傾覆せしむるは、皆、林甫が寵を専らにし位を固くするの謀に出づるなり。

- 〔一〕 諸王の事は二百十三卷開元十五年に見ゆ。蕭嵩の事は十七年に見ゆ。牛仙客の事は二百十四卷二十四年に見ゆ。
- 〔二〕 蓋嘉運の事は二百十四卷開元二十八年に見ゆ。王忠嗣の事は前卷五載に見ゆ。
- 〔三〕 寒は卑賤を謂ふ。峻は嘗て農耕を事とする有る者也。
- 〔四〕 安祿山・安思順・哥舒翰・高仙芝は皆胡人なり。

七載、夏四月辛丑、左監門大將軍、知內侍省事高力士に、驃騎大將軍を加ふ。力士、恩を承くること歳久しく、中外、之を畏る。太子も亦之を呼びて兄と爲し、諸王公は之を呼びて翁と爲し、駙馬の輩は直に之を爺と謂ふ。李林甫・安祿山の輩より、皆之に因り、以て將相を取らる。其家富厚にして、貲られず。西京に於て寶壽寺を作る、寺鐘成る。力士、齋を作して以て之を慶す。舉朝畢く集まる。鐘を撃つこと一杵なれば、錢百緡を施す。媚を求むる者有り、二十杵に至る。少き者も十杵を減せす。然れども性和謹にして過少く、善く時を觀て俯仰し、散て驕横ならず。故に天子終に之を親任し、士大夫も亦疾惡せざるなり。

五月壬午、羣臣、尊號を上り、開元天寶聖文武應道皇帝と曰ふ。天下に赦し、百姓の來載の租庸を免す。後魏の子孫一人を擇びて三恪と爲す。

六月庚子、安祿山に鐵券を賜ふ。

度支郎中兼侍御史楊釗、善く上の意の愛惡する所を窺うて之を迎へ、以て聚斂す。驟に遷り、歲中に十五餘使を領す。甲辰、給事中に遷り、御史中丞を兼ね、専ら度支の事に判たり。恩幸日に隆なり。蘇冕論じて曰はく、官を設け職を分ち、各有司存す。政、恒有れば守り易く、事、本に歸す。

- 【一】 知内侍省事は此より始まる。
- 【二】 唐の制、勳階二十九、驃騎大將軍、之が首たり、從一品。
- 【三】 貲られず。算計す可からざるを言ふなり。
- 【四】 三恪。杜佑曰はく、周、天下を得、夏殷の二王の後を封じ、又舜の後を封じ、之を恪と謂ふ。恪は敬なり。義、王の敬ふ所なるを取らる、故に三恪と曰ふと。

れば失ひ難し。遠きを経するの理、此を捨てて奚にか據らん。奸臣が廣く利を言ひて以て恩を邀へ、多く使を立てて以て寵を示し、下民を刻して以て厚く斂め、虚數を張りて以て狀を獻するに洎び、上心蕩して益奢り、人望怨して禍を成し、天子の有司をして其位を守りて而も其事無く、厚祿を受けて而も其用を虚しくせしむ。宇文融、首として其端を唱へ、楊慎矜・王鉷、繼ぎて其軌に遵ひ、楊國忠、終に其亂を成す。仲尼云はく、『寧ろ盜臣有りとも、聚斂の臣無かれ』と。誠なるかな是の言。前車既に覆れども、後轍未だ改めず。化の本を達するを求むるは、亦難からずや。

冬十月庚戌、上、華清宮に幸す。

十一月癸未、貴妃の姉の・崔氏に適ける者を以て韓國夫人と爲し、裴氏に適ける者を虢國夫人と爲し、柳氏に適ける者を秦國夫人と爲す。三人、皆、才色有り。上、之を呼びて姨と爲し、宮掖に出入し、竝に恩澤を承け、教、天下を傾く。命婦、入見する毎に、玉眞公主等、皆讓り、敢て位に就かず。三姉と銛・錡との五家、凡そ請託有れば、府縣承迎し、制敕よりも峻なり。四方の賂遺、其門に輻湊し、惟だ、後に居らんことを恐れ、朝夕、市の如し。十宅の諸王及び百孫院昏嫁するに、皆、錢千緡を以て韓・虢に賂うて、請はしむれば、志の如くならざるは無し。上の賜與する所、及び四方の獻遺、五家、一の如し。競うて第舍を開き、其

- 【五】 禮記大學に、百乘の家は聚斂の臣を蓄へず。其の聚斂の臣有らんよりは、寧ろ盜臣有れと。
- 【六】 命婦。外命婦なり。
- 【七】 玉眞公主。睿宗の女。
- 【八】 十宅及び百孫院は二百十三卷開元十五年に見ゆ。

壯麗を極む。一堂の費、動もすれば千萬を踰ゆ。既に成り、它人の己に勝る者有るを見れば、輒ち毀ちて改め爲る。虢國尤も豪蕩と爲す。一旦、工徒を帥ゐ、韋嗣立の宅に突入し、即ち舊屋を撤去し、自ら新第を爲り、但だ韋氏に授くるに隙地十畝を以てするのみ。中堂既に成り、工を召して、坊塼せしめ、錢二百萬を約す。復た、技を賞せんことを求む。虢國、絳羅五百段を以て之を賞す。嗤つて顧みずして曰はく、「請ふ、蠓蟻蜥蜴を取り、其數を記して堂中に置け。苟くも一物を失はば、敢て直を受けじ」と。

十二月戊戌、或るひと云ふ、「玄元皇帝、(一)朝元閣に降る」と。制して、會昌縣を改めて昭應と曰ひ、新豐を發して昭應に入る。辛酉、上、(二)宮に還る。

哥舒翰、神威軍を青海の上に築く。吐蕃至る。翰撃ちて之を破る。又、城を青海の中の、龍駒島に築き、之を應龍城と謂ふ。吐蕃、跡を屏け、敢て青海に近づかず。

是歲、雲南王歸義・卒す。子閣羅鳳嗣ぐ。其の子鳳迦異を以て陽瓜州の刺史と爲す。

- 【九】 坊塼。壁をぬること。
- 【一〇】 蠓蟻・蜥蜴。けら、あり、とかげ。
- 【一一】 上、華清宮中に於て老君殿を起し、殿の北を朝元閣と爲す。或るひと「老君、此に降る」と言ひしを以て、改めて降聖閣と曰ふ。
- 【一二】 溫泉宮より還る。
- 【一三】 龍駒島。青海は周八九百里、中に山有り、氷合するを須ち、牝馬を其上に遊ばせ、明年、駒を生む。龍種と號す。故に之を龍駒島といふ。

八載、春二月戊申、百官を引きて左藏を觀、帛を賜ふこと差有り。是時、州縣殷富にして、倉庫、粟帛を積み、動もすれば萬を以て計る。楊釗奏す、「請ふ所在糶して、變じて輕貨と爲し、及び丁租地稅を徵し、皆布帛に變じ、京師に輸せん」と。屢奏す、「帑藏充切すること、古今、儻罕なり」と。故に上、羣臣を帥ゐて之を觀、釗に紫衣金魚を賜ひ、以て之を賞す。上、國用の豊衍なるを以て、故に金帛を視ること糞壤の如し。貴寵の家に賞賜すること、限極有る無し。

- 【一】 横塞軍。本、可敦城と名づく。初め置きて飛狐に在り、後、蔚州に移す。開元六年、張嘉貞、古の代郡大安城の南に移し、以て九姓の授と爲す。
- 【二】 振遠軍。單于府の界に在り。
- 【三】 威寧郡は本、丹州丹陽郡元年、郡名を更む。
- 【四】 木契。太子、國を監するときに用ふる割符。銅魚符は軍旅を起すに用ふる割符。
- 【五】 曠騎。二百一十二卷開元十三年に見ゆ。

三月、朔方節度等使張齊丘、中受降城の西北五百餘里の木刺山に於て、横塞軍を築き、(三)振遠軍使鄭の人郭子儀を以て横塞軍使と爲す。

夏四月、(四)威寧の太守趙奉璋、李林甫の罪二十餘條を告ぐ。狀未だ達せざるに、林甫、之を知り、御史に諷して逮捕せしめ、以て妖言と爲し、之を杖殺す。

是より先、折衝府、皆木契・銅魚有り。朝廷、徵發するに、敕書・契魚を下す。都督郡府參驗し、皆合うて然る後之を遣はす。(五)曠騎を募り置きしより、府兵日に益、墮壞す。死し及び逃亡する者、有司復た黜補せず。其六馱の馬牛・器械糗糧、耗散して略ぼ盡く。府兵入りて宿衛する者、之を侍官と謂ふ。其の天子の侍衛と爲るを言ふなり。其後、本衛多く假人を以てし、

役使すること奴隸の如し。長安の人之を差ち、以て相誦病するに至る。其の邊に戍する者、又、多く邊將に苦使せらる。其死を利として其財を没す。是に由りて、應に府兵と爲るべき者、皆逃匿す。是に至りて、兵の交る可き無し。五月癸酉、李林甫奏し、折衝府の上下の魚書を停む。是後、府兵徒に官吏有るのみ。其折衝果毅、又、歴年、遷らず。士大夫、亦、之と爲るを恥づ。其驍騎の法、天寶以後、稍亦變廢す。募に應ずる者は、皆市井の負販、無頼の子弟にして、未だ嘗て兵に習はず。時に承平日久しく、議者多く謂ふ「中國の兵、銷す可し」と。是に於て、民間、兵器を挾む者禁有り。子弟、武官と爲れば、父兄、擯して、齒せず。猛將精兵、皆西北に聚まり、中國、武備無し。

太白の山人李渾等上言す、「神人を見るに、「金星洞に玉板石記有り、聖主福壽の符なり」と言へり」と。御史中丞王鉞に命じ、仙遊谷に入り、求めしめて之を獲たり。上以へらく符瑞相繼ぐは、皆祖宗の休烈なりと。六月戊申、聖祖に號を上りて大道玄元皇帝と曰ひ、高祖に號を上りて神堯大聖皇帝と曰ひ、太宗の號を文武大聖皇帝と曰ひ、高宗の號を天皇大聖皇帝と曰ひ、中宗の號を孝和大聖皇帝と曰ひ、睿宗の號を玄真大聖皇帝と曰ふ。寶太后以下、皆、號を加へて順聖皇后と曰ふ。辛亥、刑部尚書京兆の尹蕭昊、賊に坐し、汝陰の太守に左遷せらる。

【六】 誦病。猶ほ恥辱のごとし。
 【七】 太白山。亦、太一と曰ふ。
 【八】 休は美なり。烈は功なり。
 【九】 汝陰郡は潁州。

上、隴右節度使哥舒翰に命じて、隴右・河西及び突厥・阿不思の兵を帥る、益すに朔方・河東の兵凡そ六萬三千を以てし、吐蕃の石堡城を攻めしむ。其城三面險絶にして、惟だ一徑、上る可し。吐蕃但だ數百人を以て之を守り、多く糧食を貯へ、樞木及び石を積む。唐の兵、前後屢之を攻むれども、克つ能はず。翰進み攻む。數日にして拔けず。〔一〇〕裨將高秀巖・張守瑜を召し、之を斬らんと欲す。二人請ふ、「三日にして、期して克つ可し」と。期の如く之を抜き、吐蕃の鐵刃悉諾羅等四百人を獲。唐の士卒の死する者數萬。果して王忠嗣の言の如し。之を頃くして、翰、又、兵を遣はし、赤嶺の西に於て屯田を開き、調卒二千を以て龍駒島に戍せしむ。冬氷合し、吐蕃大に集まり、戍する者盡く没す。閏月乙丑、石堡城を以て神武軍と爲す。又、劍南の西山索磨川に於て、保寧都護府を置く。丙寅、上、〔三〕太清宮に謁す。丁卯、羣臣、尊號を上りて、開元天地大寶聖文武應道皇帝と曰ふ。天下に赦す。禘禴には、今より、太清宮聖祖の前に於て、位を設け正を序す。秋七月、突騎施の移撥を冊して十姓可汗と爲す。

【一〇】 高秀巖は、後、安祿山の爲めに大同を守る。蓋し二人は朔方河東の將なり。
 【一一】 王忠嗣の言。前卷六載に見ゆ。
 【一二】 保寧都護府を置き、以て詳柯・吐蕃を領す。
 【一三】 天寶元年正月、靈符を得、玄元皇帝の廟を西京大寧坊に置き、東京は、東宮積善坊臨淄の舊邸に置き、天下の諸郡、各、玄元の像を開元館に置く。後、在京の玄元宮を改めて太清宮と爲し、東京なるを太極宮と爲し、天下の諸郡なるを紫極宮と爲す。

八月乙亥、護密王羅真檀入朝し、留まりて宿衛せんと請ふ。之を許し、左武衛將軍に拜す。

冬十月乙丑、上、華清宮に幸す。
十一月乙未、吐火羅葉護失里怛伽羅、使を遣はし、表して稱す、〔四〕「羯師王、吐蕃に親附し、小勃律の鎮軍を困苦し、其糧道を阻む。臣、凶徒を破らんと思ふ。望むらくは安西の兵を發し、來歲正月を以て小勃律に至り、六月、大勃律に至らんことを」と。上、之を許す。

九載、春正月己亥、上、宮に還る。

羣臣屢表請す、「西嶽に封せん」と。之を許す。

二月、楊貴妃、復た旨に忤ひ、私第に送り歸さる。戸部郎中吉温、宦官に因り、上に言つて曰はく、「婦人は識慮、遠からず、聖心に違忤す。陛下何ぞ宮中一席の地を愛み、之をして死に就かしめざる。豈に之を外舎に辱むるに忍びんや」と。上も亦之を悔い、中使を遣はし、賜ふに御膳を以てす。妃、使者に對し、涕泣して曰はく、「妾の罪、死に當る。陛下幸に殺さずして之を歸す。今當に永く掖庭を離るべし。金玉珍玩は、皆陛下の賜ふ所なり。獻と爲すに足らず。惟だ髮は父母の與ふる所なり。敢て以て誠を薦む」と。乃ち髮一縷を翦りて之を獻す。上遽に高力士をして召し還

- 〔四〕 羯師。亦羯師と曰ふ。胡種なり。吐火羅と鄰接す。
- 〔五〕 大勃律。或は布露と曰ふ。吐蕃の西に直る。其北は即ち小勃律なり。今の新疆省邊外の露領の地。
- 〔一〕 楊妃初めて旨に忤ふこと前卷五年に見ゆ。
- 〔二〕 吉温の此言、以て自ら楊妃に結ばんと欲するのみ。
- 〔三〕 一縷。ひとまとひ。

さしめ、寵待益々深し。時に諸貴戚、競うて・食を進むるを以て相尙ぶ。上、宦官姚思藝に命じて檢校進食使と爲す。水陸の珍羞數千盤。一盤、中人十家の産を費す。中書舍人竇華、嘗て朝を退き、公主が食を進むるに値ふ。中衢に列す。傳呼して轡を按じて其間に出づ。〔四〕宮苑小兒數百。梃を前に奮ふ。華僅に身を以て免る。

安西節度使高仙芝、羯師を破り、其王勃特沒を虜にす。三月庚子、勃特沒の兄素迦を立てて羯師王と爲す。

上、御史大夫王鉞に命じ、華山の路を鑿ち、壇場を其上に設けしむ。是春、關中・旱す。辛亥、嶽祠・災す。制して、西嶽に封するを罷む。

夏四月己巳、御史大夫宋渾、贓巨萬に坐し、潮陽に流さる。初め吉温、李林甫に因つて、進むを得たり。兵部侍郎兼御史中丞楊釗が恩遇浸く深きに及び、温遂に林甫を去りて之に附き、釗の爲めに、林甫に代つて政を執るの策を畫す。蕭昺及び渾は、皆林甫の厚くする所なり。其罪を求め得、釗をして奏して之を逐はしめ、以て其心腹を翦る。林甫、救ふ能はざるなり。

五月乙卯、安祿山に爵東平郡王を賜ふ。唐の將帥、王に封せらるること、此より始まる。
秋七月乙亥、廣文館を國子監に置き、以て諸生の進士を習ふ者を教ふ。

- 〔四〕 宮苑小兒は、宮苑使、之を領す。
- 〔五〕 潮陽郡は本、潮州義安郡。元年、郡名を更む。
- 〔六〕 天寶四載、吉温、兵部の獄を鞠す、是より、進むを得たり。
- 〔七〕 時に廣文館に博士二員助教一員を置く。

八月丁巳、安祿山を以て河北道采訪處置使を兼ねしむ。

朔方節度使張齊丘、糧を給すること宜しきを失ふ。軍士怒り、其判官を毆つ。兵馬使郭子儀、身を以て齊丘を捍ぐ。乃ち免るるを得たり。癸亥、齊丘、濟陰の太守に左遷せらる。河西節度使安思順を以て朔方節度の事を權知せしむ。

辛卯、處士崔昌・上言す、『國家宜しく周・漢を承け、土を以て火に代るべし。周・隋は皆閭閻なり。

當に其子孫を以て二王の後と爲すべからず』と。事、公卿に下して集議せしむ。集賢殿學士衛包・上言す、『集議の夜、四星、尾に聚まる。天意昭然たり』と。上乃ち命じて殷・周・漢の後を求めて三恪と爲し、韓・介・鄰公を廢す。昌を以て左贊善大夫と爲し、包を虞部員外郎と爲す。

冬十月庚申、上、華清宮に幸す。

太白の山人王玄翼・上言す、『玄元皇帝を見るに、寶仙洞に妙寶眞符有り』と言へり』と。刑部尚書張均等に命じ、往き求めしめて之を得たり。時に上、道教を尊び、長生を慕ふ。故に所在争うて符瑞を言ふ。羣臣・表賀すること虛月無し。李林甫等、皆、宅を捨てて觀と爲し、以て聖壽を祝せんと請ふ。上悦ぶ。

〔八〕 濟陰郡は曹州。

〔九〕 韓・介・鄰。韓は元魏の後、介は後周の後、鄰は隋の後。

〔一〇〕 苒若子は、苗莖高さ二三尺許、葉、地黄紅藍と等しくして、二指の潤さあり、四月、花を開き、紫色、苗莖莖に白毛有り、五月、實を結ぶ。穀有りて罌子の狀を作し、小石榴の如し。房中の子至つて細く、青白にして米粒の如し。

〔一一〕 毒甚だし。煮ること一二日にして芽方に生ず。以て酒を醸す。其毒尤も甚だし。

〔一二〕 時に王公、皆、私に第を

安祿山屢、奚・契丹を誘ひ、爲めに會を設け、飲ましむるに、苒若酒を

以てし、醉はせて之を阮にす。動すもれば數千人。其酋長の首を函にして以て獻す。前後數四。是に至りて、入朝せんと請ふ。上、有司に命じ、先づ爲めに第を、昭應に起さしむ。祿山、戲水に至る。楊釗兄弟姉妹、皆往きて之を迎ふ。冠蓋、野を蔽ふ。上自ら望春宮に幸し、以て之を待つ。辛未、祿山、奚の俘八千人を獻す。上、命じて考課の日、上上考と書せしむ。此より前、祿山上谷に於て錢五壚を鑄るを聽す。祿山乃ち錢樣千緡を獻す。

楊釗は張易之の甥なり。奏して、易之兄弟を昭雪せんことを乞ふ。庚

辰、制して、易之兄弟が、中宗を房陵に迎へし功を引き、其官爵を復し、仍は一子に官を賜ふ。釗、圖讖に金刀有るを以て、名を更めんと請ふ。上、名を國忠と賜ふ。

十二月乙亥、上、宮に還る。

關西遊奕使王難得、吐蕃を撃ち、五橋に克ち、樹敦城を拔く。難得を以て白水軍使と爲す。安西四鎮節度使高仙芝、僞りて石國と和を約し、兵を引きて之を襲ひ、其王及び部衆を虜にして以て歸り、悉く其老弱を殺す。仙芝、性貪にして、瑟瑟十餘斛・黃金五六橐駝を掠得す。其餘、口馬

昭應に置く。獨り祿山のみ、恩を承くるのを以て、有司に命じて第を起さしむ。

〔一三〕 易之兄弟誅せらるること二百八卷中宗神龍元年に見ゆ

〔一四〕 中宗を迎ふるは特に二張其議を倡へしに非ず。事、二百六卷武后聖曆元年に見ゆ。

〔一五〕 樹敦城。古の犬戎王樹敦を以て城に名づく。隋には吐谷渾の界に在り。唐には吐蕃の界に在り。今の青海の西南曼頭山の北に在り。

〔一六〕 瑟瑟。碧珠なり。

〔一七〕 新舊唐書高仙芝傳には、口馬は名馬に作る。

雜貨是に稱ふ。皆其家に入る。

楊國忠、鮮于仲通を徳とし、薦めて劔南節度使と爲す。仲通、性褊急にして、蠻夷の心を失ふ。故事に、南詔、常に妻子と、俱に都督に謁す。雲南を過ぐ。雲南の太守張虔陀、皆之に私す。又、徵求する所多し。南詔王閣羅鳳、應せず。虔陀、人を遣はして之を冒辱す。仍ほ密に其罪を奏す。閣羅鳳、忿怨す。是歲、兵を發して反し、攻めて雲南を陥れ、虔陀を殺し、夷州三十二を取る。

十載、春正月壬辰、上、太清宮に朝獻す。癸巳、太廟に朝享す。甲子、天地を南郊に合祭す。天下に赦し、天下の今載の地稅を免す。

丁酉、李林甫に命じ、遙に朔方節度使を領せしめ、戶部侍郎李暉を以て留後の事に知たらしむ。

庚子、楊氏の五宅、夜遊び、廣平公主の從者と、西市門を爭ふ。楊氏の奴、鞭を揮ひ、公主の衣に及ぶ。公主、馬より墜つ。駙馬程昌裔、下りて之を扶く。亦、數鞭を被る。公主泣きて上に訴ふ。上、之が爲めに楊氏の奴を杖殺す。明日、昌裔の官を免じ、朝謁を聽さず。

- 【一七】 鮮于仲通が國忠に資給し及び推轂すること、前卷四載に見ゆ。
- 【一八】 雲南郡は姚州。
- 【一九】 夷州。西南夷に在る附化羈縻の州なり。
- 【二〇】 新舊唐書本紀には、甲子は甲午に作る、従ふべし。蓋し傳寫の誤なり。
- 【二一】 楊氏の五宅。楊銛・錡及び韓・毓・秦の三夫人を五宅と爲す。
- 【二二】 廣平公主。新唐書には廣寧公主に作る。上の女なり。

上、有司に命じ、安祿山の爲めに第を親仁坊に治めしめ、敕して、但だ壯麗を窮めしめ、財力を限らず。既に成り、幄帟器皿を具へ、其中に充物す。白檀を帖する床二有り。皆長さ丈、闊さ六尺。

銀平脱の屏風帳、方丈六尺、厨廐の物に於て、皆飾るに金銀を以てす。金の飯甕二、銀の淘盆二、皆、五斗を受く。織銀絲筐及び箆篋各一。它物是に稱ふ。禁中の服御の物と雖も、殆ど

及ばざるなり。上、中使をして祿山の爲めに役を護し第を築き、及び儲侍賜物を造らしむる毎に、常に之を戒めて曰はく、「胡眼・大なり。我を笑はしむる勿れ」と。祿山、新第に入りて置酒し、墨敕を降し・宰相を請うて第に至らしめんことを乞ふ。是日、上、樓下に於て毬を撃たんと欲す。遽に爲めに戲を罷め、宰相に命じて之に赴かしむ。日に諸楊を遣はし、之と勝を選び遊宴せしめ、侑むるに梨園・教坊の樂を以てす。上、一物を食して稍美とする毎に、或は後苑に校獵し、鮮禽を獲れば、輒ち中使を遣はし、馬を走らせて之を賜ふこと、路に絡繹たり。甲辰、祿山の生日に、

- 【四】 幄帟。とばり。
- 【五】 銀平脱。銀線を以て象眼せるもの。
- 【六】 飯甕。めしをもるもたひ。
- 【七】 淘盆。米を浙ぐ器。
- 【八】 織銀絲筐。銀線を以て織りたるざる。米を瀝ぐ器。
- 【九】 箆篋。釜を輕し食物を取る器。
- 【一〇】 梨園は皇帝梨園の弟子。教坊は内教坊なり。

上及び貴妃、衣服・寶器・酒饌を賜ふこと甚だ厚し。後三日、祿山を召して禁中に入る。貴妃、錦繡を以て大襦袢を爲り、祿山を裹み、宮人をして綵輿を以て之を昇かしむ。上、後宮の歡笑するを聞き、其故を問ふ、左右、「貴妃、三日、祿兒を洗ふ」といふを以て對ふ。上自ら往きて之を觀、喜び、貴

妃に洗兒金銀錢を賜ひ、復た厚く祿山に賜ひ、歡を盡して罷む。是より、祿山、宮掖に出入すること禁せず、或は貴妃と對食し、或は通宵、出でず。頗る醜聲の、外に聞ゆる有れども、(一)上、亦、疑はざるなり。

安西節度使高仙芝、入朝し、擒にする所の突騎施の可汗・吐蕃の酋長・石國王・羯師王を獻す。仙芝に開府儀同三司を加ふ。尋ぎて仙芝を以て河西節度使と爲し、安思順に代らしむ。思順、羣胡に諷し、耳を割き面を瘡し、己を留めんことを請はしむ。制して、復た思順を河西に留む。

安祿山、河東節度を兼ねんことを求む。二月丙辰、河東節度使韓休珉を以て左羽林將軍と爲し、祿山を以て之に代らしむ。戸部郎中吉温、祿山が寵有るを見、又之に附き、約して兄弟と爲り、祿山に説きて曰はく、(二)李右丞相、時事を以て(三)三兄に親しむと雖も、必ず肯て兄を以て相と爲さざらん。温、驅使を蒙ると雖も、終に超擢を得ず。兄若し温を上薦めば、温、即ち奏せん、兄、大任に堪ふと。共に林甫を排して之を出さば、相と爲らんこと必せりと。祿山、其言を悦び、數、温の才を上稱す。上も亦(四)曩日の言を忘る。會、祿山、河東を領し、因つて温を奏して節度

【一】 胡三省曰はく、明皇が以て祿山を待つ所の者を觀るに昏庸の主も爲さざる所なり。殆ど天、之が醜を奪へるなりと。
【二】 李右丞相。天寶元年、侍中を改めて左相と爲し、中書令を右相と爲す。李林甫時に右相たり。中書令の職なり。丞の字は衍。
【三】 三兄。安祿山は第三。
【四】 曩日の言は前卷四載に見ゆ。
【五】 大理司直は從六品上。通儒、司直を帯びて河東留後判官と爲る。是後、節鎮に六曹尙書を帶ぶるあり、三省長官を帶ぶるあり、三公三師を帶ぶるあり、其屬も亦率れ六品以下の朝職を帶ぶ、之を帶職と謂ふ。

副使と爲し、留後に知たらしめ、(五)大理司直張通儒を以て留後判官と爲し、河東の事、悉く以て之に委ぬ。是時、楊國忠、御史中丞たり、方に恩を承け事を用ふ。祿山、殿階を登降するに、國忠常に之を扶掖す。祿山、王鉞と俱に大夫たり。鉞、權任、李林甫に亞ぐ。祿山、林甫を見るに、禮貌頗る倨る。林甫陽りて它事を以て王大夫を召す。鉞至り、趨拜甚だ謹む。祿山覺えず自失し、容貌益々恭し。林甫、祿山と語るや、毎に其情を揣知し、先づ之を言ふ。祿山驚き服す。祿山、公卿に於て、皆、之を慢侮す。獨り林甫を憚る。見る毎に、盛冬と雖も、常に汗、衣を沾す。林甫乃ち引きて輿に(六)中書廳に坐し、撫するに温言を以てし、自ら披袍を解きて以て之を覆ふ。祿山、(七)忻荷し、言、盡さざる無く、林甫を謂つて(八)十郎と爲す。既に范陽に歸り、劉駱谷、長安より來る毎に、必ず問ふ、「十郎何をか言ふ」と。美言を得れば則ち喜ぶ。或は但だ「安大夫に語れ、須く好く檢校すべし」と云へば、輒ち手を反し牀に據りて曰はく、「噫嘻我死せん」と。祿山既に三鎮を兼ね領し、賞刑己に出で、日に益々驕恣なり。自ら曩時に(九)太子を拜せざりしを以て、上の春秋高きを見、頗る内に懼る。又、武備の墮弛するを見、中國を輕んずるの心有り。(一〇)孔目官嚴莊、掌書記高尙、

【五】 應。中庭を聽事と曰ふ。事を受け訟を察することは是に於てするを言ふなり。漢晉、皆、聽事に作る。六朝以來始めて廳と曰ふ。
【六】 林甫は第十。
【七】 太子を拜せず。事、前卷六載に見ゆ。
【八】 孔目官。衙前の吏職なり。唐の世始めて此名あり。凡そ使司の事、一孔一目、皆、須く其手を經由すべきを言ふなり。
【九】 掌書記。判官の下に位し、古の記室參軍の任。

因つて之が爲めに圖讖を解き、之に亂を作さんことを勸む。祿山、同羅・奚・契丹の降れる者八千餘人を養ひ、之を曳落河と謂ふ。曳落河は胡言の壯士なり。及び家僮百餘人、皆驍勇にして善く戦ひ、一、百に當る可し。又、戰馬數萬匹を畜ひ、多く兵仗を聚め、商胡を分遣し、諸道に詣りて販鬻せしめ、歲ごとに珍貨數百萬を輸し、私に緋紫袍魚袋を作ること、百萬を以て計る。高尙・嚴莊・張通儒及び將軍孫孝哲を以て、腹心と爲し、史思明・安守忠・李歸仁・蔡希德・牛延珣・向潤・容・李庭望・崔乾祐・尹子奇・何千年・武令珣・能元皓・田承嗣・田乾真・阿史那承慶を、爪牙と爲す。尙は雍奴の人、本名は不危、頗る辭學有り。薄く河朔に遊び、貧困にして志を得ず。常に歎じて曰はく、「高不危、當に大事を擧げて死すべし。豈に能く艸根を齧みて・活くるを求めんや」と。祿山引きて幕府に置き、臥内に入らせしむ。尙、賤奏を典り、莊、簿書を治む。通儒は萬歲の子、孝哲は契丹なり。承嗣世、盧龍の小校たり。祿山、以て前鋒兵馬使と爲す。嘗て大に雪ふる。祿山、諸營を按行し、承嗣の營に至る。寂として・人無きが若し。入りて士卒を閲するに、一人の在らざる者無し。祿山、是を以て之を重んず。

夏四月壬午、劔南節度使鮮于仲通、南詔蠻を討ち、大に瀘南に敗る。時に仲通、兵八萬を將る、

〔三〕雍奴。天寶元年、名を武清と更む。范陽郡に屬す。此れ舊縣名に因りて之を書す。
 〔四〕張萬歲は、唐の初め鹿牧を掌る。通儒は必ず其子に非ず、或は其孫ならん。否ずんば又一の張萬歲有るならん。
 〔五〕瀘南。瀘水の南なり。武后の垂拱元年、長城縣を置き、姚州に屬す。天寶の初め、更めて瀘南縣と名づく。

〔二〕二道に分ち、戎・嶺州に出で、曲州・靖州に至る。南詔王閣羅鳳、罪を謝し、俘掠する所を還し。雲南に城きて去らんと請ひ、且つ曰はく、「今、吐蕃の大兵、境を壓す。若し我を許さずんば、我將に命を吐蕃に歸せんとす。雲南は唐の有に非ざらん」と。仲通、許さず、其使を囚へ、軍を進めて西洱河に至り、閣羅鳳と戦ひ、軍大に敗れ、士卒死する者六萬人、仲通僅に身を以て免る。楊國忠、其敗狀を掩ひ、仍ほ其戰功を敘す。閣羅鳳、戰尸を斂め、築きて京觀と爲し、遂に北のかた吐蕃に臣たり。蠻語に弟を謂つて鍾と爲す。吐蕃、閣羅鳳に命じて贊普鍾と爲し、號して東帝と曰ひ、給するに金印を以てす。閣羅鳳、碑を國門に刻し、「己、已むを得ずして唐に叛く」と言ひ、且つ曰はく、「我世世唐に事へ、其封爵を受く。後世容に復た唐に歸すべし。當に碑を指して以て唐の使者に示すべし。吾の叛けるは本心に非ざるを知らん」と。制して、大に兩京及び河南北の兵を募り、以て南詔を撃たんとす。人、雲南には瘴癘多く、未だ戦はざるに士卒の死する者什に八九なるを聞き、肯て募に應ずるもの莫し。楊國忠、御史を遣はし、道を分ちて人を捕へ、連枷して送りて軍所に詣らしむ。舊制に、百姓の勳有る者は、征役を免る。時に兵を調すること既に多し。國忠・奏し、先づ高勳を取る。是に於て、行く者愁怨し、

〔三〕分ちて二道と爲し、一道は戎州に出で、一道は嶺州に出づるなり。戎州開邊縣より西に行くこと七十里、曲州に至る。嶺州より西南に行くこと八百餘里、瀘水を渡る。曲州は本、隋の恭州、古の朱提の地。武德八年、更めて曲州と名づく。靖州は隋、協州に屬す、古の夜郎の地。武德の初め、協州を分ちて靖州を置く。
 〔四〕去年、南詔、雲南城を攻め陥る。必ず夷毀する處有りならん。故に之を城きて以て罪を謝せんと請ふ。

父母妻子之を送り、所在、哭聲、野に振ふ。

高仙芝が石國王を虜にするや、石國王の子、逃れて諸胡に詣り、具に仙芝の欺誘貪暴の状を告ぐ。諸胡皆怒り、潛に大食を引き、共に四鎮を攻めんと欲す。仙芝、之を聞き、蕃漢三萬の衆を將ゐて大食を撃つ。深く入ること七百餘里、恒羅斯城に至り、大食と遇ひ、相持すること五日、葛羅祿の部衆叛き、大食と夾みて唐の軍を攻む。仙芝大に敗れ、士卒死亡して略ぼ盡き、餘す所、纔に數千人。右威衛將軍李嗣業、仙芝に勸めて宵遁れしむ。道路阻隘にして、拔汗那の部衆、前に在り、人畜、路に塞がる。嗣業前驅し、大槌を奮つて之を撃つ。人馬俱に斃る。仙芝乃ち過ぐるを得たり。將士相失ふ。別將、汧陽の段秀實、嗣業の聲を聞き、訴りて曰はく、「敵を避けて先づ奔るは、勇無きなり。己を全くして衆を奔つるは、不仁なり。幸にして達するを得とも、獨り愧づる無からんや」と。嗣業、其手を執りて之を謝し、留まりて追兵を拒ぎ、散卒を收め、俱に免るを得たり。還りて安西に至り、仙芝に言ひ、秀實を以て都知兵馬使を兼ねしめ、己の判官と爲す。

八月丙辰、武庫、火あり、兵器三十七萬を燒く。

安祿山、三道の兵六萬を將ゐ、以て契丹を討つ。奚騎二千を以て郷導と爲し、平盧を過ぐるに千餘里、土護眞水に至り、雨に遇ふ。祿山、

〔七〕 恒羅斯城。或は恒羅斯城に作る。

〔八〕 葛羅祿。即ち葛邏祿。

〔九〕 拔汗那、時に仙芝に従つて大食を撃つ。

〔一〇〕 汧陽郡、本、隴州隴東郡、元年、郡名を改む。汧陽縣有り、蓋し元魏の置く所なり。

〔一一〕 八月の上に秋の字を脱す

〔一二〕 三道。幽州・平盧・河東なり

兵を引る、晝夜兼行すること、三百餘里、契丹の牙帳に至る。契丹大に駭く。時に久しく雨ふり、弓弩筋膠皆弛む。大將何思德、祿山に言つて曰はく、「吾が兵、多しと雖も、遠く來り疲弊し、實に用ふ可からず。甲を按じ兵を息めて以て之に臨むに如かじ。三日を過ぎずして虜必ず降らん」と。祿山怒り、之を斬らんと欲す。思德、前驅して死を效さんと請ふ。思德の貌、祿山に類たり。虜争ひ撃ちて之を殺し、以爲へらく己に祿山を得たりと。勇氣増倍す。奚復た叛き、契丹と合ひ、夾みて唐の兵を撃ち、殺傷して殆ど盡く。祿山を射て鞍に中つ。冠簪を折り、履を失ひ、獨り麾下二十騎と與に走る。會、夜追騎解け、師州に入るを得たり。罪を、左賢王哥解、河東兵馬使魚承仙に歸して之を斬る。平盧兵馬使史思明懼れ、逃れて山谷に入り、二旬に近く、散卒を收め、七百人を得たり。平盧の守將史定方、精兵二千を將ゐて祿山を救ふ。契丹引き去る。祿山乃ち免るを得たり。平盧に至る。麾下皆逃げ、出づる所を知らず。史思明出でて祿山を見る。祿山喜び、起ちて其手を執りて曰はく、「吾、汝を得たり。復た何をか憂へん」と。思明退きて人に謂つて曰はく、「曩に早く出でしめば、己に哥解と并せて斬られたらん」と。契丹、師州を圍む。祿山、思明をして撃ちて之を却けしむ。

冬十月壬子、上、華清宮に幸す。

り。

〔一三〕 土護眞水。即ち今の熱河赤峯縣の土河、亦、老哈河と曰ふ。

〔一四〕 師州。貞觀三年、室韋の部落を以て師州を置く。今の京兆房山縣の地。

〔一五〕 哥解は蓋し突厥より來り降れる者。

楊國忠、鮮于仲通をして、表して、己が遙に劍南を領せんことを請はしむ。十一月丙午、國忠を以て劍南節度使を領せしむ。

十一載、春正月丁亥、上、宮に還る。

二月庚午、有司に命じ、粟帛及び庫錢數十萬緡を出し、兩市に於て惡錢に易へしむ。是より先、江淮、惡錢多く、貴戚大商、往往、良錢一を以て惡錢五に易へ、載せて長安に入る。市井、其弊に勝へず。故に李林甫、奏し、之を禁せんと請ふ。官爲めに易へ取り、一月を期し、官に輸せざる者は之を罪す。是に於て商賈轟然として、以て便と爲さず。衆共に楊國忠の馬を遮り、自ら言ふ。國忠、之が爲めに上に言ふ。乃ち更め命じて、鉛錫の鑄る所及び穴を穿てる者に非ざれば、皆、之を用ふること故の如きを聽す。

三月、安祿山、蕃漢の歩騎二十萬を發して契丹を撃ち、以て去秋の恥を雪がんと欲す。初め、突厥の阿不思、來り降る。上、厚く之を禮し、姓名を李獻忠と賜ひ、朔方節度副使に累遷し、爵奉信王を賜ふ。獻忠、才略有り、安祿山の下と爲らず。祿山、之を恨む。是に至りて、奏して、獻忠が同羅數萬騎を帥ゐて與に俱に契丹を撃たんことを請ふ。獻忠、祿山の害す

- 【一】 突厥の阿不思來り降ること前卷元年に見ゆ。
- 【二】 胡三省曰はく、安祿山、河東を領し、而して張暉、留後と爲る。暉、祿山に附くを知るのみ。豈に肯て阿不思の請に従はんやと。
- 【三】 王綏は同皎の子なり。
- 【四】 命中。先づ其處を命じて

る所と爲らんことを恐れ、留後張暉に白し、留まりて行かざらんことを奏せんことを請ふ。暉、許さず。獻忠乃ち所部を帥ゐ、大に倉庫を掠め、

叛きて漠北に歸る。祿山遂に兵を頓めて進まず。

乙巳、吏部を改めて文部と爲し、兵部を武部と爲し、刑部を憲部と爲す。

戸部侍郎兼御史大夫京兆の尹王綏、權寵日に盛なり。二十餘使を領し、

宅旁に使院を爲る。文案盈積し、吏、一字を署せんことを求むれども、累日、前むを得ず。中使の賜

賚、門に絶えず。李林甫と雖も、亦之を畏れ避く。林甫の子岫、將作監と爲り、銜の子準、衛尉少卿

と爲り、俱に禁中に供奉す。準、岫を陵侮す。岫常に之に下る。然れども銜、林甫に事ふること謹む。

林甫、其寵を忌むと雖も、害するに忍びざるなり。準嘗て其徒を帥ゐ、駙馬都尉王綏に過る。綏、

塵を望みて拜伏す。準、彈を挟み、綏の冠に命中し、其玉簪を折り、以て戲笑と爲す。既にして綏、

準を延きて置酒す。綏が尙する所の永穆公主は、上の愛女なり。準の爲めに親ら、刀匕を執る。準去

るや、或るひと繇に謂つて曰はく、『鼠、其父の教を挾むと雖も、君乃ち公主をして之が爲めに

食を具へしむるは、上の聞くが如き有らば、乃ち宜しきに非ざる無からんか』と。繇曰はく、『上、怒

ると雖も害無し。七郎に至りては、死生の繫る所なり。敢て爾せずんばあらず』と。銜の弟戸部

郎中錡、凶險不法なり。術士任海川を召して問ふ、『我、王者の相有りや否や』と。海川懼れて亡匿

然る後之中つるなり。

【五】 刀匕は宰夫の職なり。

【六】 之を鼠と稱するは之を微とするなり。

【七】 王綏は第七。

【八】 任は姓。

す。鉄、事の洩れんことを恐れ、捕へ得、託するに它事を以てし、之を杖殺す。王府の司馬韋會は、(一)定安公主の子にして、王繇の同産なり。之を私庭に話す。鉄、長安の尉賈季鄰をして、會を收へて獄に繋ぎ、之を縊殺せしむ。繇、敢て言はず。鐸が善き所の刑縉、龍武萬騎と謀り、龍武將軍を殺し、其兵を以て亂を作し、李林甫・陳希烈・楊國忠を殺さんとす。期に前だつこと二日、之を告ぐる者有り。夏四月乙酉、上、朝に臨み、告状を以て面のあたり鉄に授け、之を捕へしむ。鉄、鐸が縉の所に在るを意ひ、先づ人をして之を召さしむ。日晏れ、乃ち賈季鄰等に命じて縉を捕へしむ。縉、金城坊に居る。季鄰等、門に至る。縉、其黨數十人を帥る、弓刀を持し、格闘して突出す。鉄、楊國忠と、兵を引きつぎて至る。縉の黨曰はく、(二)「大夫の人を傷つくる勿れ」と。國忠の僉、密に國忠に謂つて曰はく、(三)「賊に號有り。戰ふ可からざるなり」と。縉、(四)ひ且つ走り、皇城の西南隅に至る。會、高力士、飛龍禁軍四百を引きて至り、撃ちて縉を斬り、其黨を捕へ、皆之を擒にす。國忠、状を以て上に白して曰はく、「鉄必ず謀に預らん」と。上以へらく、鉄は任遇深し、應に與に逆を同じくすべからずと。李林甫も亦之が爲めに辯解す。上乃ち特に命じて鐸を原して問はず。然れども意に鉄が

【一】定安公主。中宗の女、王司徒に下嫁して繇を生み、又、韋濯に婚して會を生む。
 【二】金城坊。朱雀街の西第四街の北來第二坊なり。漢の顯成廟・博望苑・辰園皆ここに在り。
 【三】大夫の人。鉄の所部の人をいふ。大夫は鉄の官を稱するなり。
 【四】號は暗號なり。賊、私に記號を作り相識別するを言ふ。
 【五】京城の内に皇城あり、皇城の内に宮城あり。
 【六】飛龍禁軍。飛龍廐馬に乗る者なり。

表して之を罪するを請はんことを欲し、國忠をして之を諷せしむ。鉄、忍びず。上怒る。會、陳希烈、「鉄、大逆なり。誅に當る」と極言す。戊子、希烈に敕し、國忠と與に之を鞠せしめ、仍ほ國忠を以て京兆の尹を兼ねしむ。是に於て任海川・韋會等の事、皆發かる。獄具す。鉄は自盡を賜はり、鐸は朝堂に杖死せらる。鉄の子準・偁、嶺南に流さる。尋ぎて之を殺す。有司、其第舍を籍するに、數日にして、偏き能はず。鉄の賓佐、敢て其門を窺ふもの莫し。獨り、(一)采訪判官裴冕、其尸を收めて之を葬る。

【一】王鉄、蓋し京畿采訪使を兼ねるなり。
 【二】事、前卷五載に見ゆ。

初め李林甫、陳希烈が制し易きを以て、(一)引きて相と爲し、政事は常に林甫に随つて左右す。晩節遂に林甫と敵と爲る。林甫懼る。會、李獻忠、(二)叛く。林甫乃ち朔方の節制を解かんことを請ひ、且つ河西節度使安思順を薦めて自ら代らしむ。庚子、思順を以て朔方節度使と爲す。五月戊申、慶王琮・薨す。靖德太子を贈る。丙辰、京兆の尹楊國忠に、御史大夫・京畿關内采訪等使を加ふ。凡そ王鉄が縮べし所の使務、悉く國忠に歸す。初め李林甫、國忠が微才にして且つ貴妃の族なるを以て、故に善く之を遇す。國忠、王鉄と、俱に中丞たり。鉄、林甫の薦を用て大夫と爲る。故に國忠、悦ばず。遂に深く刑縉の獄を探り、林甫が鉄兄弟に交私すること及び阿布思の事狀を引かしむ。陳希烈・哥舒翰、從つて之を證す。上、

是に由りて林甫を疎んず。國忠、貴、天下に震ひ、始めて林甫と仇敵と爲る。

六月甲子、楊國忠・奏す、「吐蕃の兵六十萬、南詔を救ふ。劍南の兵、撃ちて之を雲南に破り、故の隰州等の三城に克ち、捕虜六千三百。道遠きを以て、壯者千餘人及び酋長の降れる者を簡びて之を獻す」と。

秋八月 乙丑、上、復た左藏に幸し、羣臣に帛を賜ふ。癸巳、楊國忠・奏す、「鳳皇有り、左藏の庫屋に見ゆ」と。出納判官魏仲犀言ふ、「鳳、庫の西通訓門に集まる」と。

九月、阿不思・入寇し、永清柵を圍む。柵使張元軌、拒ぎて之を却く。冬十月戊寅、上、華清宮に幸す。己亥、通訓門を改めて鳳集門と曰ふ。魏仲犀、殿中侍御史に遷る。楊國忠の屬吏、率ね鳳皇を以て優に 調を得たり。

南詔數邊に寇す。蜀人、楊國忠に 鎮に赴かんことを請ふ。左僕射兼右相李林甫、奏して之を遣はす。國忠將に行かんとし、泣きて上に辭して言はく、「必ず林甫の害する所と爲らん」と。貴妃も亦之が爲めに請ふ。上、國忠に謂つて曰はく、「卿整く蜀に到り、軍事を區處せよ。朕、指を屈して卿を待たん。還らば當に入りて相たるべし」と。

- 〔一七〕 乙丑。當に己丑に作るべし。
- 〔一八〕 八載已に嘗て左藏に幸し羣臣に帛を賜ふ。故に此に復と書す。
- 〔一九〕 左藏には、舊、令丞有るのみ、出納判官は蓋し帝置くなり。
- 〔二〇〕 永清柵。亦、永濟柵と曰ふ。中受降城の西二百里大同川に在り。
- 〔二一〕 調。遷なり。官等の昇進するをいふ。
- 〔二二〕 去年、楊國忠、劍南を領す、蜀人、兵に困しむ、故に之を請ふ。

林甫時に已に疾有り、憂懣して爲す所を知らず。巫言ふ、「一たび上に見えば、少しく愈ゆ可からん」と。上、就きて之を視んと欲す。左右固く諫む。上乃ち 林甫をして庭中に出でしむ。上、降聖閣に登りて遙に望み、紅巾を以て之を招く。林甫、拜する能はず。人をし

- 〔二三〕 林甫時に蓋し疾に昭應の私第に臥す。
- 〔二四〕 天寶七載十二月、玄宗皇帝を朝元閣に見るを以て、改めて降聖閣と爲す。華清宮中に在り。
- 〔二五〕 國忠、素より林甫を憚る故に然り。
- 〔二六〕 十九年。開元二十二年、始めて林甫を相とす。是年に至るまで、凡そ十九年、
- 〔二七〕 右相。即ち中書令。文部は即ち吏部。
- 〔二八〕 判は判度支の如きの類。使は諸使を謂ふ。

て代りて拜せしむ。國忠、蜀に至る比ほひ、上、中使を遣はして召し還す。昭應に至り、林甫に謁し、牀下に拜す。林甫、涕を流し、謂つて曰はく、「林甫・死せん。公必ず相と爲らん。後事を以て公を累はさん」と。國忠、敢て當らずと謝し、汗出でて面を覆ふ。十一月乙卯、林甫・薨す。上、晩年、自ら承平を恃み、以爲へらく、天下、復た憂ふ可き無しと。遂に深く禁中に居り、専ら聲色を以て自ら娛み、悉く政事を林甫に委ぬ。林甫、左右に媚事し、上の意を迎合し、以て其寵を固め、言路を杜絶し、聰明を掩蔽し、以て其姦を成し、賢を妬み能を疾み、己に勝れるを排抑し、以て其位を保ち、屢、大獄を起し、貴臣を誅逐し、以て其執を張る。皇太子より以下、之を畏れ足を側つ。凡そ相の位に在ること 十九年、天下の亂を養成す。而も上、之を寤らざるなり。

庚申、楊國忠を以て 右相と爲し、文部尚書を兼ねしめ、其 判使は、竝に故の如し。國忠、人

と爲り彊辯、而して輕躁にして威儀無し。既に相と爲り、天下を以て己が任と爲し、機務を裁決し、果敢にして疑はず。朝廷に居り、袂を攘ひ腕を扼し、公卿以下、頤指氣使し、震懼せざるもの莫し。侍御史より相と爲るに至り、凡そ四十餘使を領す。臺省の官、才行・時名有れども、己が用を爲さざる者は、皆之を出す。或るひと陝郡の進士張象に、國忠に謁せんことを勧め、曰はく、「之に見えば、富貴立ちどころに圖る可からん」と。象曰はく、「君が輩、楊右相に倚り、泰山の如しとす。吾以爲ふに氷山なるのみ。若し皎日既に出でなば、君が輩、恃む所を失ふ無きを得んや」と。遂に嵩山に隱居す。國忠、司勳員外郎崔圓を以て、劍南留後と爲し、魏郡の太守吉溫を徵して御史中丞と爲し、京畿關内採訪等使に充つ。溫、范陽に詣り、安祿山に辭す。祿山、其子慶緒をして送りに至らしむ。溫の爲めに馬を控き、驛を出づること數十歩。溫、長安に至り、凡そ朝廷の動靜、輒ち祿山に報す。信宿にして達す。

十二月、楊國忠、人望を收めんと欲し、建議し、文部の選人、賢不肖を問ふ無く、選深き者は之を留め、資に依り闕に據りて官を注す。滯淹する者、翕然として之を稱す。國忠が凡そ施置する所、皆、曲げて人の欲する所に徇ふ。故に頗る衆譽を得たり。

- 【二九】 頤指。あごにてさしづること。
- 【三〇】 楊國忠が侍御史を兼ねること六載七載の間に在り。
- 【三一】 魏郡は魏州。京畿關内に先に兩採訪使を置く。今、溫をして兼ね充たらしむ。
- 【三二】 魏郡は河北道採訪使に屬す。時に祿山、採訪使を兼ね、故に溫往きて辭す。

甲申、平盧兵馬使史思明を以て北平の太守を兼ねしめ、盧龍軍使に充つ。丁亥、上、宮に還る。

丁酉、安西行軍司馬封常清を以て安西四鎮節度使と爲す。

哥舒翰、素より安祿山・安思順と協はず。上常に之を和解し、兄弟と爲らしむ。是冬、三人俱に入朝す。上、高力士をして之を城東に宴せしむ。祿山、翰に謂つて曰はく、

「我が父は胡、母は突厥。公の父は突厥、母は胡なり。族類頗る同じ。何ぞ相親しまざるを得ん」と。翰曰はく、「古人云はく、「狐、窟に向つて嗥ゆるは不祥なり」と。其の本を忘るるが爲めの故なり。兄苟くも親しまれば、翰敢て心を盡さざらんや」と。祿山以爲へらく、其の胡なるを譏るなりと。大に怒り、翰を罵りて曰はく、「突厥敢て爾」と。翰、之に應せんと欲す。力士、翰に目くばせず。翰乃ち止め、陽り酔うて散す。是より、怨を爲すこと愈々深し。

- 【三三】 清華宮より還る也。
- 【三四】 唐の制、行軍司馬は、節度副使の上に位す。天寶以後、節鎮、以て節帥と爲す。
- 【三五】 孺人。曲禮に、大夫の妻を孺人といふ。孺は屬なり。其の親屬たるを言ふ。唐の制、親王には孺人二人有り、正五品に視ふ。
- 【三六】 時に諸皇子、禁城の北に列宿し、宦者、之を監す。

棣王琰、二孺人有り、寵を爭ふ。其一、巫をして符を書せしめ、琰の履中に置き、以て媚を求む。琰、監院の宦者と隙有り。宦者、之を知り、密に奏す、「琰、上を祝詛す」と。上、人をして其履を掩はしめ、而して之を獲たり。大に怒る。琰、頓首して謝す、「臣、實に符有るを知らず」と。

上、之を鞠せしむ。果して孺人の爲す所なり。上猶ほ瑛が之を知るを疑ひ、鷹狗坊に囚へ、朝請を絶つ。憂憤して薨す。

故事に、兵吏部尙書の、(三六)政事に知たる者、(三七)選事は悉く侍郎以下に委ね、三注三唱し、仍ほ門下を過ぎて省審し、春より夏に及びて、其事乃ち畢る。楊國忠が宰相を以て文部尙書を領するに及びて、自ら精敏を示さんと欲し、乃ち令史を遣はし、先づ私第に於て、密に名閥を定めしむ。

十二載、春正月壬戌、國忠、左相陳希烈及び給事中・諸司の長官を召し、皆尙書都堂に集め、選人を唱注し、一日にして畢り、曰はく、『今、左相・給事中、俱に座に在り、已に門下を過ぐ』と。其間の資格、差繆甚だ衆けれども、敢て言ふ者無し。是に於て、門下、復た過官せず。侍郎は但だ試判を掌るのみ。侍郎韋見素・張倚、門庭に趨走し、(三八)主事と異なる無し。見素は(三九)湊の子なり。京兆の尹鮮于仲通、選人に諷し、國忠の爲めに頌を刻し、省門に立てんと請はしむ。仲通に制して、其辭を撰せしむ。上、爲めに數字を改定す。仲通、金を以て之を填む。

【三七】鷹狗坊。閑廐使に屬す。
【三六】知政事は即ち宰相の職。
【三七】唐の制、六品以下、選に赴けば、既に集まりて試し、其書判を觀、已に試して銓し、其身言を察し、已に銓して注し、其便利を詢うて擬し、已に注して唱へ、厭かざる者は其辭を反通するを得、三唱して厭かざる者は、冬集を聽し、厭く者は甲と爲し、僕射に上り、乃ち門下省に上る。給事中、之を讀み、黃門侍郎、之を省し、侍中、之を審にし、然る後以て聞す。主者、旨を受け奉行す。之を奏受と謂ふ。
【二】尙書都堂。尙書都省の堂なり。
【一】左相。即ち侍中、給事中と皆門下省の官なり。
【三】吏部主事は四人、吏職なり。
【四】韋湊は二百十卷睿宗景雲元年に見ゆ。

楊國忠、人をして安祿山に説き、『李林甫、阿布思と、反を謀る』と誣ひしむ。祿山、阿布思の部落の降れる者をして闕に詣り、『林甫、阿布思と、約して父子と爲る』と誣告せしむ。上、之を信じ、吏に下して按問せしむ。林甫の壻諫議大夫楊齊宣、累はす所と爲らんことを懼れ、國忠の意に付き、之を證成す。時に林甫尙ほ未だ葬らず。二月癸未、制して、林甫の官爵を削り、子孫の官有る者は名を除き、嶺南及び黔中に流し、隨身衣及び糧食を給し、自餘の貲産は、竝に官に没す。近親及び黨與、坐して貶せらるる者五十餘人。林甫の棺を剖き、含珠を抉取し、金紫を褫ひ、更めて小棺を以て、庶人の禮の如くして之を葬る。己亥、陳希烈に爵許國公を、楊國忠に爵魏國公を賜ふ。其の林甫の獄を成せるを賞するなり。

【五】三格を改むること、上の九載に見ゆ。
【六】夜郎縣は溱州に屬す、貞觀十六年、山洞を開きて置く。今の貴州省黔中道桐梓縣東。
【七】烏雷縣は陸州を帶ぶ。今の廣東省欽廉道欽縣西南界。

夏五月己酉、復た魏・周・隋の後を以て三格と爲す。楊國忠、李林甫の短を攻めんと欲するや、衛包、邪を助くるを以て、夜郎の尉に貶せられ、崔冒、烏雷の尉に貶せらる。

阿布思、回紇の破る所と爲り、安祿山、其部落を誘うて之を降す。是に由りて、祿山の精兵、天下、

及ぶもの莫し。

壬辰、左武衛大將軍何復光を以て、嶺南五府の兵を將ゐて、南詔を撃たしむ。安祿山、李林甫が狡猾なること己に踰ゆるを以て、故に之に畏服す。楊國忠が相と爲るに及び、祿山、之を視ること、蔑如たり。是に由りて隙有り。國忠屢言ふ、『祿山、反狀有り』と。上、聽かず。

隴右節度使哥舒翰、吐蕃を撃ち、洪濟・大漠門等の城を拔き、悉く九曲の部落を收む。初め高麗の人王思禮、翰と俱に押牙たり、王忠嗣に事ふ。翰、節度使と爲り、思禮、兵馬使と爲り、河源軍使を兼ね。翰、九曲を撃つや、思禮、期に後る。翰將に之を斬らんとす。既にして復た召して之を釋す。思禮徐ろに曰はく、『斬らば則ち遂に斬れ。復た召して何をか爲す』と。楊國忠、厚く翰を結び、共に安祿山を排せんと欲し、奏して翰を以て河西節度使を兼ねしむ。秋八月戊戌、翰に爵西平郡王を賜ふ。翰、侍御史裴冕を表して河西行軍司馬と爲す。是時、中國盛強にして、安遠門より、西のかた唐の境を盡すまで、萬二千里、閭閻相望み、桑麻、野を翳ふ。天下、富庶と稱する者、隴右に如くは爲し。翰、使を遣はして入りて奏せしむる毎に、常に白橐駝に乗り、日に馳すること五百里。

【八】五府。廣・桂・邕・容・交の五府。
【九】蔑は無き也。之を視ること無きが若きを言ふ。
【一〇】洪濟。廓州の西南百四十里に洪濟橋有り。
【一一】吐蕃が九曲の地を得ること、二百十卷睿宗景雲元年に見ゆ。
【一二】安遠門。長安城の西面北來の第一門なり。本、隋の開遠門なり。
【一三】萬二千里。西域の内屬せる諸國を併せて之を言ふ。

九月甲辰、突騎施の黑姓可汗登里伊羅蜜施を以て突騎施の可汗と爲す。北庭都護程千里、阿布思を追うて磧西に至り、書を以て葛邏祿に諭し、相應せしむ。阿布思・窮迫し、葛邏祿に歸す。葛邏祿葉護、之を執へ、其妻子麾下數千人を并せて之を送る。甲寅、葛邏祿葉護頓毗伽に開府儀同三司を加へ、爵金山王を賜ふ。

【一四】居第云云。虢國夫人は宣陽坊に居り、國忠の居第は其西に在り。
【一五】婦人出づるには必ず鄣幕有り、以て自ら蔽ふ。
【一六】三夫人。韓・虢・秦の三夫人。
【一七】稅駕。車につけたる馬を解き放つこと。因つて休息するをいふ。

冬十月戊寅、上、華清宮に幸す。楊國忠、虢國夫人と、居第相鄰り、晝夜往來し、復た期度無し、或は轡を竝べ馬を走らせて入朝し、鄣幕を施さず。道路、之が爲めに目を掩ふ。三夫人將に車駕の華清宮に幸するに從はんとし、國忠の第に會す。車馬僕從、數坊に充溢し、錦繡珠玉、鮮華、目を奪ふ。國忠、客に謂つて曰はく、『吾は本寒家なり。一旦、椒房に緣りて此に至る。未だ稅駕の所を知らず。然れども念ふに終に令名を致す能はざらん。且く樂を極むるに若かざるのみ』と。楊氏の五家の隊、各一色の衣を爲し、以て相別つ。五家、隊を合はすれば、祭として雲錦の若し。國忠仍ほ劔南の旌節を以て其前に引く。國忠の子暄、明經に擧げらる。學業荒陋にして、格に及ばず。禮部侍郎達奚珣、國忠の權勢を畏れ、其子昭應の尉撫を遣はし、先づ之を白さしむ。撫、國忠が入朝せんとして馬上を伺ひ、趨りて馬下に至る。國忠、其子必ず選に中らんと意ひ、喜色有り。撫曰はく、『大人、相公

に白す。郎君の試する所、程式に中らず。然れども亦未だ敢て落さざるなり」と。國忠怒りて曰はく、「我が子何ぞ富貴ならざるを患へん。乃ち鼠輩をして相賣らしむ」と。馬に策うち顧みずして去る。撫、惶遽し、書して其父に白して曰はく、「彼、貴勢を恃挾し、人をして慘嗟せしむ。安んぞ復た與に曲直を論ず可けんや」と。遂に暄を上第に置く。暄が戸部侍郎と爲るに及び、珣始めて禮部より吏部に遷る。暄、所親と言ひ、猶ほ己の淹回し、珣の迅疾なるを歎す。國忠既に要地に居り、中外の餉遺輻湊し、積糶、三千萬匹に至る。

上、華清宮に在り、夜出遊せんと欲す。龍武大將軍陳玄禮諫めて曰はく、「宮外は即ち曠野なり。安んぞ不虞に備へざる可けんや。陛下、必ず夜遊せんと欲せば、請ふ城闕に歸れ」と。上、之が爲めに引き還る。

是歲、安西節度使封常清、大勃律を撃ち、菩薩勞城に至る。前鋒屢捷つ。常清、勝に乗じて之を逐ふ。斥候府果毅段秀實、諫めて曰はく、「虜兵羸くして屢北ぐるは、我を誘ふなり。請ふ左右の山林を搜らん」と。常清、之に従ふ。果して伏兵を獲たり。遂に大に之を破り、降を受けて還る。

中書舍人宋昱、選事に知たり、前の進士廣平の劉廼、選法未だ善からずと以ひ、昱に上書して

- 〔一六〕 落。黜け落すなり。落第とすること。
- 〔一七〕 慘嗟。いたみなげく。
- 〔一八〕 淹回。淹滞なり。
- 〔一九〕 菩薩勞城。新舊唐書には並に賀善勞城に作る。
- 〔二〇〕 斥候府果毅。新舊唐書には隴州大堆府果毅に作る。此は舊唐書に従ふ。
- 〔二一〕 廣平郡は、本、洛州の武安郡。天寶元年、名を更む。

以爲はく、「禹・稷・皋陶、同じく舜の朝に居り、猶ほ曰はく、采を載ふに九徳有り、績を考するに九載を以てす」と。近代の主司、言を一幅の判に察し、行を一揖の間に觀る。何ぞ古今の遅速、倅しからざるの甚だしきや。借使周公・孔子、今銓廷に處るとも、其辭華を考ふれば、則ち徐・庾に及ばず、其利口を觀れば、則ち嗇夫に若かず。何ぞ聖賢の事業を論ずるに暇あらんや」と。

- 〔一四〕 書經皋陶謨に曰はく、皋陶曰はく、亦、行に九徳有り、亦、其人に徳有りと言ふときは、乃ち言つて「采を載ふ」と曰へと。禹曰はく、何ぞやと。皋陶曰はく、寛にして栗、柔にして立、愿にして恭、亂して温、簡にして廉、剛にして塞、彊にして義、彰れて厥れ常有るは吉なるかなと。又舜典に曰はく、三載にして績を考へ、三考して幽明を黜陟すと。三考は九歳なり。
- 〔一五〕 銓廷。吏部、選人を銓量するの所を謂ふ。
- 〔一六〕 徐庾。徐陵・庾信。唐の正元大曆以前、皆、其文を尙ぶ。
- 〔一七〕 嗇夫の事は十四卷漢の文帝三年に見ゆ。

卷の第二百一十七

唐紀三十三

玄宗至道大聖明孝皇帝下の下

十三載、春正月己亥、安祿山入朝す。是時、楊國忠、「祿山必ず反せん」と言ひ、且つ曰はく、「陛下、試に之を召せ。必ず來らざらん」と。上、之を召さしむ。祿山、命を聞きて即ち至る。庚子、上に華清宮に見え、泣きて曰はく、「臣は本胡人なり。陛下、寵擢して此に至れり。國忠の疾む所と爲る。臣が死すること日無からん」と。上、之を憐み、賞賜巨萬。是に由りて益、祿山を親信す。國忠の言、入る能はず。太子も亦祿山が必ず反せんことを知り、上に言ふ。上、聽かず。

甲辰、太清宮・奏す、「學士李琪、玄宗皇帝が紫雲に乗るを見き。告ぐるに國祚の延昌なるを以てせり」と。

【一】 卷首に當に天寶の年號を
書すべし。天寶十三載は西紀
七五四年。

【二】 此れ崇玄館學士なり。

唐の初めの詔勅は、皆、中書門下の官の・文有る者、之を爲れり。乾封以後、始めて文士元萬頃・范

履氷等を召し、諸の文辭を草せしめ、常に北門に於て進止を候ふ。時人、之を北門學士と謂ふ。中宗の世、上官昭容、其事を専らにす。上、位に即き、始めて翰林院を置き、禁廷に密邇し、文章の士を延き、下、僧道・書畫・琴棋・數術の工に至るまで、皆之を處く。之を待詔と謂ふ。刑部尙書張均及び弟太常卿垺、皆翰林院供奉たり。上、安祿山に同平章事を加へんと欲し、已に張垺をして制を草せしむ。楊國忠諫めて曰はく、「祿山は、軍功有りと雖も、目、書を知らず。豈に宰相と爲す可けんや。制書若し下らば、恐らくは四夷、唐を輕んせん」と。上乃ち止む。乙巳、祿山に左僕射を加へ、一子に三品、一子に四品の官を賜ふ。

丙午、上、宮に還る。

安祿山、閑廐羣牧を兼ね領せんことを求む。庚申、祿山を以て閑廐隴右羣牧等使と爲す。祿山、又、總監を兼ねんことを求む。壬戌、總監の事を兼ね知る。祿山、奏し、御史中丞吉温を以て、武部侍郎と爲し、閑廐副使に充つ。楊國忠、是に由りて温を惡む。祿山密に親信を遣はし、健馬の戰に堪ふる者數千匹を選び、別に之を飼はしむ。

二月壬申、上、太清宮に朝獻し、聖祖に尊號を上りて大聖祖高上大道金闕玄元大皇帝と曰ふ。癸酉、太廟に享し、高祖に諡を上りて神堯大聖光孝皇帝と曰ひ、太宗の諡は文武大聖大廣孝皇帝と曰ひ、高宗の諡は天皇大聖大弘孝皇帝と曰ひ、中宗の諡は孝和大聖大昭孝皇帝と曰ひ、

- 【三】 華清宮より還る。
- 【四】 此れ郡牧總監なり。唐に四十八監あり、以て馬を牧す。或は曰はく、此總監は即ち苑總監なりと。
- 【五】 武部は即ち兵部なり。

睿宗の諡は玄眞大聖大興孝皇帝と曰ふ。漢家の諸帝皆孝を諡とするを以ての故なり。甲戌、羣臣、尊號を上りて開元天地大寶聖文武證道孝德皇帝と曰ふ。天下に赦す。

丁丑、楊國忠、位を司空に進めらる。甲申、軒に臨みて冊命す。

己丑、安祿山、奏す、「臣の所部の將士、奚・契丹・九姓・同羅等を討ち、勳効甚だ多し。乞ふ常格に拘はらず、資を超え賞を加へ、仍ほ告身を好寫し、臣の軍に付して之を授けしめよ」と。是に於て將軍に除する者五百餘人、中郎將たる者二千餘人。

祿山、反せんと欲す。故に先づ此を以て衆心を收むるなり。三月丁酉朔、祿山、辭して范陽に歸る。上、御衣を解き、以て之に賜ふ。祿山、之を受けて驚喜す。楊國忠が奏して之を留めんことを恐れ、疾驅して關を出で、船に乗り、河に沿うて下る。船夫をして、繩板を執りて岸側に立ち、十五里ごとに一たび更らしめ、晝夜兼行し、日に數百里、郡縣を過ぐれども、船を下らず。是より、「祿山、反す」と言ふ者有れば、上皆縛して送る。是に由りて、人、其の將に反

- 【六】 范陽。京師の東北二千五百二十里に在り。
- 【七】 凡そ船を挽くの夫、板の長さ二尺許なるを用ひ、斜めに船前に搭し、一端は肩に至り、一端は脇に至り、繩をもつて板の兩端を貫き、以て船綯に接して之を挽く。
- 【八】 長樂坡。即ち産坡、長安城の東に在り。

せんとするを知れども、敢て言ふ者無し。祿山が長安を發するや、上、高力士をして之を、長樂坡に餞せしむ。還るに及び、上問ふ、「祿山、意を慰むるか」と。對へて曰はく、「其意を觀るに怏怏たり。必ず命じて相と爲さんと欲して中止せしを知るが故ならん」と。上、以て國忠に告ぐ。(國)曰はく、

「此議、它人は知らず。必ず張垺兄弟之を告げしならん」と。上怒り、張均を貶して建安の太守と爲し、垺を盧溪の司馬と爲し、垺の弟給事中垺を宜春の司馬と爲す。哥舒翰も亦其部將の爲めに功を論す。勅して、隴右十將特進火拔州都督燕山郡王火拔歸仁を以て驃騎大將軍と爲し、河源軍使王思禮に特進を加へ、臨洮の太守成如璆・討擊副使范陽の魯炅・〔一〕 皇蘭府都督渾惟明に、竝に雲鷹將軍を加へ、隴右討擊副使郭英父を、左羽林將軍と爲す。英父は知運の子なり。翰、又、奏して、嚴挺之の子武を、節度判官と爲し、〔二〕 河東の呂誼を支度判官と爲し、〔三〕 封丘の尉高適を掌書記と爲し、〔四〕 安邑の曲環を別將と爲す。

〔九〕 建安郡は、隋には泉州と爲す。唐改めて閩州と曰ひ、別に泉州を置く。帝、閩州を改めて福州長樂郡と爲し、建州を以て建安郡と爲す。京師の東南四千九百三十五里。〔一〇〕 盧溪郡は辰州。京師の南三千四百五里。〔一一〕 十將は唐の中世以來軍中將領の職名。火拔は突厥の別部なり。開元中、火拔州を置く。唐の制、特進は文散階正二品。驃騎大將軍は武散階從二品。

〔一二〕 貞觀中、鐵勒來り降る。渾部を以て皇蘭都督府を置く。〔一三〕 雲鷹將軍は武散階從三品上。〔一四〕 河東郡は蒲州。唐の制、邊郡に支度使あり、以て軍資糧仗の用を計る。其屬に判官・巡官あり。〔一五〕 封丘縣は漢晉以來陳留に屬す。唐には汴州に屬す。〔一六〕 安邑縣は蒲州に屬す。

程千里、阿布思を執へ、闕下に獻す。之を斬る。甲子、千里を以て金吾大將軍と爲し、封常清を以て北庭都護・伊西節度使に權たらしむ。夏四月癸巳、安祿山・奏す、「奚を撃ちて之を破り、其王李日越を虜にせり」と。六月乙丑朔、日、之を食する有り。盡きざること鉤の如し。

侍御史 劔南留後李宓、兵七萬を將ゐて南詔を撃つ。閣羅鳳、之を誘うて深く入らしめ、太和城に至る。壁を閉ちて・戰はず。宓、糧盡き、士卒、瘴疫に罹り及び飢ゑて死するもの什に七八。乃ち引き還る。蠻、追うて之を撃つ。宓、擒へられ、全軍皆没す。楊國忠、其敗を隠し、更に捷を以て聞す。益、中國の兵を發して之を討つ。前後、死する者二十萬人に幾し。敢て言ふ者無し。上嘗て高力士に謂つて曰はく、「朕今老いたり。朝事は之を宰相に付し、邊事は之を諸將に付す。夫れ復た何をか憂へん」と。力士對へて曰はく、「臣聞く、雲南、數、師を喪へりと。又、邊將、兵を擁して太だ盛なり。陛下將に何を以て之を制せんとする。臣恐る、一旦、禍發せば、復た救ふ可からざらんことを。何ぞ憂無しと謂ふを得んや」と。上曰はく、「卿、言ふ勿れ。朕徐ろに之を思はん」と。

秋七月癸丑、哥舒翰・奏し、開く所の九曲の地に於て、〔一〕 洮陽・澆河の二郡及び 〔二〕 神策軍を置き、臨洮の太守成如璆を以て、洮陽の太守を兼ね、神策軍使に充つ。

楊國忠、陳希烈を忌む。希烈、累表して位を辭す。上、武部侍郎吉溫を以て之に代らしめんと欲す。

〔一〕 太和城、劔南留後李宓の居る所なり。〔二〕 楊國忠、劔南節度使を領し、宓を以て留後と爲す。〔三〕 太和城、新唐書には大和城に作る。夷語、山陀陀を和と爲す。故に大和と謂ふ。閣羅鳳の居る所なり。〔四〕 鮮于仲通の敗死者を并せて此數有り。〔五〕 胡三省曰はく、高力士の言、明皇豈に其心に動く所無からんや。禍機將に發せんとすれども、之を奈何とす可き無きに付し、其身の見るに及ばざるを德伴するのみと。〔六〕 洮陽・澆河の二郡は皆洮陽の西南に置く。鄜州は、本、澆河郡。天寶元年、名を寧塞郡と更む。〔七〕 洮州の西八十里廢環州に神策軍を置く。

國忠、温が安祿山に附けるを以て、奏して不可と言ひ、文部侍郎韋見素が和雅にして制し易きを以て、之を薦む。八月丙戌、希烈を以て太子太師と爲し、政事を罷め、見素を以て武部尙書・同平章事と爲す。

去歲より、水旱相繼ぎ、關中大に飢う。楊國忠、京兆の尹李峴が己に附かざるを惡み、災沴を以て咎を峴に歸し、九月、長沙の太守に貶す。

峴は、禕の子なり。上、雨の稼を傷ふを憂ふ。國忠、禾の善き者を取りて之を獻じて曰はく、『雨、多しと雖も、稼を害せざるなり』と。上、以て然りと爲す。扶風の太守房瑄、所部の水災を言ふ。國忠、御史をして之を推せしむ。是歲、天下、敢て災を言ふ者無し。高力士、側に侍す。

上曰はく、『淫雨、已ます。卿、言を盡す可し』と。對へて曰はく、『陛下が權を以て宰相に假ししより、賞罰、章無く、陰陽、度を失ふ。臣何ぞ敢て言はん』と。上、默然たり。

冬十月乙酉、上、華清宮に幸す。

十一月己未、内侍監二員・正三品を置く。

河東の太守兼本道採訪使韋陟は斌の兄なり。文雅にして盛名有り。楊忠國、其の入りて相たらんこ

- 【三】 長沙郡は潭州、京師の南二千四百四十五里。
- 【四】 信安王禕、開元の初め、軍功を以て上に寵あり。
- 【五】 扶風郡は岐州。
- 【六】 推。推按なり。
- 【七】 淫雨。三日已上の雨をいふ。
- 【八】 唐の制、宮官は三品に過ぐるを得ず、内侍四人を置く、從四品上、中官の貴、此に極まる。帝に至りて始めて其制を廢る。楊思勗は軍功を以て、高力士は恩寵を以て、皆大將軍に拜し、陟、從一品に至れども、猶ほ勳官なり。今、内侍監を置き、正三品なるは、職事官なり。

とを恐れ、人をして陟の贓汚を告げしむ。事、御史に下して按問せしむ。陟、中丞吉温に賂ひ、救を安祿山に求めしむ。復た國忠の發く所と爲る。閏月壬寅、陟を桂嶺の尉に、温を豊陽の長史に貶す。安祿山、温の爲めに冤を訴へ、且つ國忠の讒疾を言ふ。上、兩つながら問ふ所無し。

戊午、上、宮に還る。

是歲、戸部・奏す、『天下の郡三百二十一、縣千五百三十八、鄉萬六千八百二十九、戸九百六萬九千一百五十四、口五千二百八十八萬四千八百八十八』と。

十四載、春正月、蘇毗王の子悉諾邏、吐蕃を去りて來り降る。

二月辛亥、安祿山、副將何千年をして入りて奏せしむ、『請ふ蕃將三十二人を以て漢將に代らしめん』と。上、命じて立ちどころに進畫し、告身を給せしむ。韋見素、楊國忠に謂つて曰はく、『祿山久しく異志有り、今又此請有り。其の反せんこと明かなり。明日、見素、當に極言すべし。上未だ允さずんば、公其れ之に繼げ』と。國忠・許諾す。壬子、國忠・見素、入りて見ゆ。上迎へ謂つて曰はく、『卿等、祿山を疑ふ

- 【一】 桂嶺。漢の臨賀縣の地。隋、桂嶺縣を置く。唐、賀州に屬す。
- 【二】 豊陽郡は京師の東南一千八百九十三里。
- 【三】 唐の戸口の盛なること、此に極まる。
- 【四】 蘇毗。吐蕃の疆部なり。
- 【五】 進畫。中書に命じて發日勅を爲らしめ、進みて御畫を請うて之を行ふなり。唐六典に、中書、王言を掌る、其制、七あり、其四を發日勅と曰ふ。正に御畫發日勅を謂ふなり。官員を増減し、州縣を廢置し、官爵を除免し、六品以下の官爵を授くるには之を用ふ。

の意有るか」と。見素因つて極言す、「祿山が反すること已に迹有り。請ふ所、許す可からず」と。上、悦ばず。國忠・逡巡して敢て言はず。上竟に祿山の請に從ふ。它日、國忠・見素、上に言つて曰はく、「臣、策有り、坐ながらにして祿山の謀を消す可し。今若し祿山を平章事に除し、召して闕に詣らしめ、賈循を以て范陽節度使と爲し、呂知誨を平盧節度使と爲し、楊光翽を河東節度使と爲さば、則ち勢自ら分れん」と。上、之に從ふ。已に制を草す。上、留めて發せず。更に中使輔瑒琳を遣はし、珍果を以て祿山に賜ひ、潛に其變を察せしむ。瑒琳、祿山の厚賂を受け、還りて盛に「祿山、忠を竭して國に奉じ、一心有る無し」と言ふ。上、國忠等に謂つて曰はく、「祿山、朕、心を推して之を待つ。必ず異志無からん。東北の二虜、其鎮遏に藉るは、朕自ら之を保す。卿等、憂ふる勿れ」と。事遂に寢む。循は華原の人なり。時に節度副使たり。

【三】輔。姓なり。

隴右河西節度使哥舒翰、入朝す。道に風疾を得。遂に京師に留まり、家居して出でず。

三月辛巳、給事中裴士淹に命じ、河北を宣慰せしむ。

夏四月、安祿山奏す、「奚・契丹を破れり」と。

癸巳、蘇毗王の子悉諾邏を以て懷義王と爲し、姓名を李忠信と賜ふ。安祿山歸りて范陽に至る。朝廷、使者を遣はして至る毎に、皆、疾と稱して出で迎へず、盛に武

備を陳し、然る後之を見る。裴士淹、范陽に至り、二十餘日にして、乃ち見るを得たり。復た人臣の禮無し。楊國忠、日夜、祿山の反状を求め、京兆の尹をして其策を圍ましめ、祿山の客李超等を捕へ、御史臺の獄に送り、潛に之を殺す。祿山の子慶宗、宗女榮義郡主に尙し、密に祿山に報ず。祿山愈懼る。六月、上、其子が昏を成すを以て、祿山に手詔して禮を觀しむ。祿山、疾と辭して至らず。秋七月、祿山、表して馬三千匹を獻じ、(六) 匹毎に執控夫二人、蕃將二十二人を遣はして部送せしめんとす。河南の尹達奚珣、變有らんことを疑ひ、奏して請ふ、「祿山に諭すに、車馬を進むるは、宜しく冬に至るを俟つべし。官自ら夫を給し、本軍を煩はす無からん」といふを以てせよ」と。是に於て上稍寤り、始めて、祿山を疑ふの意有り。會、輔瑒琳が賂を受けし事亦泄る。上、託するに他事を以てし、之を撲殺す。上、中使馮神威を遣はし、手詔を齎して祿山を諭すこと珣の策の如くせしめ、且つ曰はく、「朕新に卿の爲めに(七) 湯を作り、十月、華清宮に於て卿を待たん」と。神威、范陽に至り、旨を宣す。祿山、牀に踞して微しく起ち、亦、拜せずして曰はく、「聖人安隱なりや」と。又曰はく、「馬、獻せざるも、亦可なり。十月、灼然として京師に詣らん」と。即ち左右をして神威を引きて館舎に置かしめ、復た見ず。數日

【四】京師に在り、太僕卿と爲り、供奉官の班に隨つて見ゆるを得。

【五】一本には原文詔の下に召の字あり、手詔して祿山を召し禮を觀しむと讀む。

【六】以て京師を襲はんと欲する也。

【七】一湯を作る。華清宮中に新に一の温泉場を治むるをいふ。

【八】聖人は上を謂ふ。隱は磔と通ず。

にして遣り還す。亦、表無し。神威還りて上に見え、泣きて曰はく、「臣、幾ど大家を見るを得ざらんとせり」と。

八月辛卯、今載の百姓の租庸を免す。

冬十月庚寅、上、華清宮に幸す。

安祿山、三道を専制し、陰に異志を蓄ふること、殆んど將に十年ならんとす。上が之を待つこと厚きを以て、上の晏駕するを俟ちて然る後亂を作さんと欲す。會、楊國忠、祿山と、相悦ばず、屢、「祿山且に反せんとす」と言ふ。上、聽かず。國忠數、事を以て之を激し、其の速かに反して以て信を上に取らんことを欲す。祿山是に由りて意を決して遽に反す。獨り孔目官太僕丞嚴莊・掌書記屯田員外郎高尙・將軍阿史那承慶と密に謀る。自餘の將佐は、皆、之を知るもの莫し。但だ、其の八月より以來、屢、士卒を饗し、馬に秣ひ兵を厲ぐを怪むのみ。會、奏事官有り、京師より還る。祿山詐りて勅書を爲り、悉く諸將を召し、之を示して曰はく、「密旨有り、祿山をして兵を將ゐて入朝し、楊國忠を討たしむ。諸君宜しく即ち軍に従ふべし」と。衆、愕然として相顧み、敢て異言するもの莫し。十一月甲子、祿山、所部の兵及び同羅・奚・契丹・室韋凡そ十五萬の衆を發し、二十萬と號し、范陽に反す。范陽節度副使賈循に命じて范陽を守らしめ、平盧節度副使呂知誨をして、平盧を守らしめ、別將高秀巖をして、大同を守らしむ。諸將、皆、兵

【九】大同軍は朔州馬邑縣に在り。今の山西省雁門道朔縣。

を引きて夜發す。詰朝、祿山、薊城の南に出で、大に閱し衆に誓ひ、楊國忠を討つを以て名と爲し、軍中に勝して曰はく、「異議して軍人を扇動する者有らば、斬、三族に及ばん」と。是に於て兵を引きて南す。祿山、鐵轡に乗り、步騎精銳、煙塵千里、鼓譟して地を震ふ。時に海内久しく承平にして、百姓、累世、兵革を識らず。猝に、范陽の兵起ると聞き、遠近震駭す。【一〇】河北は皆祿山の統内なり。過ぐる所の州縣、風を望みて互解す。守令或は門を開きて出で迎へ、或は城を棄てて竄匿し、或は擒戮する所と爲り、敢て之を拒ぐ者無し。祿山先づ將軍何千年・高邈を遣はし、奚騎二千を將ゐ、「射生手を獻す」と聲言し、驛に乗じて太原に詣る。乙丑、北京副留守楊光翹、出で迎ふ。因つて之を劫して以て去る。太原具に其状を言ふ。東受降城も亦「祿山・反す」と奏す。上猶ほ以爲へらく、祿山を惡む者詐りて之を爲すと。未だ之を信せざるなり。庚午、上、祿山が定めて反するを聞き、乃ち宰相を召して之を謀る。楊國忠、揚揚として「徳色有り。曰はく、「今反する者は獨り祿山のみ。將士は、皆、欲せざるなり。旬日を過ぎずして、必ず首を傳へて行在に詣らん」と。上、以て然りと爲す。大臣相顧みて色を失ふ。上、特進畢思琛を遣はし、東京に詣らしめ、金吾將軍程千里をして河東に詣らしめ、各、數萬人を簡募し、便に隨つて團結し、以て之を拒がしむ。辛未、安西節度使封常清・入朝す。上問ふに賊を討つの方略を以てす。常清・大言して曰はく、「今、太平積久なり。故に人、風を望み賊を憚る。然れど

【一〇】祿山、河北道采訪使を兼む。
【一一】徳色。得意なり。

唐玄宗至道大聖大明宣皇帝天寶十四載

も事に順逆有り、勢に奇變有り。臣請ふ馬を走らせて東京に詣り、府庫を開きて驍勇を募り、馬筆を挑りて河を度り、日を計りて逆胡の首を取りて闕下に獻せん」と。上悦ぶ。壬申、常清を以て范陽平盧節度使と爲す。常清、即日、驛に乗り、東京に詣りて兵を募り、旬日に六萬人を得、乃ち河陽橋を斷ち、守禦の備を爲す。甲戌、祿山、博陵の南に至る。何千年等、楊光翹を執へ、祿山を見らる。光翹を責むるに楊國忠に附くを以てし、之を斬りて以て徇ふ。祿山、其將安忠志をして精兵を將ゐて土門に軍せしむ。忠志は奚人、祿山養うて假子と爲す。又、張獻誠を以て博陵の太守を攝せしむ。獻誠は、守珪の子なり。祿山、藁城に至る。常山の太守顏杲卿、力拒ぐ能はず。長史袁履謙と、往きて之を迎ふ。祿山輒ち杲卿に金紫を賜ひ、其子弟を質とし、仍ほ常山を守らしむ。又、其將李欽湊をして、兵數千人を將ゐて井陘口を守らしめ、以て西來の諸軍に備ふ。杲卿歸り、途中にて其衣を指し、履謙に謂つて曰はく、「何爲れぞ此を著けん」と。履謙、其意を悟り、乃ち陰に杲卿と謀り、兵を起して祿山を討たんとす。杲卿は思魯の玄孫なり。丙子、上、宮に還り、太僕卿安慶宗を斬り、榮義郡主に自盡を賜ふ。朔方節度使安思順を以て戸部尚書と爲し、思順の弟元貞を太僕卿と爲す。朔方右廂兵馬使、九原の太守郭子儀を以て朔方節度使と

- 【一】 博陵郡は、本、定州高陽郡。天寶元年、郡名を更む。
- 【二】 京師の東北二千九百六里。
- 【三】 張守珪は祿山を卵翼し、實に厲階と爲す。
- 【四】 常山郡は本、恒州恒山郡。天寶元年、郡名を更む。
- 【五】 西來の諸軍とは、河東路の兵、東して井陘口に出づる者を謂ふ。
- 【六】 顏魯思、之推の子、師古の父なり。
- 【七】 九原郡は豐州。

爲し、右羽林大將軍王承業を、太原の尹と爲し、河南節度使を置き、陳留等十三郡を領し、衛尉卿猗氏の張介然を以て之と爲し、程千里を以て潞州の長史と爲す。諸郡の賊衝に當る者に、始めて防禦使を置く。丁丑、榮王琬を以て元帥と爲し、右金吾大將軍高仙芝を之に副とし、諸軍を統べて東征せしむ。内府の錢帛を京師に出し、兵十一萬を募り、號して天武軍と曰ふ。旬日にして集まる。皆、市井の子弟なり。十二月丙戌、高仙芝、飛騎・曠騎及び新募兵、邊兵の京師に在る者合はせて五萬人を將ゐて、長安を發す。上、宦者監門將軍邊令誠を遣はし、其軍を監し、陝に屯せしむ。丁亥、安祿山、靈昌より河を度り、緬を以て敗船及び草木を約し、河流を横絶す。一夕、冰合し、浮梁の如し。遂に靈昌郡を陷る。祿山の歩騎散漫し、人、其數を知るもの莫し。過ぐる所殘滅す。張介然、陳留に至り、纒に數日にして、祿山に至り、兵を授けて城に登る。衆、恐懼し、守る能はず。庚寅、太守郭納、城を以て降る。祿山、北郭に入り、安慶宗が死せるを聞き、慟哭して曰はく、「我何の罪ありて我が子を殺せる」と。時に陳留の將士の降る者、道を夾みて萬人に近し。祿山皆之を殺し、以て其忿を快くす。張介然を軍門に斬り、其將李庭望を以て節度使と爲し、陳留を守らしむ。壬

- 【一】 太原は北都と爲す、故に尹を置く。
- 【二】 陳留郡は汴州。
- 【三】 陝郡は京師の東四百九十里に在り、東都に至るまで三百三十里。
- 【四】 靈昌郡は本、滑州東郡。天寶元年、郡名を更む。京師を去ること一千四百四十里。
- 【五】 陳留郡は京師の東一千三百五十里、東都は四百一里。

辰、上、制を下し、親征せんと欲し、其朔方・河西・隴右の兵、城堡を留守するの外、皆行營に赴かしめ、節度使をして自ら之に將たらしめ、二十日を期して畢く集まらしむ。

初め、平原の太守顏真卿、祿山が且に反せんとするを知り、霖雨に因り、城を完くし壕を浚ひ、

丁壯を料り、倉廩を實す。祿山、其の書生なるを以て之を易る。祿山が反するに及び、真卿に牒して平原、博平の兵七千人を以て河津を防がしむ。

真卿、平原の司兵李平を遣はし、間道より之を奏せしむ。上始め、祿山、

反し、河北の郡縣皆風靡すと聞き、歎じて曰はく、『二十四郡、曾て一人の

義士無きか』と。平至るに及び、大に喜びて曰はく、『朕、顏真卿が何の状

を作すかを識らざるに、乃ち能く是の如し』と。真卿、親客を遣はし、密

に、賊を購ふ牒を懷にし、諸郡に詣らしむ。是に由りて、諸郡、應ずる

者多し。真卿は呆卿の従弟なり。安祿山、兵を引きて、滎陽に向ふ。太守

崔無詖、之を拒ぐ。士卒、城に乗ずる者、鼓角の聲を聞き、自ら墜つること雨の如し。癸巳、祿山、

滎陽を陥る。無詖を殺し、其將武令珣を以て之を守らしむ。祿山の聲勢益々張る。其將田承嗣、

安忠志・張孝忠を以て前鋒と爲す。封常清が募る所の兵は皆白徒にして、未だ訓練を更す。武牢に屯

し、以て賊を拒ぐ。賊、鐵騎を以て之を蹂る。官軍大に敗る。常清、餘衆を收め、葵園に戦ひ、

又敗る。上東門内に戦ひ、又敗る。丁酉、祿山、東京を陥る。賊、鼓噪して四門より入り、兵を

縦ちて殺掠す。常清、都亭驛に戦ひ、又敗る。退きて宣仁門を守り、又敗る。乃ち苑西の壞牆より

西に走る。河南の伊達奚珣、祿山に降る。留守李愬、御史中丞盧奕に謂つて曰はく、『吾が曹、國の

重任を荷ふ。力敵せざるを知ると雖も、必ず之に死せん』と。奕、許諾す。

愬、殘兵數百を收め、戦はんと欲す。皆、愬を棄てて潰え去る。愬獨り府中

に坐す。奕先づ妻子を遣り、印を懷にして間道より長安に走らしめ、朝

服して臺中に坐す。左右皆散す。祿山、閑廐に屯し、人をして愬・奕及び

采訪判官蔣清を執へしめ、皆之を殺す。奕、祿山を罵り、其罪を數め、

賊黨を顧みて曰はく、『凡そ人たるものは、當に逆順を知るべし。我死す

とも節を失はず。夫れ復た何をか恨みん』と。愬は、文水の人、奕は、

懷慎の子、清欽は、緒の子なり。祿山、其黨張萬頃を以て河南の尹と爲

す。封常清、餘衆を帥ゐて陝に至る。陝郡の太守竇廷芝、已に河東に奔り、

吏民皆散す。常清、高仙芝に謂つて曰はく、『常清、連日血戦す。賊鋒、當る可からず。且つ潼關、兵無し。若し賊、

豕突して關に入らば、則ち長安危からん。陝は守る可からず。如かじ兵を引きて先づ潼關に據り、以て之

を拒がんには』と。乃ち見兵を帥ゐ、西して潼關に趣く。賊尋ぎて至る。官軍狼狽し、走るに復た部

【三】 漢、平原郡を置く。唐、德州と爲す。天寶元年、復た改めて郡と爲す。京師に至るまで一千九百八十二里。今の山東省東臨道平原縣。

【四】 博平郡は博州。

【五】 滎陽郡。鄭州、西、洛陽に至るまで二百六十里、京師に至る一千一百五里。

【六】 葵園。兗州谷の南に在り。

【七】 上東門。即ち洛陽の上春門なり。東都城の東面の三門、北なるを上東と曰ふ。

【八】 文水縣、本、漢の大陵縣、隋、文水縣と爲す。今の山西省冀寧道文水縣の東十里。

【九】 盧懷慎は開元の初めの賢相。

【一〇】 蔣欽緒は二百九卷中宗景龍三年に見ゆ。

【一一】 豕突。猪の如く突き進む也。

伍無く、士馬相騰踐し、死者甚だ衆し。潼關に至り、守備を修完す。賊至れども入るを得ずして去る。祿山、其將崔乾祐をして陝に屯せしむ。臨汝・弘農・濟陰・濮陽・雲中郡、皆祿山に降る。是時、朝廷、兵を諸道に徵すれども、皆未だ至らず。關中懼す。會、祿山方に帝と稱せんことを謀り、東京に留まり、進まず。故に朝廷、之が備を爲すを得、兵も亦稍集まる。祿山、張通儒の弟通晤を以て睢陽の太守と爲し、陳留の長史楊朝宗と與に、胡騎千餘を將ゐて、東のかた地を略せしむ。郡縣の官多く風を望みて降り走る。惟だ、東平の太守嗣吳王祇・濟南の太守李隨、兵を起して之を拒ぐ。祇は祿の弟なり。郡縣の・賊に従はざる者は、皆、吳王に倚りて名と爲す。單父の尉賈賁、吏民を帥ゐ、南して睢陽を撃ち、張通晤を斬る。李庭望、兵を引き、東して地を徇へんと欲し、之を聞き、敢て進まずして還る。

庚子、永王璘を以て山南節度使と爲し、江陵の長史源洧を之が副と爲す。穎王璩を劍南節度使と爲し、蜀郡の長史崔圓を之が副と爲す。二王、皆、閭を出でず。洧は、光裕の子なり。上、親征せんと議す。辛丑、太子に制して國を監せしむ。宰相に謂つて曰はく、「朕、位に在ること、五十載に垂なんとし、憂勤に倦む。去秋已に位を太子に傳

- 【三】 弘農郡は、本、絳州絳郡。天寶元年、郡名を改む。
- 【四】 濮陽郡は濮州。
- 【五】 雲中郡は雲州。
- 【六】 東平郡は渾州。
- 【七】 濟南郡は本、齊州齊郡。天寶元年、臨淄郡と改め、五載、今の郡名に更む。
- 【八】 單父。古縣、時に睢陽郡に屬す。
- 【九】 江陵郡は、本、荊州南郡。天寶元年、郡名を更む。
- 【一〇】 蜀郡。益州。
- 【一一】 源光裕は二百一十一卷開元十三年に見ゆ。

へんと欲せしが、水旱相仍るに値ひ、餘災を以て子孫に遺すを欲せず。淹留して、稍豊なるを俟てり。意はざりき、逆胡横しまに發せんとは。朕當に親征すべし。且く之をして國を監せしめ、事平ぐの日、朕將に枕を高くして爲す無からんとす」と。楊國忠大に懼れ、退きて韓・虢・秦三夫人に謂つて曰はく、「太子素より吾が家の専横なるを惡むこと久し。若し一旦、天下を得ば、吾と姉妹と命を併せて旦暮に在らん」と。相與に聚まり哭し、三夫人をして貴妃に説き、土を銜みて命を上請はしむ。事遂に寢む。

顏真卿、勇士を招募す。旬日にして萬餘人に至る。諭すに兵を擧げて安祿山を討つを以てし、繼ぐに涕泣を以てす。士皆感憤す。祿山、其黨段子光をして、李愔・盧奕・蔣清の首を齎し、河北の諸郡を徇へしめ、平原に至る。壬寅、眞卿、子光を執へ、腰斬して以て狗へ、三人の首を取り、續ぐに蒲身を以てし、棺斂して之を葬り、祭哭して弔を受く。祿山、海運使劉道玄を以て、景城の太守を攝せしむ。清池の尉賈載、鹽山の尉河

- 【一】 帝、邊功を事とせしより、青菜の粟を運し、海に浮びて以て幽平の兵に給す、故に海運使を置く。
- 【二】 景城。本、滄州渤海郡。天寶に郡名を更む。
- 【三】 清池。漢の浮陽縣の地、開元十八年、名を更む。
- 【四】 鹽山。漢の高城縣の地、開元十八年、縣に鹽山有るを以て名を更む。

内の穆寧、共に道玄を斬り、其甲仗五十餘船を得、道玄の首を攜へ、長史李暉に謁す。暉、嚴莊の宗族を收め、悉く之を誅す。是日、道玄の首を送りて平原に至る。眞卿、載寧及び清河の尉張澹を召し、

平原に詣りて事を計らしむ。饒陽の太守盧全誠、城に據り、代を受けず。河間の司法李奐、祿山が署する所の長史王懷忠を殺す。李隨、遊奕將警嗣賢を遣はし、河を濟り、祿山が署する所の博平の太守馬冀を殺す。各衆數千或は萬人有り。共に眞卿を推して盟主と爲し、軍事皆焉に稟く。祿山、張獻誠をして、上谷・博陵・常山・趙郡・文安五郡の團結兵萬人を將ゐて、饒陽を圍ましむ。高仙芝が東征するや、監軍邊令誠、數事を以て之を干す。仙芝、多く従はず。令誠入りて事を奏し、具に仙芝・常清の撓敗の状を言ひ、且つ云ふ、「常清、賊を以て衆を搖し、而して仙芝、陝の地數百里を棄て、又、軍士の糧賜を盜滅す」と。上大に怒る。癸卯、令誠を遣はし、勅を齎し、軍中に即きて仙芝及び常清を斬らしむ。初め常清既に敗れ、三たび使を遣はして表を奉り、賊の形勢を陳す。上、皆、之を見ず。常清乃ち自ら馳せて關に詣る。渭南に至る。勅して、其官爵を削り、仙芝の軍に還り白衣にて自ら效さしむ。常清、遺表を草して曰はく、「臣死するの後、望むらくは陛下此の賊を輕んせざらんことを。臣の言を忘るる無かれ」と。時に朝議皆以爲へらく、「祿山狂悖なり。日ならずして首を授けん」と。故に常清云ふこと然り。令誠、潼關に至り、先づ常清を引き、勅を宣して之に示す。常清、表を以て令誠に附して之を上る。常清既に死し、尸を蕪蔭に陳ぬ。仙芝還りて聽事に至る。令誠、陌刀手百餘人を索めて自ら隨へ、乃ち仙芝に謂つ

【四七】 饒陽郡は深州。

【四八】 河間郡は瀛州。

【四九】 上谷郡は易州。

【五〇】 趙郡は趙州。

【五一】 文安郡は冀州。

【五二】 蕪蔭、麤なる竹席。

て曰はく、「大夫も亦恩命有り」と。仙芝遽に下る。令誠、勅を宣す。仙芝曰はく、「我、敵に遇うて退く。死するは則ち宜なり。今、上、天を戴き、下、地を履む。我を糧賜を盜滅すと謂ふは則ち誣なり」と。時に士卒、前に在り、皆大呼して枉と稱す。其聲、地を振ふ。遂に之を斬る。將軍李承光を以て其衆を攝領せしむ。河西・隴右節度使哥舒翰、病廢して家に在り。上、其の威名あり、且つ素より祿山と協はざるに藉り、召見し、兵馬副元帥に拜し、兵八萬を將ゐ、以て祿山を討たしむ。仍ほ天下に勅し、四面より兵を進め、會して洛陽を攻めしむ。翰、病を以て固辭す。上、許さず。田良丘を以て御史中丞と爲し、行軍司馬に充て、起居郎蕭昕を判官と爲し、蕃將火拔歸仁等、各部落を將ゐて以て従ふ。仙芝の舊卒を并せ、二十萬と號す。潼關に軍す。翰病み、事を治むる能はず。悉く軍政を以て田良丘に委ぬ。良丘復た、敢て專決せず、王思禮をして騎を主り、李承光をして歩を主らしむ。二人、長を争ひ、統壹する所無し。翰、法を用ふるに嚴にして、士卒を恤まず。皆懈弛して鬪志無し。

【五三】 振武軍。單于都護府の城内に在り、西のかた朔方を去ること千七百餘里。

【五四】 靜邊軍。當に單于府の東北に在るべし。王忠嗣が河東を鎮するるとき築く所なり。雲中郡の西百八十里に在り。

【五五】 亢。新唐書僕固懷恩傳には殺に作る。舊唐書には抗に作る。

安祿山の大同軍使高秀巖、振武軍に寇す。朔方節度使郭子儀、擊ちて之を敗る。子儀、勝に乘じ、靜邊軍を抜く。大同兵馬使薛忠義、靜邊軍に寇す。子儀、左兵馬使李光弼、右兵馬使高潛、左武鋒使僕固懷恩、右武鋒使渾釋之等をして逆へ撃たしめ、大に之を破り、其騎七千を亢し、進みて

雲中を圍む。別將公孫瓊嚴をして二千騎を將ゐて馬邑を撃たしめ、之を抜き、東陜關を開く、甲辰、子儀に御史大夫を加ふ。懷恩は哥濫拔延の曾孫なり。世、金微都督たり。釋之は渾部の酋長にして、世、阜蘭都督たり。

顏杲卿、將に兵を起さんとし、參軍馮虔・前の眞定の令賈深・藁城の尉崔安石・郡人翟萬徳・内丘の丞張通幽、皆其謀に預る。又、人を遣はして太原の尹王承業に語り、密に與に相應せしむ。會、顏眞卿、平原より、杲卿の甥盧逖を遣はし、潛に杲卿に告げしめ、兵を連ねて祿山の歸路を斷ち、以て其の西に入るの謀を緩めんと欲す。時に祿山、其金吾將軍高邈を遣はし、幽州に詣りて兵を徵せしむ。未だ還らず。杲卿、祿山の命を以て李欽湊を召し、衆を帥ゐて郡に詣り、犒賚を受けしむ。丙午、薄暮に欽湊至る。杲卿、袁履謙・馮虔等をして、酒食妓樂を攜へ、往きて之を勞はしむ。其黨を并せて皆大に醉ふ。乃ち欽湊の首を斷ち、其甲兵を收め、盡く其黨を縛し、明日、之を斬り、悉く井陘の衆を散す。頃く有りて、高邈、幽州より還り、且に藁城に至らんとす。杲卿、馮虔をして往きて之を擒にせしむ。南境又白す、「何千年、東京より來る」と。崔安石、翟萬徳と與に、馳せて醴泉驛に詣り、千年を迎へ、又之を

【五〇】馬邑郡は朔州。
【五〇】東陜關を開く。雁門縣に東陜關・西陜關有り、時に河東太原、關を閉ち、以て秀巖を拒ぐ。子儀既に秀巖を破り、始めて關を開く。
【五一】哥濫拔延。一百九十八卷太宗貞觀二十年に見ゆ。金微都督府も亦是年に置く。
【五二】眞定縣は常山郡を帶ぶ。
【五三】内丘。漢の中丘縣なり、隋、忠を諱み、改めて内丘と曰ふ。鉅鹿郡に屬す。
【五四】犒賚。れざらひて物をたまふこと。

擒にす。同日、郡下に致す。千年、杲卿に謂つて曰く、「今、太守、力を王室に輸さんと欲し、既に其始めを善くす、當に其終を慎むべし。此郡の應募の烏合、以て敵に臨み難し。宜しく溝を深くし壘を高くし、與に鋒を爭ふ勿く、朔方の軍至るを俟ち、力を併せて齊しく進み、檄を趙魏に傳へ、燕薊の要脊を斷つべし。今且く宜しく聲して「李光弼、歩騎一萬を引き、井陘に出づ」と云ひ、因つて人をして張獻誠に説きて「足下が將ゐる所は團練の人多く、堅甲利兵無し。以て山西の勁兵に當り難からん」と云はしむべし。獻誠必ず圍を解きて遁れ去らん。此れ亦一奇なり」と。杲卿悦び、其策を用ふ。獻誠果して遁れ去る。其團練の兵皆潰ゆ。杲卿乃ち人をして饒陽城に入り、將士を慰勞せしむ。崔安石等に命じて、諸郡に狗へて云はしむ、「大軍已に井陘を下る。朝夕當に至るべし。先づ河北の諸郡を平ぐ。先に下る者は賞し、後に至る者は誅せん」と。是に於て河北の諸郡響のごとく應ず。凡そ十七郡、皆朝廷に歸す。兵合はせて二十餘萬。其の祿山に附く者は、唯だ范陽・盧龍・密雲・漁陽・汲・鄴の六郡のみ。杲卿、又、密に人をして范陽に入り、賈循を招かしむ。邺城の人馬燧、循に説きて曰く、「祿山、恩に負きて悖逆なり。洛陽を得と雖も、終に夷滅に歸せん。公若し諸將の命に従はざる者を誅し、

【五五】醴泉驛。常山郡界に在り、南のかた趙郡に直る。
【五六】常山饒陽は、并代を以て山西と爲す。天下を合はせて之を言ふときは、河南・河北は通じて之を山東と謂ひ、函關以西を山西と爲す。
【五七】平州北平郡を改めて盧龍郡と爲せるなるべし。
【五八】密雲郡は、本、檀州安樂郡。天寶元年、郡名を更む。
【五九】漁陽郡は薊州。
【六〇】汲郡は衛州。
【六一】邺城。漢の潁川邺縣の地。

范陽を以て國に歸し、其根柢を傾けなば、此れ不世の功なり」と。循、之を然りとす。猶豫して、時に發せず。別將牛潤容、之を知り、以て祿山に告ぐ。祿山、其黨韓朝陽をして循を召さしむ。朝陽、范陽に至り、循を引ききて屏語し、壯士をして之を縊殺せしめ、其族を滅ぼす。別將牛廷珣を以て范陽の軍事に知たらしめ、史思明・李立節をして、蕃漢の歩騎萬人を將る、博陵・常山を撃たしむ。馬燧亡げて、西山に入る。隱者徐遇、之を匿し、免るるを得たり。

初め祿山、自ら將として潼關を攻めんと欲し、新安に至り、河北に變有るを聞きて還る。蔡希德、兵萬人を將る、河内より、北して常山を撃つ。

戊申、榮王琬薨す。靖恭太子と贈諡す。

是歲、吐蕃の贊普乞黎蘇籠獵贊卒す。子婆悉籠獵贊立つ。

肅宗文明武德大聖大宣孝皇帝上の上

至德元載、春正月乙卯朔、祿山自ら大燕皇帝と稱し、聖武と改元し、達奚珣を以て侍中と爲し、張通儒を中書令と爲し、高尚・嚴莊を中書侍郎と爲す。

李隨、睢陽に至る。衆數萬有り。丙辰、隨を以て河南節度使と爲し、

【六九】 西山。范陽郡の西山、南のかた上谷・中山の諸山に連なる。

【七〇】 河内郡は懷州。

【一】 肅宗。諱は亨、玄宗の第三子なり。初めの名は嗣昇、開元十五年、名を浚と更め、二十三年、名を瑒と更め、二十八年、名を紹と更め、天寶三載、名を亨と更む。

【二】 至德元載。是年七月、太子、位に靈武に即き、始めて至德と改元す。西紀七五六年。

【三】 是載、始めて河南節度使を置き、汴州に治し、陳留・睢

前の高要の尉許遠を以て睢陽の太守と爲し、防禦使を兼ねしむ。濮陽の客尙衡、兵を起して祿山を討ち、郡人王栖曜を以て衙前總管と爲し、攻めて濟陰を抜き、祿山の將邢超然を殺す。

顏泉卿、其子泉明・賈深・翟萬德をして、李欽湊の首及び何千年・高邈を京師に獻せしむ。張通幽、泣きて請うて曰はく、「通幽の兄、賊に陥る。

乞ふ泉明と偕に行き、以て宗族を救はん」と。泉卿哀れみて之を許す。太原に至り、通幽、自ら王承業に託せんと欲し、乃ち之に教へて、泉明等を留め、其表を更め、多く自ら功と爲し、泉卿を毀短し、別に使を遣はして之を獻せしむ。泉卿、兵を起して纒に八日、守備未だ完からず。史思明・

蔡希德、兵を引き、皆、城下に至る。泉卿、急を承業に告ぐ。承業既に其功を竊み、城陷るを利とし、遂に兵を擁して、救はず。泉卿、晝夜拒ぎ戦ひ、糧盡き矢竭く。壬戌、城陷る。賊、兵を縱ちて萬餘人を殺し、泉卿及び袁履謙等を執へ、洛陽に送る。王承業の使者、京師に至る。玄宗大に喜び、承業を羽林大將軍に拜す。麾下、官爵を受くる者、百を以て數ふ。顏泉卿を徵して衛尉卿と爲す。朝命未だ至らざるに、常山已に陥る。泉卿、洛陽に至る。祿山、之を數めて曰はく、「汝、范陽の戸曹より、我、汝を奏して判官と爲し、數年ならざるに、超えて太守に至れり。何ぞ汝に負きて反するや」

陽・靈昌・淮陽・汝陰・譙・濟陰・濮陽・淄川・琅邪・彭城・臨淮・東海十三郡を領す。

【四】 許遠、先に蜀に仕へ、章仇兼瓊に忤ひ、高要の尉に貶せらる。

【五】 通儒を謂ふ。

【六】 常山郡は京師の東北一千七百六十里、東都に至るまで一千一百三十六里。

【七】 泉卿、范陽の戸曹たり、祿山、表して營田判官と爲し、常山の太守を假す。

と。杲卿、目を瞋らして罵りて曰はく、「汝は本營州の牧羊の羯奴なり。天子、汝を擢でて三道節度使と爲し、恩幸、比無し。何ぞ汝に負きて反する。我は世、唐の臣たり、祿位は皆唐の有なり。汝が奏する所と爲ると雖も、豈に汝に従つて反せんや。我、國の爲めに賊を討つ。汝を斬らざるを恨む。何ぞ反すと謂ふや。臊羯狗、何ぞ速かに我を殺さざる」と。祿山大に怒り、袁履謙等を并せて中橋の柱に縛して之を髑す。杲卿、履謙、死するに比ぶまで、罵ること口を虚しくせず。顔氏の一門、刀鋸に死する者、三十餘人。史思明・李立節・蔡希德、既に常山に克ち、兵を引き、諸郡の従はざる者を撃ち、過ぐる所殘滅す。是に於て、鄴・廣平・鉅鹿・趙・上谷・博陵・文安・魏・信都等の郡、復た賊の守と爲る。饒陽の太守盧全誠、獨り従はず。思明等、之を圍む。河間の司法李奐、七十人を將る、景城の長史李暉、其子祀を遣はし、八千人を將りて之を救ふ。皆、思明の敗る所と爲る。

上、郭子儀に命じ、雲中を圍むを罷め、朔方に還り、益、兵を發し、進みて東京を取り、良將一人を選び、兵を分ち、先づ井陘に出で、河北を定めしむ。子儀、李光弼を薦む。癸亥、光弼を以て河東節度使と爲し、朔方の兵萬人を分ちて之に與ふ。

甲子、哥舒翰に左僕射・同平章事を加ふ。餘は故の如し。

(三) 南陽節度使を置き、南陽の太守魯炆を以て之と爲し、嶺南・黔中・襄陽の子弟五萬人を將る、

- 【八】 中橋。天津の中橋なり。
- 【九】 鉅鹿郡は邢州。
- 【一〇】 文安郡は冀州。
- 【一一】 信都郡は冀州。
- 【一二】 南陽郡は鄧州。
- 【一三】 襄陽郡は襄州。

(四) 葉北に屯し、以て安祿山に備へしむ。吳、薛愿を表して、潁川の太守と爲し、防禦使を兼ねしめ、龐堅を副使と爲す。愿は故の太子瑛の妃の兄、堅は玉の曾孫なり。

乙丑、安祿山、其子慶緒を遣はし、潼關に寇せしむ。哥舒翰、撃ちて之を却く。

己巳、顔真卿に戸部侍郎を加へ、本郡防禦使を兼ねしむ。眞卿、李暉を以て副と爲す。

二月 丙戌、李光弼に魏郡の太守・河北道採訪使を加ふ。

史思明等、饒陽を圍む。二十九日にして、下らず。李光弼、蕃漢の歩騎萬餘人・太原の弩手三千人を將る、井陘を出づ。己亥、常山に至る。常山の團練兵三千人、胡兵を殺し、安思義を執へ、出で降る。光弼、思義に謂つて曰はく、「汝自ら死に當るを知るや否や」と。思義、應へず。光弼曰はく、「汝久しく陳行を更たり。吾が此衆を視るに、思明に敵す可きか否か。今、我が計を爲すに、當に如何すべき。汝が策、取る可くば、當に汝を殺さざるべし」と。思義曰はく、「大夫の士馬、遠く來りて疲弊せり。猝に大敵に遇はば、恐らくは未だ當り易からざらん。如かし軍を移して城に入り、早く備禦を爲し、先づ勝負を料り、然る後兵を出さんには、胡騎、銳なりと雖も、持重する能はず。苟くも利を獲ずんば、氣沮み心離れん。時に於て乃ち圖る可し。思明、今、饒陽に在り、此を去ること、二百里ならず。昨暮、羽書已に去れり。計るに其先鋒、來晨必ず

- 【一四】 葉縣は時に汝州に屬す。
- 【一五】 潁川郡は許州。
- 【一六】 龐玉、隋を去り、唐に歸し、將と爲る。
- 【一七】 眞定より饒陽に至るまで二百三十五里。思義、蓋し思明が營を下す處を指して之を言ふなり。

唐肅宗文明武德大聖大宣孝皇帝至德元載

至り、而して大軍、之に繼がんと。意を留めざる可からざるなり」と。光弼悦び、其縛を釋き、即ち軍を移して城に入る。史思明、常山守られずと聞き、立ちどころに饒陽の圍を解く。明日未だ旦ならずるに、先鋒已に至り、思明等、之に繼ぐ。合はせて二萬餘騎、直に城下に抵る。光弼、歩卒五千を遣はし、東門より出で戦はしむ。賊、門を守りて、退かず。光弼、五百弩に命じ、城上に於て齊しく發して之を射しむ。賊稍却く。乃ち弩手千人を出し、分ちて四隊と爲し、其矢をして發發相繼がしむ。賊、當る能はず。軍を道北に斂む。光弼、兵五千を出し、槍城を道南に爲り、呼沱水を夾みて陳す。賊數騎兵を以て搏戦す。光弼の兵、之を射る。人馬、矢に中る者大半。乃ち退く。小憩して以て歩兵を俟つ。村民有りて告ぐ、「賊の歩兵五千、饒陽より來り、晝夜行くこと百七十里、九門の南逢壁に至り、憩息せんと度る」と。光弼、步騎各二千を遣はし、旗鼓を匿し、水に竝うて潛行し、逢壁に至る。賊方に飯す。兵を縦ちて掩撃し、之を殺して、遺す無し。思明、之を聞き、勢を失ひ、退きて九門に入る。時に常山の九縣、七は官軍に附き、惟だ九門、藁城のみ賊の據る所と爲る。光弼、裨將張奉璋を遣はし、兵五百を以て石邑に戍せしめ、餘は皆三百人をもて之に戍せしむ。

上、吳王祗を以て靈昌の太守・河南都知兵馬使と爲す。賈賁、前みて

【一〇】 九門縣は常山郡に屬す。郡の東に在り。
 【一一】 九縣。眞定・藁城・石邑・九門・行唐・井陘・平山・獲鹿・靈壽の九縣。
 【一二】 石邑縣は、漢より以來、常山郡に屬す、郡の西南に在り。戍兵、餘縣よりも多きは、太原の路を通ずる所以なり。
 【一三】 上。玄宗を謂ふ。
 【一四】 雍丘縣は、漢・晉・陳留郡に屬し、後魏、陽夏郡に屬し、隋、梁郡に屬す。唐、汴州に屬す。

雍丘に至る。衆二千有り。是より先、譙郡の太守楊萬石、郡を以て安祿山に降り、眞源の令河東の張巡に逼り、長史と爲り、西して賊を迎へしむ。巡、眞源に至り、吏民を帥ひ、玄元皇帝の廟に哭し、兵を起して賊を討たんとす。吏民、從ふを樂しむ者數千人。巡、精兵千人を選び、西して雍丘に至り、賈賁と合ふ。初め雍丘の令狐潮、縣を以て賊に降る。賊、以て將と爲し、東して淮陽の救兵を襄邑に撃たしむ。之を破り、百餘人を俘にす。雍丘に拘し、將に之を殺さんとす。往きて李庭望を見る。淮陽の兵、遂に守者を殺す。潮、妻子を棄てて走る。故に賈賁、其間を以て雍丘に入るを得たり。庚子、潮、賊の精兵を引き、雍丘を攻む。賈出で戦うて取れ死す。張巡、力戦して賊を却く。因つて賈の衆を兼ね領し、自ら吳王の先鋒使と稱す。三月乙卯、潮復た賊將李懷仙・楊朝宗・謝元同等四萬餘衆と與に、城下に奄至す。衆懼れ、固志有るもの莫し。巡曰はく、「賊兵精銳にして、我を輕んずる心有り。今、其不意に出でて之を撃たば、彼必ず驚き潰えん。賊勢少しく折け、然る後城、守る可きなり」と。乃ち千人をして城に乘らしめ、自ら千人を帥ひ、數隊に分ち、門を開きて突出す。巡、身づから士卒に先だち、直に賊陳を衝く。人馬・辟易す。賊遂に退く。明日、復た進みて城を攻め、百礮を設けて城を環らす。樓堞皆盡く。巡、城上に於て木柵を立て、以て之を拒ぐ。賊、蟻附して登

【一五】 譙郡。亳州。
 【一六】 老子は苦縣の人、祠の在る有り。唐、之を祖とす。故に縣を改めて眞源と曰ふ。譙郡の西七十里に在り。
 【一七】 淮陽郡は陳州。
 【一八】 礮は砲と同じ。

る。巡、蒿を束ねて脂を灌ぎ、焚きて之を投す。賊、上るを得ず。時に賊の隙を伺ひ、兵を出して之を撃つ。或は夜縫して營を斫る。六十餘日を積みて、大小三百餘戰し、甲を帯びて食し、瘡を裹みて復た戰ふ。賊遂に敗れ走る。巡、勝に乗じて之を追ひ、胡兵二千人を獲て還る。軍聲大に振ふ。

初め戸部尚書安思順、祿山の反謀を知り、因つて入朝して之を奏す。祿山が反するに及び、上、思順が先に奏せしを以て、之を罪せざるなり。哥舒翰、素より、之と隙有り、人をして詐りて祿山が思順に遣る書を爲らしめ、關門に於て之を擒へて以て獻じ、且つ思順の七罪を數へ、之を誅せんと請ふ。丙辰、思順及び弟太僕卿元貞、皆、坐して死す。家屬は嶺外に徙さる。楊國忠、救ふ能はず。是に由りて、始めて翰を畏る。

〔一七〕 事、前卷天寶十載に見ゆ。
〔一八〕 清河郡は貝州。
〔一九〕 武后の時を謂ふ。

郭子儀、朔方に至り、益、精兵を選び、戊午、進みて代に軍す。戊辰、吳王祗、謝元同を撃ちて之を走らす。陳留の太守、河南節度使に拜す。

壬午、河東節度使李光弼を以て范陽の長史、河北節度使と爲し、顏真卿に河北採訪使を加ふ。真卿、張澹を以て支使と爲す。是より先、清河の客李萼、年二十餘、郡人の爲めに師を真卿に乞ひ、曰はく、「公、首として大義を唱へ、河北の諸軍、公を恃みて以て長城と爲す。今、清河は公の西鄰なり。國家、平日、江淮・河南の錢帛を彼に聚め、以て北軍を贍らす。之を天下の北庫と謂ふ。今、布三百餘萬匹・帛八十餘萬匹・錢三十餘萬緡・糧三十餘萬斛有り。昔、〔二〇〕默啜を討つとき、甲兵、皆、清河庫に

貯へき。今、〔二一〕五十餘萬事・戸七萬・口十餘萬有り。竊に計るに、財は以て平原の富を三にするに足り、兵は以て平原の彊を倍にするに足る。公誠に資するに士卒を以てし、撫して之を有し、二郡を以て腹心と爲さば、則ち餘郡は四支の如く、使ふ所に隨はざる無からん」と。真卿曰はく、「平原の兵新に集まり、尙ほ未だ訓練せず。自ら保つにも恐らくは足らざらん。何の暇ありてか鄰に及ぼさん。然りと雖も借に若し子の請を諾せば、則ち將に何を爲さんとするか」と。萼曰はく、「清河、僕を遣はし、命を公に衞ましむるは、力足らずして公の師を借り以て寇を嘗みるに非ざるなり。亦、大賢の明義を觀んと欲すればなるのみ。今仰ぎて高意を瞻るに、未だ決辭定色有らず。僕何ぞ敢て遽に爲す所を言はんや」と。真卿、之を奇とし、之に兵を與へんと欲す。衆以爲はく、「夢、年少にして輕慮なり。徒らに兵力を分つとも、必ず成る所無からん」と。真卿、已むを得ずして之を辭す。萼、館に就き、復た書を爲りて真卿に説きて以爲はく、「清河、逆を去り順を効し、粟帛器械を奉じ、以て軍を資けんとす。公乃ち納れずして之を疑ふ。僕、轅を回らすの後、清河、孤立する能はず、必ず繫託する所有らん。將に公の西面の強敵と爲らんとす。公能く悔ゆる無からんか」と。真卿大に驚き、遽に其館に詣り、兵六千を以て之に借す。送りて境に至り、手を執りて別れんとするとき、真卿問うて曰はく、「兵已に行く。以て子の爲す所を言ふ可きか」と。萼曰はく、「聞く、朝廷、程千里を遣はし、精兵十萬を將ゐて、〔二二〕崞口に出で

〔二〇〕 一物、以て一事に給す可し。因つて之を事と謂ふ。
〔二一〕 崞口。洛州邯鄲縣の西に在り、蓋し即ち壺關の險なり。

賊を討たしめ、賊、險に據りて之を拒ぎ、前むを得ずと。今當に兵を引きて先づ魏郡を撃ち、祿山が署する所の太守袁知泰を執へ、舊の太守司馬垂を納れ、西南の主人と爲らしめ、兵を分ちて崞口を開き、千里の師を出し、因つて汲郡より以北、幽陵に至るまでの郡縣の未だ下らざる者を討つべし。平原・清河、諸同盟を帥る、兵十萬を合はせ、南して孟津に臨み、兵を分ちて河に循ひ、要害を據守し、其北走の路を制せん。計るに官軍の東討する者、二十萬を下らし。河南の義兵の、西に向ふ者、亦、十萬を減せじ。公但だ當に朝廷に表し、壁を堅くし、戰ふ勿るべし。月餘に過ぎずして、賊必ず、内潰え相圖るの變有らん」と。真卿曰はく、「善し」と。録事參軍李擇交及び平原の令范冬馥に命じ、其兵を將る、清河の兵四千及び博平の兵千人に會し、堂邑の西南に軍せしむ。袁知泰、其將白嗣恭等を遣はし、二萬餘人を將る、來りて逆へ戰はしむ。三郡の兵、力戰すること盡日、魏の兵大に敗る。斬首萬餘級、捕虜千餘人、馬千匹を得、軍資甚だ衆し。知泰、汲郡に奔る。遂に魏郡に克ち、軍聲大に振ふ。時に北海の太守賀蘭進明も亦兵を起す。真卿、書を以て之を召し力を并せんとす。進明、步騎五千を將るて河を度る。真卿、兵を陳ねて之を逆へ、相捍して馬上に哭し、哀、行伍を動かす。進明、平原城の南に屯し、士馬を休養す。真卿、事毎に之に咨る。是に由りて軍權稍く進明に移る。真卿、以て嫌と爲さず。真卿、堂邑の功を以て進明に讓る。進

【三二】幽陵。即ち幽州を謂ふ。
 【三三】平原縣は平原郡に屬す。
 【三四】堂邑縣は博平郡に屬す。
 【三五】本、漢の清河發于二縣の地。隋の開皇十六年、此に於て堂邑縣を置く。
 【三六】北海郡は青州。

明、其狀を奏し、取捨、意に任す。勅して、進明に河北招討使を加へ、擇交・冬馥、微しく資級を進む。清河・博平の、功有る者、皆、録せられず。進明、信都城を攻め、之を久しくして、克たず。録事參軍長安の第五琦、進明に勸め、厚く金帛を以て勇士を募らしめ、遂に之に克つ。李光弼、史思明と、相守ること四十餘日、思明、常山の糧道を絶つ。城中、草乏しく、馬、薦藉を食ふ。光弼、車五百乘を以て、石邑に之きて草を取らしむ。車を將る者、皆甲を衣、弩手千人をもて之を衛り、方陳を爲して行く。賊、奪ふ能はず。蔡希德、兵を引きて石邑を攻む。張奉璋、拒ぎて之を却く。光弼、使を遣はし、急を郭子儀に告ぐ。子儀、兵を引きて井陘より出づ。夏四月壬辰、常山に至り、光弼と、蕃漢の歩騎を合はせ、

【三六】薦藉。しきもの。

共に十餘萬。甲午、子儀・光弼、史思明等と、九門城の南に戰ふ。思明大に敗る。中郎將渾瑊、李立節を射て之を殺す。瑊は釋之の子なり。思明、餘衆を收め、趙郡に奔り、蔡希德、鉅鹿に奔る。思明、趙郡より、博陵に如く。時に博陵已に官軍に降る。思明、盡く郡官を殺す。河朔の民、賊の殘暴なるに苦しみ、至る所屯結す。多きは二萬人に至り、少き者は萬人。各營を爲りて以て賊を拒ぐ。郭李の軍至るに及び、争ひ出でて自ら效す。庚子、趙郡を攻む。一日にして城降る。士卒多く虜掠す。光弼、城門に坐し、獲る所を收めて悉く之を歸す。民大に悦ぶ。子儀、四千人を生擒し、皆之を捨す。祿山の太守郭獻璆を斬る。光弼進みて博陵を圍む。十日にして、拔けず。兵を引きて

恒陽に還り、食に就く。

楊國忠、士の將と爲る可き者を左拾遺博平の張鎬及び蕭昕に問ふ。鎬、昕、左贊善大夫、永壽の來瑱を薦む。丙午、瑱を以て潁川の太守と爲す。賊、屢之を攻む。瑱、前後、賊を破ること甚だ衆し。本郡の防禦使を加ふ。人、之を來嚼鐵と謂ふ。

安祿山、平盧節度使呂知誨をして、安東副大都護、馬靈營を誘うて之を殺さしむ。平盧遊奕使、武陟の劉客奴、先鋒使董秦及び安東將王玄志同じく謀り、討ちて知誨を誅し、使を遣はし、海を踰え、顏真卿と相聞し、范陽を取りて以て自ら效さんと請ふ。真卿、判官賈載を遣はし、糧及び戰士の衣を齎して之を助く。真卿、時に惟だ一子頗あり、纔に十餘歳、客奴に詣りて質と爲らしむ。朝廷、之を聞き、客奴を以て平盧節度使と爲し、名を正臣と賜ひ、玄志を安東副大都護と爲し、董秦を平盧兵馬使と爲す。南陽節度使魯炅、柵を澧水の南に立つ。安祿山の將武令珣、畢思琛、之を攻む。

- 【三七】 恒陽。即ち恒山郡、其地、恒山の陽に在るを以てなり。今の直隸省保定道曲陽縣。
- 【三八】 永壽。武德二年、新平を分ちて永壽縣を置き、邠州に屬す。今、陝西省關中道永壽縣の南。
- 【三九】 開元二年、安東都護府を平州に徙す。天寶二年、遼西故郡城に徙す。
- 【四〇】 馬靈營。即ち夫蒙靈營なり。
- 【四一】 武陟。漢陽縣の地。隋の開皇十六年、分ちて武陟縣を置く。時に河内郡に屬す。今の河南省河北道武陟縣。

卷の第二百一十八

唐紀三十四

肅宗文明武德大聖大宣孝皇帝上の下

至徳元載、五月丁巳、炅、衆潰え、走りて南陽に保す。賊就きて之を圍む。太常卿張垆、夷王祇を徵して太僕卿と爲す。巨を以て陳留。譙郡の太守・河南節度使と爲し、嶺南節度使何履光・黔中節度使趙國珍・南陽節度使魯炅を兼ね統べしむ。國珍は本牂柯夷なり。戊辰、巨、兵を引き、藍田より出で、南陽に趣く。賊、之を聞き、圍みを解きて走る。

令狐潮、復た兵を引き、雍丘を攻む。潮、張巡と舊有り。城下に於て相勞苦すること平生の如し。

唐肅宗文明武德大聖大宣孝皇帝至徳元載

- 【一】 至徳元載。西紀七五六年なり。
- 【二】 炅、潁川より走りて南陽に保す。
- 【三】 夷陵郡は峽州。
- 【四】 上。玄宗を謂ふ。靈武に位に即きてより後、玄宗を上皇と稱し、肅宗を上と稱す。
- 【五】 陳留郡は汴州。
- 【六】 譙郡は亳州。
- 【七】 是年、五府經略討擊使を升せて嶺南節度使と爲し、廣・韶・循・潮・康・瀘・端・新・封・春・勣・羅・潘・高・思・雷・崖・瓊・振・儋・萬安軍等二十二州を領し、廣州に治す。
- 【八】 趙國珍は牂柯の別部充州の蠻酋趙君道の裔なり。

潮因つて巡に説きて曰はく、「天下の事去りぬ。足下堅く危城を守り、誰が爲めにせんと欲するか」と。巡曰はく、「足下、平生、忠義を以て自ら許せり。今日の擧、忠義何にか在る」と。潮慙ちて退く。

郭子儀・李光弼、常山に還る。史思明、散卒數萬を收め、其後を踵む。子儀、驍騎を選び、更に挑戦し、三日にして、行唐に至る。賊疲れて乃ち退く。子儀、之に乗じ、又、之を沙河に敗る。蔡希德、洛陽に至る。安祿山復た(希德ヲ)歩騎二萬人を將ゐて、北して思明に就かしむ。又、牛廷珣をして范陽等の郡兵萬餘人を發し、思明を助けしむ。合はせて五萬餘人。而して同羅・曳落河、五分の一に居る。子儀、恒陽に至る。思明隨つて至る。子儀、溝を深くし壘を高くし、以て之を待つ。賊來れば則ち守り、去れば則ち之を追ひ、晝は則ち兵を耀かし、夜は其營を斫る。賊、休息するを得ざる。

こと數日。子儀・光弼、議して曰はく、「賊倦めり。以て出で戦ふ可し」と。

【九】行唐。即ち漢の南行唐縣、常山郡に屬す。郡北五十五里に在り。今、直隸省保定道。

【一〇】沙河。新樂・行唐二縣の間に在り。

【一一】嘉山。常山郡の東に在り。

【一二】漁陽。即ち范陽をいふ。

壬午、(二)嘉山に戦ひ、大に之を破る。斬首四萬級、捕虜千餘人。思明、馬より墜ち、露髻跣足し、歩走して暮に至り、折槍を杖として營に還り、博陵に奔る。光弼就きて之を圍む。軍聲大に振ふ。是に於て、河北の十餘郡、皆、賊の守將を殺して降る。(三)漁陽の路再び絶ゆ。賊の往來する者、皆、輕騎にて竊に過ぎ、多く官軍の獲る所と爲る。將士の家の・漁陽に在る者、心を搖かさざるは無し。祿山大に懼れ、高尚・嚴莊を召し、之を詭りて曰はく、「汝、數年、我に反を教へ、以て萬全と爲せり。

今、潼關を守ること數月、進む能はず。北路已に絶え、諸軍四合す。吾が有する所の者は、止だ汴・鄭の數州のみ。萬全何にか在る。汝、今より、來りて我を見る勿れ」と。尚・莊懼れ、數日、敢て見ず。田乾眞、關下より來り、尚・莊の爲めに祿山に説きて曰はく、「古より帝王、大業を經營するに、皆、勝敗有り。豈に能く一舉して成らんや。今、四方の軍壘、多しと雖も、皆、新募烏合の衆にして、未だ行陳を更ず。豈に能く我が薊北の勁銳の兵に敵せん。何ぞ深く憂ふるに足らん。尚・莊は皆佐命の元勳なり。陛下、一旦、之を絶つ。諸將をして之を聞かしめば、誰か内に懼れざらん。若し上下、心を離さば、臣竊に陛下の爲めに之を危む」と。祿山喜びて曰はく、「阿浩、汝能く我が心事を豁かにせり」と。即ち尚・莊を召し、置酒して酣宴し、自ら之が爲めに歌うて以て酒を侑め、之を待つこと初めの如し。阿浩は乾眞の小字なり。祿山、洛陽を棄て、走りて范陽に歸らんと議す。計未だ決せず。是時、天下、楊國忠が驕縦にして亂を召くを以て、切齒せざるもの莫し。又、祿山、兵を起すや、國忠を誅するを以て名と爲す。王思禮、密に哥舒翰に説き、抗表して國忠を誅せんと請はしむ。翰、應せず。思禮、又、三十騎を以て劫取して以て來り、潼關に至りて之を殺さんと請ふ。翰曰はく、「此の如くならば、乃ち翰、反するなり、祿山に非ざるなり」と。或るひと國忠に説く、「今、朝廷の重兵、盡く翰の手に在り。翰若し旗を援りて西に指さば、公に於て豈に危からずや」と。國忠大に懼れ、乃ち奏す、「潼關の大軍、盛なりと雖も、而も後に繼無し。萬一、利を失はば、京師、憂ふ可からん。

請ふ 監牧の小兒三千を選び、苑中に於て訓練せん」と。上、之を許す。劍南軍將李福徳等をして之を領せしむ。又、萬人を募りて瀟上に屯せしめ、親しむ所の杜乾運をして之を將らしむ。名は賊を禦ぐと爲せども、實は翰に備ふるなり。翰、之を聞き、亦、國忠の圖る所と爲らんことを恐れ、乃ち表す、「請ふ瀟上の軍は潼關に隸せん」と。六月癸未、杜乾運を召して關に詣らしめ、事に因つて之を斬る。國忠益々懼る。會、崔乾祐、陝に在り、兵、四千に滿たず、皆羸弱にして備無し」と告ぐる有り。上、使を遣はし、哥舒翰を趣し、兵を進めて陝洛を復せしむ。翰、奏して曰はく、「祿山、久しく、兵を用ふるに習ひ、今始めて逆を爲す。豈に肯て備無からんや。是れ必ず羸師以て我を誘ふなり。若し往かば、正に其計中に墮ちん。且つ賊遠く來る。利、速かに戰ふに在り。官軍は險に據りて以て之を扼す。利、堅く守るに在り。況んや賊、殘虐にして衆を失ひ、兵勢日に蹙まり、將に内變有らんとするをや。因りて之に乗せば、戰はずして擒にす可きなり。要は功を成すに在り。何ぞ必ずしも速かなるを務めん。今諸道の徵兵、尙ほ多く未だ集まらず。請ふ且く之を待たん」と。郭子儀・李光弼も亦上言す、「請ふ兵を引きて北して范陽を取り、其巢穴を覆し、賊黨の妻子を質とし、以て之を招かん。賊必ず内に潰えん。潼關の大軍は、唯だ應に固く守りて以て之を弊らすべし。輕しく出づ可からず」と。國忠、翰が己を謀るを疑ひ、上に言ふに「賊方に備無し。而るに翰、逗留し、將に機會を失はんとす」といふを以

〔一三〕 時に監牧五坊禁苑の卒、率之を小兒と謂ふ。

〔一四〕 此れ祿山が間を用ふる也

てす。上、以て然りと爲し、續ぎて中使を遣はして之を趣し、項背相望む。翰、已むを得ず、膺を撫して慟哭し、丙戌、兵を引きて關を出づ。己丑、崔乾祐の軍に靈寶の西原に遇ふ。乾祐、險に據りて以て之を待つ。南は山に薄り、北は河を阻て、隘道七十里。庚寅、官軍、乾祐と會戰す。乾祐、兵を險に伏す。翰、田良丘と與に、舟を中流に浮べ、以て軍勢を觀る。乾祐の兵の少きを見、諸軍を趣して進ましむ。王思禮等、精兵五萬を將りて前に居り、龐忠等、餘兵十萬を將りて之に繼ぐ。翰、兵三萬を以て、河北の阜に登りて之を望み、鼓を鳴らして以て其勢を助く。乾祐が出す所の兵、萬人に過ぎず。什什伍伍、散じて列屋の如く、或は疎に或は密に、或は前み或は却く。官軍望みて之を笑ふ。乾祐、精兵を嚴し、其後に陳す。兵既に交はり、賊、旗を偃せ、遁れんと欲する者の如し。官軍、懈りて、備を爲さず。須臾にして伏兵發し、賊、高きに乗じて木石を下し、士卒を擊殺すること甚だ衆し。道隘くして、士卒、束ぬるが如く、槍、樂、用ふるを得ず。翰、氈車を以て馬に駕し、前驅を爲し、以て賊を衝かんと欲す。日、中を過ぎ、東風暴に急なり。乾祐、草車數十乘を以て、氈車の前を塞ぎ、火を縦ちて之を焚く。煙焰の被る所、官軍、目を開く能はず、妄に自ら相殺す。賊、煙中に在りと謂ひ、弓弩を聚めて之を射る。日暮れ矢盡き、乃ち賊無きを知る。乾祐、同羅の精騎を遣はし、南山より過ぎ、官軍の後に出て之を撃つ。官軍、首尾駭亂し、備ふる所を知らず。是に於て大に敗れ、或は甲を棄てて山谷に窟匿し、或は相擠

〔一五〕 靈寶縣、名を更むること、二百十五卷天寶元年に見ゆ。

排して河に入りて溺死し、囂聲、天地を振ふ。賊、勝に乗じて之に蹙る。後軍、前軍の敗るるを見、皆自ら潰ゆ。(二六)河北の軍、之を望み、亦潰ゆ。翰獨り麾下數百騎と與に、(二七)首陽山より走り、西して河を度り關に入る。關外、先に三塹を爲る。皆廣さ二丈、深さ丈。人馬、其中に墜ち、須臾にして滿つ。餘衆、之を踐みて以て度る。士卒、關に入るを得る者、纔に八千餘人。辛卯、乾祐進みて潼關を攻めて之に克つ。翰、關西の驛に至り、勝を掲げて散卒を收め、復た潼關を守らんと欲す。蕃將火拔歸仁等、百餘騎を以て驛を圍み、入りて翰に謂つて曰はく、「賊至れり。請ふ公、馬に上れ」と。翰、馬に上りて驛を出づ。歸仁、衆を帥ゐて叩頭して曰はく、「公、二十萬の衆を以て、一戦して之を棄つ。何の面目ありて復た天子に見えんや。且つ公、(二八)高仙芝・封常清を見すや。請ふ公、東に行け」と。翰、可かず、馬を下らんと欲す。歸仁、毛を以て其足を馬腹に繋ぎ、及び諸將の従はざる者は、皆之を執へて以て東す。會、賊將田乾真、已に至る。遂に之に降る。俱に洛陽に送らる。安祿山、翰に問うて曰はく、「汝、常に我を輕んせり。今定めて何如」と。翰、地に伏して對へて曰はく、「臣、肉眼、聖人を識らず。今、天下未だ平がず。李光弼、常山に在り、(二九)李祇、東平に在り、魯晁、南陽に在り。陛下、臣を留め、尺書を以て之を招かしめば、日ならずし

- 〔二六〕 河北の軍。翰自ら將ある所の者なり。
- 〔二七〕 首陽山。當に是れ首山なるべし。首山は蒲州河東縣の界に在り、湖城縣の荆山と、河を隔てて相對す。
- 〔二八〕 高仙芝等の事、前卷前年に見ゆ。軍敗れ必ず誅せらるるを謂ふなり。
- 〔二九〕 事、二百十六卷天寶十一載に見ゆ。
- 〔三〇〕 李祇。吳王祇をいふ。

て皆下らん」と。祿山、大に喜び、翰を以て司空・同平章事と爲す。火拔歸仁に謂つて曰はく、「汝、主に叛く、不忠不義なり」と。執へて之を斬る。翰、書を以て諸將を招く。皆復書して之を責む。祿山、效あらざるを知り、乃ち諸將を苑中に囚ふ。潼關既に敗る。是に於て(三一)河東・華陰・馮翊・上洛の防禦使、皆、郡を棄てて走り、所在の守兵皆散す。是日、翰の麾下來りて急を告ぐ。上、時に召見せず、但だ李福徳等を遣はし、監牧の兵を將ゐて潼關に赴かしむ。暮に及びて(三二)平安火、至らず。上始めて懼る。壬辰、宰相を召して之を謀る。楊國忠、自ら身劔南を領するを以て、安祿山が反するを聞くや、即ち副使崔圓をして陰に儲侍を具し、以て急有らば之に投ずるに備へしむ。是に至りて、首として蜀に幸するの策を唱ふ。上、之を然りとす。癸巳、國忠、百官を朝堂に集め、(三七)惶慄流涕し、問ふに策略を以てす。皆唯唯として對へず。國忠曰はく、「人、祿山の反狀を告ぐることを、已に十年、上、之を信せず。今日(三六)の事は、宰相の過に非ず」と。仗下る。士民、驚擾して奔走し、之く所を知らず、市里蕭條たり。國忠、韓・魏をして宮に入り、上に蜀に入らんことを勧めしむ。甲午、百官の朝する者、什に一二も無し。上、勤政樓に御し、制を下して云はく、「親征せんと欲す」と。聞く

- 〔三一〕 苑中。東都の苑中。
- 〔三二〕 河東郡は蒲州。
- 〔三三〕 華陰郡は華州。
- 〔三四〕 馮翊郡は同州。
- 〔三五〕 上洛郡は商州。
- 〔三六〕 平安火。唐の鎮成烽候、至る所、大率相去ること三十里、毎月初夜、煙一炬を放つ。之を平安火と謂ふ。時に守兵已に潰え、人の復た火を擧ぐる無し。
- 〔三七〕 惶慄。惶急なり。あわつる也。
- 〔三八〕 仗下る。朝罷むときは、左右三衛の立仗する者皆休下す。

者、皆、之を信するもの莫し。京兆の尹魏方進を以て御史大夫と爲し、置頓使を兼ねしめ、京兆の少尹靈昌の崔光遠を京兆の尹と爲し、西京の留守に充つ。將軍邊令誠、宮闈の管鑰を掌る。託するに劔南節度大使穎王璪が將に鎮に赴かんとするを以てし、本道に令して儲待を設けしむ。是日、上、仗を北内に移す。既に夕にして、龍武大將軍陳玄禮に命じ、六軍を整比せしめ、厚く錢帛を賜ひ、閑廐の馬九百餘匹を選ばしむ。外人、皆、之を知るもの莫し。乙未黎明、上獨り貴妃・姊妹・皇子・妃主・皇孫・楊國忠・韋見素・魏方進・陳玄禮及び親近の宦官・宮人と與に、延秋門を出づ。妃主・皇孫の外に在る者は、皆之を委て去る。上、左藏を過ぐ。楊國忠、之を焚かんと請ふ。曰はく、「賊の爲めに守る無からん」と。上、愀然として曰はく、「賊來りて、得ずんば、必ず更に百姓に斂せん。之を與ふるに如かじ。重ねて吾が赤子を困しむる無からん」と。是日、百官、猶ほ入朝する者有り、宮門に至れば、猶ほ漏聲を聞き、三衛、仗を立てて儼然たり。門既に啓けば、則ち宮人亂れ出で、中外擾攘し、上の之く所を知らず。是に於て王公士民、四出し、山谷に逃竄す。細民争うて宮禁及び王公の第舍に入り、金寶を盜取し、或は驢に乗りて殿に上る。又、左藏大盈庫を焚く。崔光遠・邊令誠、人

- 【二九】 北内。唐、長安に都し、大極宮を以て西内と爲し、大明宮を東内と爲し、興慶宮を南内と爲す。北内は當に玄武門内に在るべし。又、地望を以て之を言ふときは、興慶宮より、仗を移して大明宮に歸るなり。興慶宮は南に在り、大明宮は北に在り、故に亦、大明宮を謂つて北内と爲すなるべし。
- 【三〇】 延秋門。唐の長安の禁苑の西門なり。
- 【三一】 玄宗、人に君たるの言有り。
- 【三二】 漏聲。漏刻の聲。

を帥ゐて火を救ふ。又、人を募りて府縣官を攝し、分ちて之を守らしむ。十餘人を殺し、乃ち稍定まる。光遠、其子を遣はし、東して祿山を見しむ。令誠も亦管鑰を以て之に獻す。上、便橋を過ぐ。楊國忠、人をして橋を焚かしむ。上曰はく、「士庶各、賊を避けて生を求む。奈何ぞ其路を絶たん」と。内侍監高力士を留め、撲滅して乃ち來らしむ。上、宦者王洛卿を遣はして前行し、郡縣に置頓せんことを告諭せしむ。食時、咸陽の望賢宮に至る。洛卿、縣令と俱に逃る。中使、吏民を徵召するに、應ずる者有る莫し。日、中するに向なんとし、上猶ほ未だ食せず。楊國忠自ら胡餅を市うて以て獻す。是に於て民争うて糲飯を獻す。雜ふるに麥豆を以てす。皇孫の輩、争うて手を以て粥して之を食し、須臾にして盡く。猶ほ未だ飽く能はず。上、皆、其直を酬い、之を慰勞す。衆皆哭す。上も亦泣を掩ふ。老父郭從謹といふもの有り、進言して曰はく、「祿山、禍心を包藏すること、固より一日に非ず。亦、闕に詣りて其謀を告ぐる者有れば、陛下往往にして之を誅し、其姦逆を逞しくするを得しめ、陛下の播越を致せり。是を以て先王は務めて忠良を延訪し、以て聰明を廣くす。蓋し此が爲めなり。臣猶ほ記す、宋璟、相と爲り、數、直言を進め、天下頼りて以て安平なりしを。頃より以來、在廷の臣、言を以て諱と爲し、惟だ阿諛して、容れられ

- 【三三】 玄宗始めて内侍監を置き、秩三品、高力士及び袁思藝を以て之と爲す。
- 【三四】 咸陽縣は京城の西四十里に在り。望賢宮は縣の東に在り。
- 【三五】 胡餅。蒸餅なり。胡麻を以て之に著けたるなり。
- 【三六】 糲飯。蒸米なり。
- 【三七】 事、前卷前年に見ゆ。
- 【三八】 播越。遠方にさまよふこと。

んことを取る。是を以て闕門の外は、陛下、皆得て知らず。草野の臣、必ず今日有るを知ることを久し。但だ九重、嚴邃にして、區區の心、上達するに路無し。事、此に至らずんば、臣何に由りて陛下の面を睹て之を訴ふるを得んや」と。上曰はく、「此れ朕の不明なり。悔ゆれども及ぶ所無し」と。慰諭して之を遣る。俄にして、尙食、御膳を擧げて至る。上、命じて先づ從官に賜はしめ、然る後之を食し、軍士をして散じて村落に詣りて食を求めしむ。未時を期し、皆集まりて行く。夜將に半ならんとし、乃ち金城に至る。縣令も亦逃ぐ。縣民、皆、身を脱して走り、飲食器皿具に在り。士卒、以て自ら給するを得たり。時に從者多く逃げ、内侍監袁思藝も亦亡げ去る。驛中、燈無く、人相枕藉して寝ぬ、貴賤、以て復た辨する無し。王思禮、潼關より至り、始めて哥舒翰が擒にせられしを知る。思禮を以て河西隴右節度使と爲し、即ち鎮に赴きて、散卒を收拾し、以て東討するを俟たしむ。丙申、馬嵬驛に至る。將士饑疲し、皆憤怒す。陳玄禮、禍楊國忠に由るを以て、之を誅せんと欲し、東宮の宦者李輔國に因り、以て太子に告ぐ。太子未だ決せず。會、吐蕃の使者二十餘人、國忠の馬を遮り、訴ふるに食無きを以てす。國忠未だ對ふるに及ばず。軍士呼びて曰はく、「國忠、胡虜と與に反を謀る」と。或るひと之を射、鞍に中つ。國忠走りて、西門内に至る。軍士追うて之を殺し、支體を屠割し、槍を以て其首を

【三〇】嚴邃。きびしくふかくして入りがたきなむ。

【三一】尙食。尙は主なり。御膳を主るの官。

【三二】金城縣は京兆に屬す。本、始平縣。京城の西十五里に在り。

【三三】馬嵬驛。京兆與平縣に在り。

【三四】西門。馬嵬驛の西門。

驛門外に掲げ、并せて其子戸部侍郎暄及び韓國・秦國夫人を殺す。御史大夫魏方進曰はく、「汝が曹何ぞ敢て宰相を害する」と。衆、又、之を殺す。韋見素、亂を聞きて出で、亂兵の樞つ所と爲り、腦血、地に流る。衆曰はく、「韋相公を傷つくる勿れ」と。之を救うて、免るるを得たり。軍士、驛を圍む。上、諛譁するを聞き、問ふ「外は何事ぞ」と。左右、國忠が反するを以て對ふ。上、杖履して驛門を出で、軍士を慰勞し、隊を收めしむ。軍士、應せず。上、高力士をして之に問はしむ。玄禮對へて曰はく、「國忠、反を謀る。貴妃宜しく供奉すべからず。願はくは陛下、恩を割きて法を正せ」と。上曰はく、「朕當に自ら之を處すべし」と。門に入り、杖に倚り首を傾けて立つ。之を久しくして、京兆の司錄韋諤、前み言つて曰はく、「今、衆怒、犯し難し。安危、晷刻に在り、願はくは陛下速かに決せよ」と。因つて叩頭して血を流す。上曰はく、「貴妃は常に深宮に居る。安んぞ國忠の反謀を知らん」と。高力士曰はく、「貴妃は誠に罪無し。然れども將士已に國忠を殺せり。而るに貴妃、陛下の左右に在らば、豈に敢て自ら安んぜんや。願はくは陛下審かに之を思へ。將士安ければ則ち陛下安し」と。上乃ち力士に命じ、貴妃を佛堂に引き、之を縊殺せしむ。尸を輿にして驛庭に寘き、玄禮等を召し、入りて之を視しむ。玄禮等、乃ち冑を免ぎ甲を釋き、頓首して罪を請ふ。上、之を慰勞し、軍士を曉諭せしむ。玄歲等、皆、萬歳と呼び、再拜して出づ。是に於て、

【三五】京兆府の司錄參軍は正七品上。武徳の初め、州主簿を改めて錄事參軍と曰ふ。遺失を正し符印に洩むを掌る。開元元年、改めて司錄と曰ふ。

【三六】左傳の鄭の子産の言を引く。

始めて部伍を整へ、行計を爲す。諤は見素の子なり。國忠の妻 裴柔、其幼子晞及び虢國夫人・夫人の子裴徽と、皆走りて陳倉に至る。縣令薛景仙、吏士を帥めて追捕して之を誅す。丁酉、上將に馬鬼を發せんとす。朝臣惟だ韋見素一人のみ。乃ち韋諤を以て御史中丞と爲し、置頓使に充つ。將士皆曰はく、「國忠、反を謀り、其將吏皆蜀に在り。往く可からず」と。或は河隴に之かんと請ひ、或は靈武に之かんと請ひ、或は太原に之かんと請ひ、或は京師に還らんと言ふ。上の意、蜀に入るに在り。衆の心に違ふを慮り、竟に向ふ所を言はず。韋諤曰はく、「京に還らば、當に賊を禦ぐの備有るべし。今兵少し。未だ東向し易からず。如かじ且く扶風に至り、徐ろに去就を圖らんには」と。上、衆に詢る。衆、以て然りと爲す。乃ち之に従ふ。行くに及び、父老皆道を遮り、留まらんことを請うて曰はく、「宮闕は陛下の家居、陵寢は陛下の墳墓なり。今此を捨てて何に之かんと欲する」と。上、之が爲めに轡を按ずること之を久しくす。乃ち太子をして後に於て父老を宣慰せしむ。父老因つて曰はく、「至尊既に背て留まらず。某等願はくは子弟を帥め、殿下に従ひ、東して賊を破り長安を取らん。若し殿下と至尊と、皆蜀に入らば、中原の百姓をして、誰か之が主たらしめん」と。須臾にして衆、數千人に至る。太子、可かずして曰はく、「至尊、遠く險阻を冒す。吾豈に朝夕も左右を離るるに忍びんや。且つ吾尙ほ尙ほ未だ面辭せず。當に還りて至尊に白し、更に進止を稟くべし」と。涕泣し、馬を跋して西せんと欲す。

【四六】裴柔は故と蜀の倡なり。
 【四七】馬を跋す。馬を勒して、回轉せしむるなり。

建寧王倓、李輔國と、鞚を執りて諫めて曰はく、「逆胡、闕を犯し、四海・分崩す。人情に因らずんば、何を以て興復せん。今、殿下、至尊に従つて蜀に入らんに、若し賊兵、棧道を燒絶せば、則ち中原の地、手を拱きて賊に授けん。人情既に離れば、復た合ふ可からじ。復た此に至らんと欲すと雖も、其れ得可けんや。如かじ、西北の守邊の兵を收め、郭季を河北より召し、之と力を併せ、東して逆賊を討ち、兩京を克復し、四海を削平し、社稷をして危くして復た安く、宗廟をして毀れて更に存せしめ、宮禁を掃除し、以て至尊を迎へんには。豈に孝の大なる者に非ずや。何ぞ必ずしも區區たる 溫清、兒女の戀を爲さんや」と。廣平王俶も亦太子に留まらんことを勸む。父老共に太子の馬を擁し、行くを得ず。太子乃ち俶をして馳せて上に白さしむ。上、轡を總りて太子を待つ。久しく至らず。人をして之を偵せしむ。還りて狀を白す。上曰はく、「天なり」と。乃ち後軍二千人及び 飛龍廐馬を分ち、太子に従はしめ、且つ將士に諭して曰はく、「太子は仁孝なり。宗廟を奉ず可し。汝が曹、善く之を輔佐せよ」と。又、太子に諭して曰はく、「汝、之を勉めよ。吾を以て念と爲す勿れ。西北の諸胡は、吾、之を撫すること素より厚し。汝必ず其用を得ん」と。太子、南に向つて號泣するのみ。又、東宮の内人を太子に送らしむ。且つ旨を宣し、位を太子に傳へんと欲す。受けず。俶・倓は皆太子の子

【四八】溫清。記に曰はく、凡そ人の子と爲りては、冬は温かに夏は清しくすと。
 【四九】仗内六廐、飛龍廐を最上の乘馬と爲す。
 【五〇】上已に南に邁き、而して太子留まりて後に在り、故に南に向つて號泣す。
 【五一】張良娣、軍中に在り、此より、建寧の禍を構ふ。

なり。

己亥、上、岐山に至る。或るひと「賊の前鋒且に至らんとす」と言ふ。上遽に過ぎて扶風郡に宿す。士卒潜に去就を懐ひ、往往流言し不遜なり。陳玄禮、制する能はず。上、之を患ふ。會成都、春綵十餘萬匹を貢し、扶風に至る。上、命じて悉く之を庭に陳ねしめ、將士を召して入らしめ、軒に臨みて之を諭して曰はく、「朕、比來衰耄し、託任、人を失ひ、逆胡常を亂るを致し、須く遠く其鋒を避くべし。知る、卿等皆蒼猝に朕に従ひ、父母妻子に別るるを得ず、芟涉して此に至れるを。勞苦至れり。朕甚だ之を愧づ。蜀路は阻長にして、郡縣偏小なり。人馬衆多ならば、或は供する能はざらん。今、卿等に各家に還るを聽す。朕獨り子孫・中官と與に、前行して蜀に入るも、亦、自ら達するに足らん。今日、卿等と訣別す。共に此綵を分ちて以て資糧に備ふ可し。若し歸りて父母及び長安の父老を見ば、朕が爲めに意を致せ。各、好く自愛せよ」と。因つて泣下りて襟を濡す。衆皆哭して曰はく、「臣等、死生、陛下に従ふ。敢て貳有らず」と。上良久して曰はく、「去留、卿に聽す」と。是より流言始めて息む。

太子既に留まり、適く所を知る莫し。廣平王假曰はく、「日漸く晏る。此には駐まる可からず。衆、何に之かんと欲する」と。皆、對ふるもの莫し。建寧王倓曰はく、「殿下昔嘗て朔方節度大使

【五三】 岐山縣は扶風郡の東北に在り。今の陝西省關中道岐山縣。
 【五二】 芟涉。草行か芟といひ、水行を涉といふ。
 【五四】 阻長。險阻にして遠き也。
 【五五】 朔方節度大使たること二百十三卷開元十五年に見ゆ。

たり、將吏、歲時に啓を致せり。倓略ぼ其姓名を識る。今、河西、隴右の衆は、皆敗れて賊に降る。父子弟、多く賊中に在り。或は異圖を生せん。朔方は道近く、士馬全盛なり。裴冕は衣冠の名族なり。必ず貳心無からん。賊、長安に入り、方に虜掠し、未だ地を徇ふるに暇あらじ。此に乗じて速かに往きて之に就き、徐ろに大舉を圖るは、此れ上策なり」と。衆皆曰はく、「善し」と。渭濱に至り、潼關の敗卒に遇ひ、誤りて之と戦ひ、死傷甚だ衆し。已にして乃ち餘卒を收め、渭水の淺處を擇び、馬に乗りて涉度す。馬無き者は涕泣して返る。太子、奉天より北上し、新平に至る比、通夜馳すること三百里。士卒器械、失亡すること半に過ぎ、存する所の衆、數百に過ぎず。新平の太守薛羽、郡を棄てて走る。太子、之を斬る。是日、安定に至る。太守徐鼐も亦走る。又、之を斬る。

庚子、劔南節度留後崔圓を以て劔南節度等副大使と爲す。

辛丑、上、扶風を發し、陳倉に宿す。

太子、烏氏に至る。彭原の太守李遵、出で迎へ、衣及び糗糧を獻す。

彭原に至り、士を募りて數百人を得たり。是日、平涼に至り、監牧馬を閱し、數萬匹を得たり。又、士を募り、五百餘人を得たり。軍勢稍振ふ。

【五六】 裴冕、時に河西の行軍司馬たり。
 【五七】 奉天。文明元年、京兆の醴泉・始平・好時・武功・醜州の永壽縣を分ちて奉天縣を置き以て乾陵に奉す。長安の西北一百五十里に在り。
 【五八】 新平郡は邠州。
 【五九】 安定郡は涇州。
 【六〇】 烏氏。漢の縣。故墟は彭原の東南に在り。今の甘肅省涇原道涇川縣に在り。
 【六一】 彭原郡は寧州、本、北地郡。天寶元年、郡名を改む。
 【六二】 平涼郡は原州。

壬寅、上、散關に至る。扈從の將士を分ちて六軍と爲し、潁王璠をして先に行きて劔南に詣らしめ、壽王瑁等をして、分ちて六軍を將る、以て之に次がしむ。丙午、上、河池郡に至る。崔圓、表を奉じ、車駕を迎へ、具に蜀土の豊稔にして甲兵の全盛なるを陳ぶ。上、大に悦び、即日、圓を以て中書侍郎・同平章事と爲す。蜀郡の長史は故の如し。隴西公瑀を以て漢中王・梁州都督・山南西道采防禦使と爲す。瑀は、璠の弟なり。

王思禮、平涼に至り、河西の諸胡亂ると聞き、還りて行在に詣る。初め河西の諸胡の部落、其都護皆哥舒翰に從つて潼關に沒せりと聞き、故に争うて自立し、相攻撃す。而るに都護、實は翰に從ひ、北岸に在りて、死せず。又、火拔歸仁と俱に賊に降らず。上、乃ち河西兵馬使周泌を以て河西節度使と爲し、隴右兵馬使彭元耀を隴右節度使と爲し、都護思結進明等と、俱に鎮に之き、其部落を招かしむ。思禮を以て行在都知兵馬使と爲す。

戊申、扶風の民康景龍等、自ら相帥る、賊の署する所の宣慰使薛總を撃ち、斬首二百餘級。庚戌、陳倉の令薛景仙、賊の守將を殺し、扶風に克ちて之を守る。安祿山、上が遽に西に幸するを意はず、使を遣はして崔乾祐の兵を止め、潼關に留まること凡そ十日、乃ち孫孝哲を遣はし、兵を將りて長安に入らしめ、張通儒を以て西京留守と爲し、崔光遠を京兆

【六三】散關。陳倉縣(今の陝西省關中道寶雞縣)の西南に在り。
【六四】河池郡は鳳州。
【六五】汝陽王璠は寧王憲の嫡長子。

の尹と爲し、安思順をして、兵を將りて苑中に屯し、以て關中を鎮せしむ。孝哲、祿山の寵任する所と爲り、尤も事を用ふ。常に嚴莊と權を争ふ。祿山、關中の諸將を監せしむ。通儒等、皆、制を孝哲に受く。孝哲、豪侈にして、殺戮に果に、賊黨、之を畏る。祿山、命じて百官・宦者・宮女等を搜捕せしむ。數百人を獲る毎に、輒ち兵を以て衛りて洛陽に送る。王侯將相、(六六)車駕に扈從し、家、長安に留まる者、誅、嬰孩に及ぶ。(六七)陳希烈、晩節に恩を失ふを以て、上を怨み、張均・張垆等と、皆賊に降る。祿山、希烈・垆を以て相と爲し、自餘の朝士、皆、授くるに官を以てす。是に於て賊勢大に熾なり。(六八)西は汧隴を脅し、南は江漢を侵し、北は河東の半を割く。然れども賊將皆麤猛にして、遠略無く、既に長安に克ち、以て志を得たりと爲し、日夜、酒を縱にし、専ら聲色寶賄を以て事と爲し、復た西に出づるの意無し。故に上、安行して蜀に入るを得たり。太子・北行するに、亦、追迫の患無し。

【六六】苑中。西京の苑中。
【六七】車駕に扈從す。明皇に蜀に從ふ者をいふ。
【六八】陳希烈は相を罷め職を失へるを以て、張均・張垆は大に用ひられざるを恨む、故に皆賊に降る。
【六九】扶風を得るは、西のかた汧隴を脅すなり。南陽を圍むは、南のかた江漢を侵すなり。崔乾祐、潼關の勝に乗じ、北のかた河東を取る。

李光弼、博陵を圍み、未だ下らず。潼關守られずと聞き、圍を解きて南す。史思明、其後を踵む。光弼、撃ちて之を却く。郭子儀と、皆兵を引きて井陘に入り、常山の太守王備を留め、景城・河間の團練兵を將りて常山を守らしむ。平盧節度使劉正臣、將に范陽を襲はんとし、未だ至らざるに、史思

明、兵を引きて之を逆へ撃つ。正臣大に敗れ、妻子を棄てて走る。士卒の死する者七千餘人。初め顔真卿、河北節度使李光弼が井陘を出づるを聞き、即ち軍を斂めて平原に還り、以て光弼の命を待つ。郭李が西して井陘に入るを聞き、真卿始めて復た河北の軍事を區處す。

太子、平涼に至りて數日、朔方留後杜鴻漸、〔七〇〕六城水陸運使魏少遊・節度判官崔漪・支度判官盧簡金、〔七一〕鹽池判官李涵、相與に謀りて曰はく、「平涼は散地にして、兵を屯するの所に非ず。靈武は兵食完富なり。若し太子を迎へて此に至らば、北は諸城の兵を收め、西は河隴の勁騎を發し、南向して以て中原を定めん。此れ萬世の一時なり」と。乃ち涵をして賤を太子に奉じ、且つ朔方の士馬甲兵穀帛軍須の數を籍し、以て之を獻せしむ。

涵、平涼に至る。太子大に悦ぶ。會、河西の司馬裴冕、入りて御史中丞と爲り、平涼に至り、太子に見ゆ。亦、太子に、朔方に之かんことを勸む。太子、之に従ふ。鴻漸は、〔七二〕暹の族子、涵は、〔七三〕道の曾孫なり。鴻漸・漪、少遊をして後に居り、次舍を葺め、資儲を、〔七四〕庀へしめ、自ら太子を平涼の北境に迎へ、太子に説きて曰はく、「朔方は天下の勁兵の處なり。今、吐蕃、和を請ひ、回紇・内附し、四方の郡縣、大抵堅く守りて賊を拒ぎ、以て興復を俟つ。殿下、今、兵を靈武に理め、轡を按じて長驅し、櫓を四方に移し、

- 〔七〇〕 六城。朔方の統ぶる所に三受降城及び豐安・定遠・振武の六城あり、皆、黄河の外にあり。
- 〔七一〕 靈鹽二州に、皆、鹽池有り、故に判官を置く。
- 〔七二〕 靈武郡は靈州。朔方節度使の治所。
- 〔七三〕 杜暹は、開元中、相と爲る。
- 〔七四〕 道。永安王孝基の兄の子、孝基の後を嗣ぐ。
- 〔七五〕 庀。具ふる也。

忠義を收攬せば、則ち逆賊、屠るに足らざるなり」と。少遊、盛に宮室・帷帳を治め、皆、禁中に倣ひ、飲膳、〔七六〕水陸を備ふ。秋七月辛酉、太子、靈武に至り、悉く命じて之を撤せしむ。

太子、上、〔七七〕普安に至る。憲部侍郎房瑄、來りて謁見す。上の長安を發するや、羣臣、多く知らず。咸陽に至り、高力士に謂つて曰はく、「朝臣、誰か當に來るべき、誰か來らざるべき」と。對へて曰はく、「張均・張垆父子、陛下の恩を受くること最も深く、且つ、〔七八〕咸里に連なる。是れ必ず先づ來らん。時論皆謂へらく、「房瑄は宜しく相と爲るべし」と。而るに陛下、用ひず。又、〔七九〕祿山嘗て之を薦めき。恐らくは或は來らざらん」と。上曰はく、「事未だ知る可からず」と。瑄に至るに及び、上、均兄弟を問ふ。對へて曰はく、「臣帥て與偕に來りしが、逗遛して進まず。其意を觀るに、蓄ふる所有るに似たり。而も言ふ能はざるなり」と。上、力士を顧みて曰はく、「朕固より之を知れり」と。即日、瑄を以て、〔八〇〕文部侍郎・同平章事と爲す。初め張垆、〔八一〕寧親公主に尙し、禁中に於て宅を置くを聽され、寵渥、比無し。

〔八二〕陳希烈、政務を解くを求むるや、上、垆の宅に幸し、相と爲す可き者を問ふ。垆未だ對へず。上曰はく、「愛憎に若くは無し」と。垆、階を降りて拜舞す。既にして用ひず。故に垆、快快を懷く。上も亦之を覺る。是時、均・垆兄弟及び姚崇の子尙書右丞奕・蕭嵩の子兵部侍郎華・章安石の子禮部侍郎

- 〔七六〕 水陸。水と陸より出づる食料。
- 〔七七〕 普安郡は劍州。
- 〔七八〕 咸里に連なる。垆が公主に尙するをいふなり。
- 〔七九〕 文部。吏部なり。
- 〔八〇〕 寧親公主。興信より徙し封ぜらる。上の女なり。
- 〔八一〕 事、前卷天寶十三載に見ゆ。

陟・太常少卿斌、皆、才望を以て大官に至る。上嘗て曰はく、「吾、相を命ずるには、當に徧く故の相の子弟を擧ぐべきのみ」と。既にして皆、用ひず。

裴冕・杜鴻漸等、太子に牋を上り、馬寃の命に違つて皇帝の位に即かんことを請ふ。太子、許さず。冕等言つて曰はく、「將士は皆關中の人にして、日夜、歸らんことを思ふ。崎嶇として殿下に從つて遠く沙塞を渉る所以は、尺寸の功を冀へばなり。若し一朝、離散せば、復た集む可からざらん。願はくは殿下勉めて衆心に狗ひ、社稷の計を爲さんことを」と。牋

五たび上る。太子乃ち之を許す。是日、肅宗、位に靈武城の南樓に即く。羣臣・舞蹈す。上、流涕し歔歔す。玄宗を尊びて上皇天帝と爲し、天下に赦し、改元す。杜鴻漸・崔漪を以て竝に中書舍人の事に知たらしめ、裴冕を中書侍郎・同平章事と爲す。關内採訪使を改めて節度使と爲し、徙りて安化に治し、前の蒲關防禦使呂崇貴を以て之と爲す。陳倉の令薛景仙を以て扶風の太守と爲し、防禦使を兼ねしめ、隴右節度使郭英父を天水の太守と爲し、防禦使を兼ねしむ。時に塞上の精兵、皆選ばれ入りて賊を討ち、惟だ老弱を餘し、邊を守る文武官、三十人に満たず。草萊を披き、朝廷を立て、制度艸創にして、武人驕慢なり。大將管崇嗣、朝堂に在り、

關を背にして坐し、言笑自若たり。監察御史李勉、奏して之を彈じ、有司に繫ぐ。上、特に之を原し、歎じて曰はく、「吾、李勉有り。朝廷始めて尊し」と。勉は元懿の曾孫なり。旬日の間に、歸附する者漸く衆し。

張良娣、姓巧慧にして、能く上の意を得、上に從つて朔方に來る。時に從兵單寡なり。良娣、寢ぬる毎に、常に上の前に居る。上曰はく、「寇を禦ぐは婦人の能くする所に非ず」と。良娣曰はく、「蒼猝の際、妾、身を以て之に當らん。殿下、後より逸れ去る可し」と。靈武に至り、子を産みて三日、起ちて戰士の衣を縫ふ。上、之を止む。對へて曰はく、「此れ妾が自ら養ふの時に非ず」と。上、是を以て益之を憐む。

丁卯、上皇、制し、太子亨を以て天下兵馬元帥に充て、朔方河東河北平盧節度使を領し、南して長安・洛陽を取らしめ、御史中丞裴冕を以て左庶子を兼ねしめ、隴西郡の司馬劉秩をして右庶子を試守せしめ、永王璘を山南東道嶺南黔中江南西道節度使に充て、少府監竇紹を以て之が傅と爲し、長沙の太守李峴を都副大使と爲し、盛王琦を廣陵大都督に充て、江南東路及び淮南河南等路節度使を領せしめ、前の江陵都督府長史劉彙を以て之が傅と爲し、廣陵郡の長史李成式を都副大使と爲し、豐王珙を武威都督に充て、仍ほ河西隴右安西北庭等路節度使を領せしめ、隴西の太守

【八二】「初め張垆より以下は、皆、前事を追敘す。
【八三】崎嶇。艱難なる貌。
【八四】これより以下、上と書する者は皆肅宗をいふ。
【八五】是に至りて方めて天寶十五載を改めて至德元載と爲す
【八六】關内採訪使は京官を以て領し、治所無し。今改めて節鎮と爲し、安化に治し、京兆・同・岐・金・商五州を領す。安化縣は、今の甘肅省涇原道慶陽縣の北二十里。
【八七】天水郡は秦州。
【八八】新舊唐書李勉傳には關を關に作る。
【八九】鄭元懿は、高祖の子。
【九〇】良娣は秩正三品。
【九一】甲子、太子、位に靈武に即き、丁卯、上皇、此制を下すは、蓋し道里相去ること遠遠にして、蜀中未だ之を知らざればなり。
【九二】隴西郡は涇州。劉秩は必ず房琯の薦むる所なるべし。
【九三】節度都副大使なり。
【九四】廣陵郡は揚州。

濟陰の鄧景山を以て之が傅と爲し、都副大使に充て、應に須ふべき士馬甲仗糧賜等は、竝に當路に於て自ら供せしめ、其の諸路の本節度使魏王巨等は、竝に前に依りて使に充て、其の官屬及び本路の郡縣の官を署置するは、竝に自ら簡擇するに任せ、署し訖りて聞奏せしむ。時に琦・琪、皆、閩を出でず、惟だ璘のみ鎮に赴く。山南東道節度使を置き、襄陽等九郡を領し、五府經略使を升せて嶺南節度と爲し、南海等二十二郡を領し、五溪經略使を升せて黔中節度と爲し、黔中等の諸郡を領し、江南を分ちて東西二道と爲し、東道は餘杭を領し、西道は豫章等の諸郡を領す。是より先、四方、潼關の守を失へるを聞き、上の之く所を知るもの莫し。是制下るに及び、始めて乘輿の在る所を知る。彙は秩の弟なり。

安祿山、孫孝哲をして、霍國長公主及び王妃・駙馬等を崇仁坊に殺し、其心を剝りて以て、安慶宗を祭らしむ。凡そ楊國忠・高力士の黨、及び祿山が素より惡む所の者は、皆之を殺す。凡そ八十三人。或は鐵楮を以て其腦蓋を掲げ、流血、街に滿つ。己巳、又、皇孫及び郡縣主二十餘人を殺す。庚午、上皇、巴西に至る。太守崔渙迎へ謁す。上皇與に語りて之を悦ぶ。房琯復た之を薦む。即日、門下侍郎・同平章事に拜す。韋見素を以て左相と爲す。渙は玄暉の孫なり。

【九五】諸道に各々節度使有り、諸王を以て都使と爲し、以て之を統べしむ。其の鎮に赴かざる者は、都副大使攝統す。
【九六】前に依りて節度使と爲す也。
【九七】九郡。襄陽、襄陽郡、鄧州、南陽郡、隨州、漢東郡、唐州、淮安郡、均州、武當郡、房州、房陵郡、金州、安康郡、商州、上洛郡。
【九八】餘杭郡は杭州。
【九九】豫章郡は洪州。
【一〇〇】霍國長公主。睿宗の女、裴虛己に下嫁す。

初め京兆の李泌、幼にして才敏を以て著聞す。玄宗、忠王と與に遊ばしむ。忠王、太子と爲るや、泌已に長じ、上書して事を言ふ。玄宗、之を官にせんと欲すれども、可かず。太子と布衣の交を爲さしむ。太子、常に之を先生と謂ふ。楊國忠、之を惡み、奏して、斬春に徙す。後、歸るを得、(一〇五)穎陽に隱居す。上、馬鬼より北行するや、使を遣はし之を召す。靈武に謁見す。上大に喜ぶ。出づれば則ち轡を聯ね、寢ぬれば則ち榻を對し、太子たる時の如し。事、大小と無く、皆、之に咨る。言、從はざるは無し。將相を進退するに至るまで、亦之と議す。上、泌を以て右相と爲さんと欲す。泌、固辭して曰はく、「陛下、待つに賓友を以てすれば、則ち宰相よりも貴し。何ぞ必ずしも其志を屈せん」と。上乃ち止む。

【一〇一】安慶宗が誅せらるること前卷前年に見ゆ。
【一〇二】隆州、巴西郡、先天二年、上皇の諱を避けて名を閬州と更む。天寶元年、名を閬中郡と更め、綿州、金山郡を更めて巴西郡と曰ふ。
【一〇三】中宗の復辟するや、崔玄暉の功、五王に列す。
【一〇四】斬春郡は蕪州。
【一〇五】穎陽縣は今の河南省河洛道登封縣の西南七十里に在り。
【一〇六】大震關。隴州汧源縣の西隴山に在り。

同羅・突厥の、安祿山に従つて反する者、長安の苑中に屯す。甲戌、其會長阿史那從禮、五千騎を帥り、廐馬二千匹を竊み、逃れて朔方に歸り、諸胡を邀結し、邊地を盜據せんと謀る。上、使を遣はして之を宣慰す。降る者甚だ衆し。賊、兵を遣はし、扶風に寇す。薛景仙、擊ちて之を却く。安祿山、其將高嵩を遣はし、敕書・繪綵を以て、河隴の將士を誘ふ。大震關使郭英父、擒へて

之を斬る。

同羅・突厥の逃れ歸るや、長安大に擾れ、官吏・竄匿し、獄囚自ら出づ。京兆の尹崔光遠以爲へらく賊且に遁れんとすと。吏卒を遣はし、孫孝哲の宅を守らしむ。孝哲、狀を以て祿山に白す。光遠乃ち長安の令蘇震と與に、〔一〇七〕府縣の官十餘人を帥ゐて來奔す。己卯、靈武に至る。上、光遠を以て御史大夫と爲し、京兆の尹を兼ね、渭北に之きて吏民を招集せしむ。震を以て中丞と爲す。震は〔一〇八〕環の孫なり。祿山、田乾真を以て京兆の尹と爲す。侍御史呂譚・右拾遺楊綰・奉天の令安平の崔器、相繼ぎて靈武に詣る。譚・器を以て御史中丞と爲し、綰〔一〇九〕を起居舍人・知制誥と爲す。上、河西節度副使李嗣業に命じ、兵五千を將ゐて行在に赴かしむ。嗣業、節度使梁宰と謀り、且く師を緩めて以て變を觀る。綏德府折衝段秀實、嗣業を讓めて曰はく、「豈に君父・急を告ぐるに・臣子晏然として赴かざる者有らんや。特進常に自ら大丈夫と謂ふ。今日、之を視るに、乃ち兒女子なるのみ」と。嗣業大に慙ぢ、即ち幸に白し、數の如く兵を發し、秀實を以て自ら副とし、之を將ゐて行在に詣る。上、又、兵を安西に徵す。行軍司馬李栖筠、精兵七千人を發し、勵ますに忠義を以てして之を遣る。救して、扶風を改めて鳳翔郡と爲す。

〔一〇七〕 府縣。府は京兆府、縣は長安・萬年。
 〔一〇八〕 蘇瓌は、武后・中・睿三朝に事へ、位、台輔を歴たり。
 〔一〇九〕 知制誥。唐の制誥は、皆、中書舍人、之を掌る。他官を以て制誥を掌る者は、之を知制誥と謂ふ。

庚辰、上皇、成都に至る。從官及び六軍、至る者千三百人のみ。

〔一一〇〕令狐潮、張巡を雍丘に圍み、相守ること四十餘日、朝廷の聲問、通せず。潮、玄宗已に蜀に幸すと聞き、復た書を以て巡を招く。大將六人有り、官皆開府特進なり。巡に白すに「兵勢、敵せず、且つ上の存亡、知る可からず。賊に降るに如かず」といふを以てす。巡、陽り許諾す。明日、堂上に天子の畫像を設け、將士を帥ゐて之に朝す。人人皆泣く。巡、六將を前に引き、責むるに大義を以てし、之を斬る。士心益々勸む。城中、矢盡く。巡、藁を縛して人千餘を爲り、被らすに黒衣を以てし、夜、城下に絶す。潮の兵争うて之を射る。久しくして乃ち其の藁人なるを知る。矢數十萬を得。其後、復た夜、人を絶す。賊笑うて・備を設けず。乃ち死士五百を以て、潮の營を斫る。潮の軍大に亂れ、壘を焚きて遁る。奔るを追ふこと十餘里。潮慙ぢ、兵を益して之を圍む。巡、郎將雷萬春をして城上に於て潮と相聞せしむ。賊弩、之を射る。面、六矢に中れども動かさず。潮、其の木人なるを疑ひ、牒をして之を問はしむ。乃ち大に驚く。遙に巡に謂つて曰はく、「向に雷將軍を見、方に足下の軍令を知る。然れども其れ天道を如何せん」と。巡、之に謂つて曰はく、「君未だ人倫を識らず。焉んぞ天道を知らん」と。未だ幾くならずして出で戦ひ、賊將十四人を擒にし、斬首百餘級。賊乃ち夜遁れ、兵を收めて陳留に入り、敢て復た出でず。之を頃くして、賊の歩騎七千

〔一一〇〕 是年五月、令狐潮、再び雍丘を攻む。
 〔一一一〕 君に叛き賊に附く、未だ君臣の倫を識らざるを言ふなり。

餘衆、(二三)白沙渦に屯す。巡夜襲撃し、大に之を破る。還りて、(二四)桃陵に至り、賊の救兵四百餘人に遇ひ、悉く之を擒にし、其衆を分別し、(二五)媯・檀及び胡の兵は、悉く之を斬り、滎陽・陳留の脅從の兵は、皆、散じて、業に歸らしむ。旬日の間に、民、賊を去り來歸する者萬餘戸。

河北の諸郡、猶ほ唐の爲めに守る。常山の太守王備、賊に降らんと欲す。

諸將怒り、毬を撃つに因り、馬を縦ちて之を踐殺す。時に信都の太守烏承恩の麾下に、朔方の兵三千人有り。諸將、使者宗仙運を遣はし、父老を帥ゐて信都に詣り、承恩を迎へて常山に鎮せしむ。承恩、辭するに詔命無きを以てす。仙運、承恩に説きて曰はく、「常山は、地、燕薊を控へ、路、

河洛に通じ、井陘の險有り、以て其咽喉を扼するに足る。頃屬、車駕、南遷し、(二六)李大夫、軍を收め、退きて晉陽を守り、王太守權に後軍を統べ、城を擧げて賊に降らんと欲す。衆心、從はず。身首、處を異にせり。大將軍、兵精に氣肅に、遠近、敵するもの莫し。若し國家を以て念と爲し、移りて常山に據り、大夫と首尾相應せば、則ち洪動盛烈、孰れか與に比を爲さん。若し疑うて、行かず、又、備を設けざらんには、常山既に陥らば、信都豈に能く獨り全からん」と。承恩、從はず。仙運又曰はく、「將軍、鄙夫の言を納れざるは、必ず兵の少きを懼るるが故ならん。今、人、生を聊んせず、

【二三】開封中牟縣に白沙鎮有り
中牟縣は、今、河南省開封道に屬す。
【二四】桃陵。司馬彪郡國志に、東郡燕縣に桃城有りと。燕縣は唐、滑州胙城縣と爲す。
【二五】媯州は今の京兆密雲縣。
【二六】南遷。長安より南のかた蜀に幸するを謂ふなり。
【二七】李大夫。光弼を謂ふ。

咸、國に報するを思ひ、競うて相結聚し、郷村に屯據す。若し賞を懸けて之を招かば、旬日ならずして、十萬、致す可からん。朔方の甲士三千餘人と、相參して之を用ひば、王事を成すに足らん。若し要害を捨てて以て人に授け、(二八)四通に居りて自ら安んぜば、譬へば、倒に劔戟を持つが如し。敗を取るの道なり」と。承恩、竟に疑うて、決せず。承恩は、(二九)承班の族兄なり。是月、史思明・蔡希德、兵萬人を將ゐて、南して九門を攻む。旬日にして、九門僞り降り、甲を城上に伏す。思明、城に登る。伏兵、之を攻む。思明、城より墜ち、鹿角、其左脅を傷つく。夜、博陵に奔る。

顏真卿、蠟丸を以て表を靈武に達す。真卿を以て工部尚書と爲し、御史大夫を兼ねしめ、前に依りて河北招討採訪處置使とし、并せて赦書を致し、亦蠟丸を以て之を達す。真卿、河北の諸郡に頒下し、又、人を遣はして、河南・江淮に頒つ。是に由りて、諸道始めて上が靈武に即位せるを知り、國に徇ふの心益々堅し。

【二八】四通云云。信都の地、夷唐四達す、之に居りて以て自ら安んず可きに非ざるを言ふなり。
【二九】烏承班は二百十三卷開元二十一年に見ゆ。
【三〇】北都。武后天授元年、太原を以て北都と爲し、中宗神龍元年罷め、開元十一年復た置く。天寶元年、北京と曰ふ。是年、復た北都と曰ふ。

郭子儀等、兵五萬を將ゐて、河北より靈武に至る。靈武の軍威始めて盛に、人、興復の望有り。八月壬午朔、子儀を以て武部尚書・靈武の長史と爲し、李光弼を以て戸部尚書・北都の留守と爲し、竝に同平章事とす。餘は故の如し。光弼、景城・河間の兵五千を以て、太原に赴く。是より先、河東

節度使王承業、軍政、脩まらさず。朝廷、侍御史崔衆を遣はして其兵を交す。尋ぎて中使を遣はして之を誅す。衆、承業を侮みず。光弼素より平かならず。是に至りて、救して、兵を光弼に交せしむ。衆、光弼を見、禮を爲さず。又、時に兵を交せず。光弼弼り、收へて之を斬る。軍中股栗す。回紇の可汗・吐蕃の贊普相繼ぎ、使を遣はし、國を助けて賊を討たんと請ふ。宴賜して之を遣る。癸未、上皇、制を下して天下に赦す。

北海の太守賀蘭進明、錄事參軍第五琦を遣はし、蜀に入りて事を奏せしむ。琦、上皇に言つて以爲はく、「今方に兵を用ひ、財賦を急と爲す。財賦の産する所は、江淮、多きに居る。乞ふ臣に一職を假せ。軍をして用に乏しき無からしむ可し」と。上皇悦び、即ち琦を以て監察御史・江淮租庸使と爲す。

史思明、再び九門を攻む。辛卯、之に克ち、殺す所數千人。兵を引ききて東して藁城を圍む。李庭望、蕃漢二萬餘人を將る、東して寧陵・襄邑を襲ひ、夜、雍丘城を去ること三十里に營を置く。張巡、短兵三千を帥りて掩撃し、大に之を破る。殺獲すること太半。庭望、軍を收めて夜遁る。癸巳、(二三)靈武の使者、蜀に至る。上皇喜びて曰はく、「吾が兒、天に應じ人に順ふ。吾復た何を

か憂へん」と。丁酉、制す、「今より、制敕を改めて詔と爲し、表疏には太上皇と稱し、四海軍國の事、皆先づ皇帝の進止を取り、仍ほ朕に奏して知らしめよ。上京を克復するを俟ち、朕、復た事に預らざらん」と。己亥、上皇、軒に臨み、韋見素・房瑄・崔渙に命じて、傳國寶・玉冊を奉じ、靈武に詣りて位を傳へしむ。

辛丑、史思明、藁城を陷る。初め上皇、酺宴する毎に、先づ(三四)太常の雅樂・坐部立部を設け、繼ぎに鼓吹・胡樂・教坊・府縣の散樂・雜戲を以てす。又、(三五)山車陸船を以て、樂を載せて往來し、又、宮人を出し、(三六)霓裳羽衣を舞はせ、又、(三七)舞馬百匹に教へて盃を銜み壽を上らしめ、又、犀象を引ききて場に入り、或は拜し或は舞はしむ。安祿山、見て之を悦ぶ。既に長安に克ち、命じて樂工を搜捕し、樂器・舞衣を運載し、舞馬・犀象を驅り、皆、洛陽に詣らしむ。臣光曰はく、聖人、道德を以て麗と爲し、仁義を樂と爲す。故に茅茨土階・惡衣菲食と雖も、

唐肅宗文明武德大聖大宣孝皇帝至德元載

五四九

【三四】太常の雅樂は、唐の初め祖孝孫・張文收の定むる所の樂なり。玄宗、樂を分ちて二部と爲し、堂下に立ちて奏するを立部伎と謂ひ、堂上に坐して奏するを坐部伎と謂ふ。立部は八、安舞・太平樂・破陣樂・慶善樂・大定樂・上元樂・聖壽樂・光聖樂なり。坐部は六、燕樂・長壽樂・天授樂・鳥歌萬歲樂・龍池樂・小破陣樂なり。鼓吹は鼓吹署令の掌る所の鏡歌・鼓吹曲なり。胡樂は龜茲・疏勒・高昌・天竺・諸部の樂なり。教坊は内教坊及び梨園の應ず。

【三五】山車は車上に棚閣を施し加ふるに綵繪を以てし、山林の狀を爲す。陸船は竹木を縛して船の形を爲り、飾るに綵繪を以てし、人の中に列す。

【三六】玄宗の時、河西節度使楊敬述、霓裳羽衣の曲十二遍を獻す。

【三七】帝、馬百匹を以て盛飾し、左右に分ちて舞はしむ。首を奪ひ尾を鼓し、縱橫、樂節に應ず。

其陋を恥ぢず、惟だ奉養の過ぎて以て民を勞し財を費さんことを恐る。明皇、其承平を恃み、後患を思はず、耳目の玩を殫し、聲技の巧を窮め、自ら謂へらく、帝王の富貴、皆我に如かずと。前に能く及ぶもの莫く、後に以て踰ゆるもの無からしめんと欲し、徒に己を娛しましむるのみに非ず、亦以て人に誇る。豈に知らんや、大盜、旁に在り、已に窺竅の心有るを。卒に鑿輿の播越・生民の塗炭を致す。乃ち知る、人君、華靡を崇び、以て人に示すは、適大盜の招と爲すに足るを。

祿山、其羣臣を凝碧池に宴し、盛に衆樂を奏す。梨園の弟子、往往獻歎して泣下る。賊皆刃を露はして之を睨む。樂工雷海清、悲憤に勝へず、樂器を地に擲ち、西に向つて慟哭す。祿山怒り、試馬殿の前に縛し、之を支解す。祿山、嚮日百姓・亂に乗じて多く庫物を盗みしを聞き、既に長安を得、命じて大に索めしむること三日、其私財を并せて盡く之を掠む。又、府縣に令して推按せしめ、銖兩の物も、窮治せざるは無し。連引搜捕し、支蔓、窮り無し。民間騒然として、益唐室を思ふ。上が馬鬼を離れて北行せしより、民間相傳ふ、「太子北して兵を收め、來りて長安を取る」と。長安の民日夜之を望む。或は時に相驚きて曰はく、「太子の大軍至る」と。則ち皆走り、市里、空と爲る。賊、北方の塵起るを望見し、輒ち驚き、走らんと欲す。京畿の豪傑、往往、賊の官吏を殺し、

【二六】凝碧池。唐六典に、洛陽禁苑の中に、芳樹・金谷の二亭・凝碧の池有り。

【二七】梨園の弟子は二百十一卷開元二年に見ゆ。

【二八】西門。長安城の西門。

【二九】雲陽縣は、隋以來、京兆に屬す。今の陝西省關中道涇陽縣の北三十里。

【三〇】武功縣は、隋唐、京兆に屬す。今、陝西省關中道。

【三一】上津。漢の漢中長利縣の

遙に官軍に應ず。誅すれば復た起り、相繼ぎて絶えず。賊、制する能はず。其始め、京畿の廊坊より、岐隴に至るまで、皆之に附く。是に至りて、西門の外、率ね敵壘と爲る。賊の兵力の及ぶ所の者は、南は武關を出でず、北は雲陽に過ぎず、西は武功に過ぎず。江淮・奏す、「請ふ貢獻して蜀に之き靈武に之く者は、皆襄陽より上津の路を取り、扶風に抵らん」と。道路、壅がる無きは、皆、薛景仙の功なり。

地、梁、南洛州を置く。後魏改めて上州と曰ふ。隋、州を廢し、上津縣と爲す。唐、商州に屬す。今の湖北省襄陽道鄖西縣の西北一百四十里。

九月壬子、史思明、趙郡を圍み、丙辰、之を拔く。又、常山を圍み、旬日にして城陷る。數千人を殺す。

建寧王倓、性英果にして才略有り。上に従つて馬鬼より北行す。兵衆寡弱にして、屢寇盜に逢ふ。倓自ら驍勇を選び、上の前後に居り、血戰して以て上を衛る。上、或は時を過ぎて未だ食はざれば、倓・悲泣して自ら勝へず。軍中皆目を屬して之に向ふ。上、倓を以て天下兵馬元帥と爲し、諸將を統べて東征せしめんと欲す。李泌曰はく、「建寧は誠に元帥の才なり。然れども廣平は兄なり。若し建寧の功成らば、豈に廣平をして吳の太伯と爲らしむ可けんや」と。上曰はく、「廣平は冢嗣なり。何ぞ必ず元帥を以て重きを爲さん」と。泌曰はく、「廣平未だ位を東宮に正さず。今天下艱難にして、衆心の屬する所、元帥に在り。若し建寧の大功既に成らば、陛下、以て儲副と爲さざらんと欲すと雖も、

同じく功を立てる者、其れ肯て已まんや。太宗・上皇は、即ち其事なり」と。上乃ち廣平王假を以て天下兵馬元帥と爲す。諸將皆以て焉に屬す。倓、之を聞き、泌に謝して曰はく、「此れ固に倓の心なり」と。上、泌と與に出でて軍を行る。軍士、之を指し、竊に言つて曰はく、「黄を衣たる者は聖人なり、白を衣たる者は山人なり」と。上、之を聞き、以て泌に告げて曰はく、「艱難の際、敢て相屈するに官を以てせず。且く紫袍を衣、以て羣疑を絶て」と。泌、已むを得ずして之を受け、之を服して入りて謝す。上笑うて曰はく、「既に此を服す。豈に名稱無かる可けんや」と。懷中の敕を出し、泌を以て侍謀軍國元帥府行軍長史と爲す。泌固辭す。上曰はく、「朕敢て相臣とするに非ず。以て艱難を濟ふのみ。賊平ぐを俟ち、高志を行ふに任せん」と。泌乃ち之を受く、元帥府を禁中に置き、假入れば則ち泌、府に在り、泌入れば假も亦之の如し。泌又上に言つて曰はく、「諸將、天威を畏憚し、陛下の前に在り、軍事を敷陳するに、或は懷ふ所を盡す能はず。萬一小差あらば、害たること甚だ大ならん。乞ふ先づ(諸將ヲ)臣及び廣平と熟議せしめ、臣、廣平と與に、從容として奏聞し、可なる者は之を行ひ、不可なる者は之を已めん」と。上、之を許す。時に軍旅務繁く、四方の奏報、昏より曉に至るまで、虚刻無し。上悉く、府に送らしむ。泌先づ開き視、急切なる者及び烽火有れば、重ねて封じて

〔一〕昔、天下を定むる功有るを以て大統を承けしを謂ふ。
 〔二〕聖人。天子を謂ふ。
 〔三〕侍謀の官を創め、以て泌を處く。
 〔四〕門を隔てて通進す。凡そ宮禁官府の門側に、輪盤を置き、或は夜に遇うて門已に閉ぢたる後、外、急切の文書有れば、諸を輪盤に納れ、旋轉して内に向ひ、以て之を通す。

門を隔てて通進し、餘は則ち明くるを待つ。禁門の鑰契、悉く假と泌に委ねて之を掌らしむ。阿史那從禮、(三)九姓府・六胡州の諸胡數萬の衆を説誘して、(三)經略軍の北に聚め、將に朔方に寇せんとす。上、郭子儀に命じ、(四)天德軍に詣り、兵を發して之を討たしむ。左武鋒使僕固懷恩の子玢、別に兵を將ゐて虜と戦ふ。兵敗れて之に降る。既にして復た逃げ歸る。懷恩、叱して之を斬る。將士、股栗し、一・百に當らざる無く、遂に同羅を破る。上、朔方の衆を用ふと雖も、兵を外夷に借りて以て軍勢を張らんと欲し、幽王守禮の子承家を以て敦煌王と爲し、僕固懷恩と與に、回紇に使し、以て兵を請はしめ、又、拔汗那の兵を發し、且つ(四)城郭諸國に轉諭せしめ、許すに厚賞を以てし、安西の兵に從つて入り援けしむ。李泌、上に勸む、「且く彭原に幸し、西北の兵の將に至らんとするを俟ち、進みて扶風に幸し、以て之に應せよ。時に庸調も亦集まり、以て軍を贍はす可からん」と。上、之に從ふ。戊辰、靈武を發す。

〔一〕時に九姓の胡は皆河曲に在り。
 〔二〕經略軍。唐末の宥州なり。天寶に經略軍を靈州城内に移し、宥州を經略軍に寄治す。
 〔三〕天德軍。大同川に在り。今の烏喇特旗の西北に在り。
 〔四〕城郭諸國。北狄は水草を逐ふ、行國と爲す。西域諸國は皆城郭有り、故に之を城郭諸國と謂ふ。
 〔五〕順化。上、慶州安化郡を改めて順化郡と爲す。今の甘肅省涇原道慶陽縣。

丙子、上、(四)順化に至る。韋見素等、成都より至り、上に寶冊を奉る。上、肯て受けずして曰はく、「比、中原未だ靖からざるを以て、權に百官を總ぶ。豈に敢て危きに乘じ、遽に傳襲を爲さん

や」と。羣臣固く請ふ。上、許さず。寶冊を別殿に寘き、朝夕、之に事ふること、〔一四〕定省の禮の如くす。上、〔一四〕韋見素が本楊國忠に附けるを以て、意に之を薄んず。素より房瑄の名を聞き、心を慮しくして之を待つ。瑄、上に見えて時事を言ふに、辭情慷慨す。上之が爲めに容を改む。是に由りて、軍國の事、多く瑄に謀る。瑄も亦天下を以て己が任と爲し、知れば爲さざる無し。諸相、手を拱きて之を避く。

上皇、張良娣に七寶鞍を賜ふ。李泌、上に言つて曰はく、「今、四海分れ崩る。當に儉約を以て人に示すべし。良娣は宜しく此に乗るべからず。請ふ其珠玉を撤して庫吏に付し、以て戰功有る者を俟ちて之を賞せん」と。良娣、閤中より言つて曰はく、〔一四五〕「郷里の舊なるに、何ぞ是に至る」と。

上曰はく、「先生、社稷の計を爲すなり」と。遽に命じて之を撤せしむ。建寧王倓、廊下に泣き、聲、上に聞ゆ。上驚き、召して之に問ふ。對へて曰はく、「臣、比、禍亂未だ已まざるを憂ふ。今、陛下、諫に従ふこと流るるが如し。日ならずして當に陛下が上皇を迎へて長安に還るを見るべし。是を以て喜極まりて悲むのみ」と。良娣、是に由りて、李泌及び倓を惡む。上嘗て從容として泌と語り、〔一四六〕李林甫に及び、諸將に敕して「長安に克たば、其冢を發き、骨を焚きて灰を揚げしめんと欲す。泌曰はく、「陛下方に天下を定む。奈何ぞ死者を讎

〔一四〕 定省の禮。禮記に、凡そ人の子たる者は、昏に定めて晨に省すと。
〔一四四〕 韋見素云云。前卷天寶十三載十四載に見ゆ。
〔一四五〕 郷里の舊。良娣の母は新豐に家し、泌は京兆に居る、故に然云ふ。
〔一四六〕 李林甫が東宮を動搖すること、二百十五卷天寶五載六載に見ゆ。

とせん。彼の枯骨何をか知らん。徒らに聖徳の弘ならざるを示すのみ。且つ方今、賊に従ふ者は、皆陛下下の讎なり。若し此舉を聞かば、恐らくは其の自ら新にするの心を阻まん」と。上、悦ばずして曰はく、「此賊、昔日、百方、朕を危くせり。是時に當りて、朕、朝夕を保せず。朕の全きは特に天幸なるのみ。林甫亦卿を惡めり。但だ未だ卿を害するに及ばずして死せしのみ。奈何ぞ之を矜まん」と。對へて曰はく、「臣豈に知らざらんや。上皇、天下を有ち、五十年に向なんとし、太平娛樂し、一朝にして意を失ひ、遠く巴蜀に處る。南方は地惡しく、上皇は春秋高し。陛下の此敕を聞かば、意ふに必ず以て〔一四七〕韋妃を用ての故と爲し、内に慙ちて、憚ばざらん。萬一、感憤して疾を成さば、是れ陛下、天下の大を以て、君親を安んずる能はざるなり」と。言未だ畢らざるに、上、流涕、面に被り、階を降り天を仰ぎて拜して曰はく、「朕、此に及ばざりき。是れ天、先生をして之を言はしむるなり」と。遂に泌の頸を抱き、泣きて「已ます。它夕、上、又、泌に謂つて曰はく、〔一四八〕「良娣の祖母は、昭成太后の妹なり。上皇の念ふ所なり。朕、位を中宮に正さしめ、以て上皇の心を慰めんと欲す。何如」と。對へて曰はく、「陛下、靈武に在り、羣臣が尺寸の功を望むを以て、故に大位

〔一四七〕 韋妃を廢する事、亦、二百五卷天寶五載に見ゆ。
〔一四八〕 玄宗、幼にして昭成后を失ひ、良娣の祖母を母視す。鞠愛篤く備はる。帝、位に即き、封じて鄧國夫人と爲す。其子居逸、良娣を生む。
〔一四九〕 越嶲郡は嶺州。
〔一五〇〕 會同軍。當に越嶲會川縣に在り、瀘津關の要路に當るべし。
〔一五一〕 清溪關。大定城北に在り。
〔一五二〕 尋傳蠻は、俗、絲織無く、荆棘を践踏し、以て苦と爲さず、豪猪を射て其肉を生食し、戰ふに竹を以て頭を籠め、兜蓋の如くす。
〔一五三〕 驪。古の朱波なり。永昌

を踐めり。己に私するに非ざるなり。家事に至りては、宜しく上皇の命を待つべし。歲月の間を晩くするに過ぎざらんのみ」と。上、之に従ふ。

南詔、亂に乗じ、越嶲・會同軍を陥れ、清溪關に據る。驃國、皆之に降る。

の南二千里に在り、京師を去ること萬四千里。

至徳元載、冬十月辛巳朔、日、之を食する有り、既く。上、順化を發し、癸未、彭原に至る。初め李林甫、相たるや、諫官、事を言ふに、皆先づ宰相に白し、退けば則ち又言ふ所を以て之を御史に白し、事を言ふに大夫の同署を須つ。是に至りて、救して、盡く其弊を革め、諫諍の塗を開く。又、宰相をして、政事に分直し、筆・承旨、旬日にして更らしむ。林甫及び楊國忠が權を專らにせしに懲るるが故なり。

【一】至徳元載、西紀七五六年なり。
【二】順化、慶州、貞觀以來、弘化郡と爲す。天寶後、安化郡と爲す。至徳、順化郡と爲す。
【三】宰相をして政事堂に在り日を分ちて筆に當り及び上の旨を承けしむ。
【四】洋川郡は洋州。

卷の第二百一十九

唐紀三十五

肅宗文明武德大聖大宣孝皇帝中の上

至徳元載、冬十月辛巳朔、日、之を食する有り、既く。

上、順化を發し、癸未、彭原に至る。

初め李林甫、相たるや、諫官、事を言ふに、皆先づ宰相に白し、退けば則ち又言ふ所を以て之を御史に白し、事を言ふに大夫の同署を須つ。是に至りて、救して、盡く其弊を革め、諫諍の塗を開く。又、宰相をして、政事に分直し、筆・承旨、旬日にして更らしむ。林甫及び楊國忠が權を專らにせしに懲るるが故なり。

第五琦、上に彭原に見え、「請ふ江淮の租庸を以て輕貨を市ひ、江漢に浜りて上り、洋川に至り、漢中王瑀をして陸運して扶風に至らしめ、以て軍を助けん」と。上、

之に従ふ。尋ぎて琦に山南等五道度支使を加ふ。琦、權鹽法を作る。用以て饒なり。

房瑄、賓客を喜び、談論を好み、多く知名の士を引拔し、而して庸俗を輕鄙す。人多く之を怨む。

北海の太守賀蘭進明、行在に詣る。上、瑄に命じ、以て南海の太守と爲し、御史大夫を兼ね、嶺南

節度使に充てしむ。瑄、以て攝御史大夫と爲す。

進明入りて謝す。上、之を怪む。進明因つて言

ふ「瑄と隙有り」と。且つ曰はく、「晉、王衍

を用ひて三公と爲し、浮虚を祖尙し、中原の

板蕩を致せり。今、房瑄専ら迂闊の大言を爲

し、以て虚名を立て、引用する所、皆浮華の黨

なり。眞に王衍の比なり。陛下用ひて宰相と爲

すは、恐らくは社稷の福に非ざらん。且つ瑄、

(一〇) 南朝に在りて上皇を佐け、(一一) 陛下をして諸王と與に、諸道の節制を分ち領せしめ、仍ほ陛下を沙

塞空虚の地に置き、又、(一二) 私黨を諸道に布き、大權を統べしむ。其意に以爲へらく、上皇の一子、

天下を得ば、則ち己、富貴を失はしと。此れ豈に忠臣の爲す所ならんや」と。上、是に由りて之を疎

んす。

【五】 度支使、此に始まる。

【六】 權鹽法。政府にて鹽を專賣するなり。琦、鹽法を變じ、盡く天下の鹽を權し、山海の井塩に就きて鹽院を置き、吏をして出糶せしむ。

【七】 南海郡は廣州。今の廣東省粵海道南海縣。是時、兵興り、方鎮の重任、必ず臺省の長官を兼ね。

【八】 王衍の事は晉紀に見ゆ。

【九】 板蕩の詩は、周室大に壞

れ、天下に綱紀文章無きを刺るの詩なり。後人、率れ此の二詩を引きて以て天下の大亂に諭ふ。

【一〇】 南朝。上、靈武に即位し、進みて彭原に駐まる。其地、關山の北に在り。上皇、成郡に在り、其地、關山の南に在り、故に之を南朝といふ。

【一一】 事、前卷に見ゆ。

【一二】 蓋し李峴・李承式・鄧景山等を指す。

房瑄上疏し、自ら兵を將ゐて兩京を復せんと請ふ。上、之を許す。持節招討西京兼防禦蒲潼兩關

兵馬節度等使を加ふ。瑄請うて自ら參佐を選び、御史中丞鄧景山を以て副と爲し、戶部侍郎李揖を行

軍司馬と爲し、給事中劉秩を參謀と爲す。既に行き、又、兵部尙書王思禮をして之に副たらしむ。瑄、

悉く戎務を以て李揖・劉秩に委ぬ。二人は皆書生にして、軍旅に閑はず。瑄、人に謂つて曰はく、

「賊曳落河、多しと雖も、安んぞ能く我が劉秩に敵せん」と。瑄分ちて三軍

と爲し、裨將楊希文をして南軍を將ゐて、宜壽より入り、劉貴哲をして中

軍を將ゐて武功より入り、李光進をして北軍を將ゐて奉天より入らしむ。

光進は光弼の弟なり。

賀蘭進明を以て河南節度使と爲す。

(一四) 穎王璩が成都に至るや、崔圓迎へ謁し、馬首に拜す。璩、之を止めず。

圓、之を恨む。璩、事を視ること兩月、吏民、之に安んず。圓、奏し、璩を罷めて、(一五) 内宅に歸らし

め、武部侍郎李峴を以て劍南節度使と爲し、之に代らしむ。峴は峴の兄なり。上皇尋ぎて璩に命じ、

陳王珪と與に上に詣りて宣慰せしむ。是に至りて、上に彭原に見ゆ。延王玢、上皇に従つて蜀に入り、

車駕を追へども及ばず。上皇怒り、之を誅せんと欲す。漢中王瑒、之を救ふ。乃ち玢に命じ、亦、

上の所に詣らしむ。

甲申、令狐潮・王福徳、復た歩騎萬餘を將ゐて雍丘を攻む。張巡出で撃ち、大に之を破り、斬首數千級。賊遁れ去る。

房瑄、中軍・北軍を以て前鋒と爲し、庚子、便橋に至る。辛丑、二軍、賊將安守忠に咸陽の陳濤斜に遇ふ。瑄、古法に效ひ、車戦を用ひ、牛車二千乘を以てし、馬歩、之を夾む。賊、風に順つて鼓譟す。牛皆震駭す。賊、火を縦ちて之を焚く。人畜大に亂る。官軍、死傷する者四萬餘人。存する者數千のみ。癸卯、瑄自ら南軍を以て戦ふ。又敗る。楊希文・劉貴哲、皆、賊に降る。上、瑄敗ると聞き、大に怒る。李泌、之が爲めに營救す。上、乃ち之を宥し、瑄を待つこと初めの如し。

薛景仙を以て關内節度副使と爲す。

敦煌王承采、回紇の牙帳に至る。回紇の可汗、女を以て之に妻し、其貴臣を遣はし、承采及び僕固懷恩と皆に來らしめ、上に彭原に見ゆ。上、厚く其使者を禮して之を歸し、回紇の女に號を毗伽公主と賜ふ。

尹子奇、河間を圍む。四十餘日にして下らず。史思明、兵を引ききて之に會す。顏真卿、其將和琳を遣はし、萬二千人を將ゐて河間を救はしむ。思明、逆へ撃ちて之を擒にす。遂に河間を陥れ、李奐を執へ、洛陽に送りて之を殺す。又、景城を陥る。太守李暉、湛水に赴きて死す。思明、兩騎を

【一六】陳濤斜。陳濤澤は咸陽縣の東に在り。其路斜出す、故に陳濤斜と曰ふ。
【一七】南軍。宜壽の軍なり。
【一八】承采が回紇に使すること前卷九月に見ゆ。
【一九】新唐書には「河に赴きて死す」に作る。

して、尺書を齎し、以て樂安を招かしむ。樂安即時に郡を擧げて降る。又、其將康沒野波をして、

先鋒を將ゐて平原を攻めしむ。兵未だ至らず。顏真卿、力の敵せざるを知り、壬寅、郡を棄て、河を渡りて南に走る。思明、即ち平原の兵を以て清河・博平を攻め、皆之を陥る。思明、兵を引き、烏承恩を信都に圍む。承恩降り、親ら思明を導きて城に入り、兵馬倉庫を交す。馬三千匹、兵五萬人。思明、承恩を送り、洛陽に詣らしむ。祿山、其官爵を復す。饒陽の裨將、東鹿の張興、力、千鈞を擧げ、性復た明辨なり。賊、饒陽を攻め、年を彌りて、下す能はず。諸郡皆陥るに及び、思明、力を并せて之を圍む。外救俱に絶ゆ。太守李系、窘迫し、火に赴きて死す。城遂に陥る。思明、輿を擡にし、馬前に立て、謂つて曰はく、『將軍は眞に壯士なり。能く我と富貴を共にせんか』と。興曰はく、『興唐の忠臣、固より降る理無し。今、數刻の人なるのみ。願はくは一言して死せん』と。

思明曰はく、『試に之を言へ』と。興曰はく、『主上、祿山を待つこと、恩、父子の如く、羣臣、及ぶもの莫し。徳に報ゆるを知らず、乃ち兵を興して闕を指し、生人を塗炭にす。大丈夫、凶逆を翦除する能はず、乃ち北面して之が臣と爲らんや。僕、短策有り、足下能く之を聽

【二〇】樂安郡は棣州。景城既に陥り、樂安孤絶なり。即時、賊に降るは、蓋し人心危懼し、城主守る能はざればなり。
【二一】清河郡は貝州。
【二二】博平郡は博州。
【二三】信都郡は冀州。
【二四】史、承恩の兵力以て拒守するに足るを言ふ。
【二五】東鹿縣は饒陽郡に屬す。本、鹿城縣、今の直隸省保定道東鹿縣の北二十五里。
【二六】饒陽、攻を受くること、二百十七卷天寶十四載に見ゆ。
【二七】數刻の人。張興の志、必死に在り、自ら言ふ、命、尋刻に在りと。

かんか。足下が賊に從ふ所以は、富貴を求むるのみ。譬へば鷹が幕に巢ふが如し。豈に能く久しく安からんや。間に乘じて賊を取り・禍を轉じて福と爲し・長く富貴を享くるに何如。亦美ならずや』と。思明怒り、命じて木上に張り、鋸して之を殺さしむ。嘗ること口を絶たず、以て死に至る。賊、一城を破る毎に、城中の衣服財賄婦人、皆、掠むる所と爲る。男子の壯者は、之をして負擔せしめ、羸病老幼は、皆刀架を以て戲に之を殺す。祿山初め卒三千人を以て思明に授け、河北を定めしむ。是に至りて河北皆之に下る。郡に防兵三千を置き、雜ふるに胡兵を以てして之を鎮す。思明、博陵に還る。尹子奇、五千騎を將ゐて、河を度り北海を略し、南して江淮を取らんと欲す。會、回紇の可汗、其臣葛邏支を遣はし、兵を將ゐて入り援けしむ。先づ二千騎を以て范陽の城下に奄至す。子奇、之を聞き、遽に兵を引きて歸る。

十一月戊午、回紇、帶汗谷に至り、郭子儀の軍と合す。辛酉、同羅及び叛胡と、榆林の河北に戦ひ、大に之を破り、斬首三萬、捕虜一萬。河曲皆平ぐ。子儀、軍を洛交に還す。

上、崔涣に命じ、江南を宣慰し、兼ねて選舉に知たらしむ。令狐潮、衆萬餘を帥ゐ、雍丘城の北に營す。張巡、邀へ撃ち、大に之を

【一六】 左傳の吳の季札の言を引く。
 【一七】 帶汗谷。新唐書には呼延谷に作る。蓋し語轉なるのみ。
 【一八】 榆林郡は勝州。大河、其北を經。
 【一九】 洛交郡は本、鄜州上郡。今の陝西省榆林道鄜縣治。
 【二〇】 麟は郭順儀の子なり。順儀早く死す。
 【二一】 事、前卷七月に見ゆ。
 【二二】 麟將に兵を稱げんとす、峴、其禍に預るを欲せざるなり。

破る。賊遂に走る。

永王、麟、幼にして母を失ひ、上の鞠養する所と爲り、常に之を抱きて以て眠る。上皇が蜀に入るに從ふ。上皇、諸子に命じ、天下の節制を分總せしむ。諫議大夫高適、諫めて以て不可と爲す。上皇、聽かず。麟、四道節度使を領し、江陵に鎮す。時に江淮の租賦、江陵に山積す。麟、勇士數萬人を召募し、日に巨萬を費す。麟、深宮に生長し、人事を更ず。子襄、城王瑒、勇力有り、兵を好む。薛鏐等有り、之が謀主と爲る。以爲へらく、『今、天下大に亂れ、惟だ南方のみ完富にして、麟、四道の兵を握り、封疆數千里なり。宜しく金陵に據り、江表を保有すること、東晉の故事の如くすべし』と。上、之を聞き、麟に救し、歸りて蜀に觀せしむ。麟、從はず。江陵の長史李峴、疾と辭して行在に赴く。上、高適を召し、之と謀る。適、江東の利害を陳べ、且つ麟が必ず敗るるの状を言ふ。十二月、淮南節度使を置き、廣陵等十二郡を領せしめ、適を以て之と爲し、淮南西道節度使を置き、汝南等五郡を領せしめ、來瑱を以て之と爲し、江東節度使韋陟と共に麟を圖らしむ。

【二五】 十二郡。揚州廣陵郡、楚州山陽郡、滁州全椒郡、和州歷陽郡、壽州淮南郡、廬州合肥郡、舒州同安郡、光州弋陽郡、蕪州蘄春郡、安州安陸郡、黃州齊安郡、申州義陽郡、河州漢陽郡。方鎮表には十三州に作る。
 【二六】 五郡。蔡州汝南郡、鄆州滎陽郡、許州潁川郡、光州弋陽郡、申州義陽郡。
 【二七】 韋陟が節度する所の者は蓋し江南東道なり。其巡屬は浙東西及び昇宣歙諸州を兼領有つ。

安祿山、兵を遣はし、潁川を攻む。城中、兵少く、蓄積無し。太守薛愿・長史龐堅、力を悉して拒

守す。城を繞る百里、廬舍林木皆盡く。暮年にして、救兵、至らず。祿山、阿史那承慶をして兵を益して之を攻めしむ。晝夜死闘す。十五日にして城陷る。愿、堅を執へ、洛陽に送る、祿山、洛濱の水上に縛し、之を凍殺す。

上、李泌に問うて曰はく、『今、敵強きこと此の如し。何の時か定まる可き』と。對へて曰はく、『臣、賊が獲る所の子女金帛を觀るに、皆之を范陽に輸る。此れ豈に四海に雄據するの志有らんや。今獨り虜將のみ或は之が用を爲す。中國の人は、惟だ高尙等數人のみ。自餘は皆脅從するのみ。臣を以て之を料るに、二年に過ぎずして、天下、寇無からん』と。上曰はく、『何が故ぞ』と。對へて曰はく、『賊の驍將は、史思明・安守忠・田乾眞・張忠志・阿史那承慶等數人に過ぎざるのみ。今若し李光弼をして太原より井陘に出で、郭子儀をして馮翊より河東に入らしめば、則ち思明・忠志、敢て范陽・常山を離れず、守忠・乾眞、敢て長安を離れざらん。是れ兩軍を以て其四將を繫ぐなり。祿山に従ふ者は獨り承慶のみ。願はくは子儀に敕して、華陰を取る勿く、兩京の道をして常に通せしめん。陛下、徵する所の兵を以て扶風に軍し、子儀・光弼と、互に出でて之を撃たしめ、彼、首を救はば則ち其尾を撃ち、尾を救はば則ち其首を撃ち、賊をして數千里に往來し、奔命に疲れしめん。我、常に逸を以て勞を待ち、賊至らば則ち其鋒を避け、去らば則ち其弊に乗じ、城を攻めず、路を遏めざらん。來春、

【三六】 泌、建寧をして靈夏より豐勝雲朔の塞に竝うて、直に馮禮を擣き、范陽の北を攻めしめ、光弼をして太原より恆定を取り以て范陽の南を攻めしめんと欲するなり。

復た建寧に命じ、范陽節度大使と爲し、塞に竝うて北に出で、光弼と、南北犄角し、以て范陽を取り、其巢穴を覆さば、賊退きては則ち歸する所無く、留まりては則ち安きを獲ざらん。然る後、大軍四合して之を攻めば、必す擒と成らん』と。上悦ぶ。時に張良娣、李輔國と、相表裏し、皆泌を惡む。建寧王倓、泌に謂つて曰はく、『先生、倓を上に擧げ、臣子の效を展ぶるを得しむ。以て德に報ゆる無し。請ふ先生の爲めに害を除かん』と。泌曰はく、『何ぞや』と。倓、良娣を以て言を爲す。泌曰はく、『此れ人の子の言ふべき所に非ず。願はくは王姑く之を置け。以て先と爲す勿れ』と。倓、從はず。

【三九】 胡三省曰く、肅宗をして泌の策を用ひしめば、史思明、豈に能く再び關洛の患を爲さんやと。
【四〇】 方鎮の位任等夷なる者は平牒す。
【四一】 吳郡は蘇州。
【四二】 廣陵郡は揚州。
【四三】 當塗。本、漢の丹陽縣の地。今の、安徽省蕪湖道當塗縣。
【四四】 丹徒縣は潤州丹徒郡を帶ぶ。唐未だ嘗て丹徒を以て郡に名づけず、徒は當に楊に作るべきならん。

甲辰、永王璘、擅に兵を引ききて東に巡り、江に沿うて下る。軍容甚だ盛なり。然れども猶ほ未だ割據の謀を露はさず。吳郡の太守兼江南東路采訪使李希言、璘に平牒し、其の擅に兵を引ききて東に下るの意を詰る。璘怒り、兵を分かち、其將渾惟明を遣はし、希言を吳郡に襲はしめ、季廣琛をして、廣陵の長史淮南采訪使李成式を、廣陵に襲はしむ。璘進みて當塗に至る。希言、其將元景曜及び丹徒の太守閻敬之を遣はし、兵を將ゐて之を拒がしむ。李成式も亦其將李承慶を遣はして之を拒がしむ。璘撃ちて敬之を斬りて以て徇ふ。景曜・承慶、皆、璘

に降る。江淮大に震ふ。高適、來瑱、韋陟と與に、安陸に會し、盟を結び衆に誓ひ、以て之を討つ。于闐王勝、安祿山・反すと聞き、其弟曜に命じて國事を攝せしめ、自ら兵五千を將ゐて入り援く。上、之を嘉し、特進に拜し、殿中監を兼ねしむ。

令狐潮・李庭望、雍丘を攻む。數月にして下らず。乃ち杞州を置き、城を雍丘の北に築き、以て其糧援を絶つ。賊常に數萬人。而るに張巡の衆纔に千餘。戰ふ毎に輒ち克つ。河南節度使虢王巨、彭城に屯し、巡に先鋒使を假す。是月、魯・東平・濟陰、賊に陷る。賊將楊朝宗、馬歩二萬を帥ゐ、將に寧陵を襲ひ、巡の後を斷たんとす。巡遂に雍丘を抜き、東して寧陵を守り、以て之を待つ。始めて睢陽の太守許遠と相見る。是日、楊朝宗、寧陵城の西北に至る。巡、遠與に戰ひ、晝夜數十合、大に之を破り、斬首萬餘級、流尸、汴を塞ぎて下る。賊、兵を收めて夜遁る。敕して、巡を以て河南節度副使と爲す。巡、將士の功有るを以て、使を遣はし、虢王巨に詣り、空名告身及び賜物を請はしむ。巨唯だ折衝果毅の告身三十通を與へ、賜物を與へず。巡、書を移して巨を責む。巨、竟に應せず。是歲、北海節度使を置き、北海等の四郡を領し、上黨節度使は上

【四五】 韋陟蓋し鎮に赴き、中道にして變を聞き、遂に安陸に會するなり。
【四六】 唐の初め、杞州を置く。貞觀元年、廢す。賊復た之を置き、城を築き以て雍丘に通る。
【四七】 彭城郡は徐州。
【四八】 魯郡は兗州。東平郡は鄆州。濟陰郡は曹州。
【四九】 寧陵より雍丘に至るまで百二十里。
【五〇】 四郡。青州北海郡、密州高密郡、登州東牟郡、萊州東萊郡。

黨等の三郡を領し、興平節度使は、上洛等の四郡を領す。

吐蕃、威戎・神威。定戎・宣威・制勝・金天・天成等の軍。石堡城・百谷城・雕窠城を陷る。

初め林邑王范眞龍、其臣摩訶漫多伽獨の殺す所と爲り、盡く范氏を滅ぼす。國人、其王頭黎の女を立てて王と爲す。女、國を治むる能はず。更に頭黎の姑子諸葛地を立て、之を環王と謂ひ、妻はすに女王を以てす。

二載、春正月、上皇、詔を下し、憲部尙書李麟を以て同平章事とし、百司を總理せしめ、崔圓に命じて、詔を奉じ、彭原に赴かしむ。麟は懿祖の後なり。

安祿山、兵を起してより以來、目漸く昏く、是に至りて、復た物を睹ず。又、疽を病み、性益躁暴なり。左右の使令、小しく意の如くならざれば、動もすれば箠を加へ、或は時に之を殺す。既に帝と稱し、深く禁中に居り、大將、其面を見るを得ること希に、皆嚴莊に因つて事を白す。莊、貴くして事を用ふと雖も、亦、箠を免れず。閹宦李猪兒、撻たるること尤も多し。左右の人、自

【五一】 三郡。潯州上黨郡、澤州長平郡、沁州陽城郡。
【五二】 上洛等の四郡。商州上洛郡、金州安康郡、岐州鳳翔郡。
【五三】 定戎軍は石堡城の北に在り、澗を隔つる七里。廓州の西南百四十里に洪濟橋金天軍有り、其東南八十里に、百谷城有り。河州の西八十里に、索恭川天成軍有り、西百餘里に、雕窠城有り。
【一】 懿祖光皇帝、諱は天錫、太祖の父なり、麟は懿祖の次子乞豆の後。
【二】 李猪兒。契丹の部落に出で、十數歳、祿山に事ふ。甚だ黠慧なり。祿山、刃を持して其勢を去る、血出づること數升、死せんと欲す。祿山、灰火を以て之に傳く。盡日にして蘇る。因つて閹人と爲る。遂に信用せらる。

ら保せず。祿山の嬖妾段氏、子慶恩を生む。以て慶緒に代りて後と爲さんと欲す。慶緒常に死を懼れ、出づる所を知らず。莊、慶緒に謂つて曰はく、「事、已むを得ざる者有り、時、失ふ可からず」と。慶緒曰はく、「兄、爲す所有らば、敢て敬みて従はざらんや」と。又、猪兒に謂つて曰はく、「汝、前後、撻を受く、寧ぞ數有らんや。大事を行はずんば、死すること日無からん」と。猪兒も亦許諾す。莊、慶緒と與に、夜、兵を持し、帳外に立つ。猪兒、刀を執り、直に帳中に入り、祿山の腹を斫る。左右懼れ、敢て動かす。祿山、枕傍の刀を捫れども獲ず。帳竿を撼かして曰はく、「必ず家賊ならん」と。腸已に流出すること數斗。遂に死す。牀下を掘ること深さ數尺、甕を以て其尸を裹みて之を埋む。宮中に誡めて・泄すを得ざらしむ。乙卯旦、莊、外に宣言して云はく、「祿山、疾亟かなり。晉王慶緒を立て太子と爲す」と。尋ぎて帝位に即き、祿山を尊びて太上皇と爲し、然る後喪を發す。慶緒、性昏懦にして、言辭、序無し。莊、衆の服せざらんことを恐れ、人を見しめず。慶緒、日に酒を縱にし樂を爲し、莊に兄事し、以て御史大夫・馮翊王と爲し、事、大小と無く、皆、決を取り、厚く諸將に官爵を加へ、以て其心を悅ばす。

上、從容として李泌に謂つて曰はく、「廣平、元帥と爲りて年を踰ゆ。今、建寧に命じて専ら征せしめんと欲す。又、勢の分れんことを恐る。廣平を立てて太子と爲さば何如」と。對へて曰はく、「臣固より嘗て之を言へり。戎事交、切なり。須く即ち區處すべし。家事に至りては、當に上皇を俟つべし。

し。然らずんば、後代、何を以て陛下の靈武即位の意を辨せんや。此れ必ず人有り、臣をして廣平と隙有らしめんと欲するならんのみ。臣請ふ以て廣平に語らん。廣平も亦必ず未だ敢て當らじ」と。泌出で、以て廣平王俶に告ぐ。俶曰はく、「此れ先生、深く其心を知る。曲に其美を成さんと欲するなり」と。乃ち入り、固辭して曰はく、「陛下猶ほ未だ晨昏を奉せず。臣何の心ありて敢て儲副に當らん。願はくは上皇の宮に還るを俟たんことを。臣の幸なり」と。上、之を賞慰す。李輔國は本飛龍の〔四〕小兒にして、粗ぼ書計に閑ひ、太子の宮に給事す。上、之を委任す。輔國、外恭謹にして言寡く、而して内狡險なり。張良娣が寵有るを見、陰に之に附會し、與に相表裏す。建寧王倓、數、上の前に於て、二人の罪惡を〔五〕詆訐す。二人、之を上に諂して曰はく、「倓、元帥と爲るを得ざるを恨み、廣平王を害せんと謀る」と。上怒り、倓に死を賜ふ。是に於て、廣平王俶及び李泌、皆内に懼る。俶、輔國及び良娣を去らんと謀る。泌曰はく、「不可なり。王、建寧の禍を見ずや」と。俶曰はく、「竊に先生の爲めに之を憂ふ」と。泌曰はく、「泌、主上と約有り、京師を平ぐるを俟ち、則ち去りて山に還らん。庶はくは患を免れん」と。俶曰はく、「先生去らば則ち俶愈、危からん」と。泌曰はく、「王は但だ人の子の孝を盡せ。良娣は婦人なり。王、委曲に之に順

- 〔三〕 晨昏。人子の晨昏皆定の禮をいふ。
- 〔四〕 小兒。凡そ廢牧五坊禁苑の給使する者、皆、之を小兒と謂ふ。李輔國、閹奴を以て閑廢の小兒と爲る。
- 〔五〕 詆訐。そしりあはく。
- 〔六〕 倓を用ひて元帥と爲さざること、前卷前年九月に見ゆ。
- 〔七〕 主上と約有り。上、泌に許すに賊平がば高志を行ふに任すを以てせしむ。前卷前年九月に見ゆ。

はば、亦何ぞ能く爲さん」と。
 上、泌に謂つて曰はく、「今、郭子儀・李光弼、已に宰相と爲る。若し兩京に克ち、四海を平げば、則ち官の以て之を賞する無からん。奈何せん」と。對へて曰はく、「古者、官以て能に任じ、爵以て功に酬ゆ。漢魏以來、郡縣を以て民を治むと雖も、然も功有れば則ち錫ふに茅土を以てし、之を子孫に傳ふ。周・隋に至るまで皆然り。唐の初め未だ關東を得ず、故に封爵皆虚名を設く。其の實封を食む者は、縉布を給するのみ。貞觀中、太宗、古制を復せんと欲せしが、大臣の議論同じからずして止む。是に由りて、功ある者を賞するに多く官を以てす。夫れ官を以て功を賞するは二害有り。才に非ざれば則ち事を廢し、權重ければ則ち制し難し。是を以て、功臣の・大官に居る者、皆、子孫の遠圖を爲さず、務めて一時の權に乘じ、以て利を邀め、爲さざる所無し。竊に祿山をして百里の國を有たしめしならば、則ち亦之を惜み、以て子孫に傳へ、反せざりしならん。今の計を爲すに、天下既に平ぐを俟ち、爵土を疏ちて以て功臣を賞するに若くは莫し。則ち大國と雖も、二三百里に過ぎず、今の小郡に比す可からん。豈に制し難からんや。人臣に於て、乃ち萬世の利なり」と。上曰はく、「善し」と。

【八】唐の制、實封を食む者、凡そ一戸は一丁の歲調を以て之に給す。

【九】貞觀中云云。一百九十五年貞觀十三年に見ゆ。

【一〇】保定郡は、本、涇州安定郡。去載、郡名を更む。今の甘肅省涇原道涇川縣北五里。

【一一】臨邛郡は邛州。

【一二】武威郡は涼州。姑藏の舊城に治す。匈奴の築く所、南北七里、東西三里。

【一三】博陵郡は定州。

【一四】蔡希德は、上黨より太行の道に下るなり。高秀巖は、賊の爲めに大同を守る、此より太原に趨く。牛延介は幽州より史思明等と合す。

上、安西・北庭及び拔汗那・大食諸國の兵、涼・鄯に至ると聞き、甲子、保定に幸す。

丙寅、劔南の兵賈秀等五千人、反を謀る。將軍席元慶、臨邛の太守柳奕、討ちて之を誅す。

河西兵馬使蓋庭倫、武威の九姓の商胡安門物等と與に、節度使周泌を殺し、衆六萬を聚む。武威の大城の中、小城、七つ有り。胡、其五つに據り、二城堅く守る。度支判官崔稱、中使劉日新と與に、二城の兵を以て之を攻む。旬有七日にして之を平ぐ。

史思明は、博陵より、蔡希德、太行より、高秀巖は大同より、牛延介は范陽より、兵を引き、共に十萬、太原に寇す。李光弼、麾下の精兵は、皆朔方に赴き、餘は團練烏合の衆、萬人に満たず。思明以爲へらく、太原は、掌を指して、取る可からん。既に之を得ば、當に遂に長驅して朔方・河隴を取るべしと。太原の諸將皆懼れ、城を修めて以て之を待たんと議す。光弼曰はく、「太原は城の周

四十里。賊、至るに垂なんとして役を興すは、是れ未だ敵を見ざるに、先づ自ら困しむなり」と。乃ち士卒及び民を帥り、城外に於て壕を鑿り、以て自ら固め、(一)鑿數十萬を作す。衆、用ふる所を知るもの莫し。賊が城を外に攻むるに及び、光弼、之を用ひて、壘を内に増し、壞るれば輒ち之を補ふ。

思明、人をして攻具を山東より取り、胡兵三千を以て衛りて之を送り、〔七〕廣陽に至らしむ。別將慕容
 溢・張奉璋、邀へ撃ちて盡く之を殺す。思明、太原を圍み、月餘にして下らず。乃ち驍銳を選びて
 遊兵と爲し、之を戒めて曰はく、「我、其北を攻めば、則ち汝潛に其南に趣き、東を攻めば、則ち西に
 趣き、隙有らば則ち之に乗せよ」と。而るに光弼の軍令嚴整にして、寇の
 至らざる所と雖も、警邏して未だ嘗て少しも懈らず。賊、入るを得ず。光
 弼、軍中に購募し、苟くも小技有れば、皆之を取り、能に隨つて之を使ひ、
 人、其用を盡す。〔八〕安邊軍の錢工三を得たり。善く地道を穿つ。賊、城下
 に於て、仰ぎて侮罵す。光弼、人を遣はし、地道の中より、其足を曳きて
 入れ、城に臨みて之を斬る。是より、賊行くに皆地を視る。賊、梯衝土山
 を爲り、以て城を攻む。光弼、地道を爲り、以て之を迎ふ。城に近づけば
 輒ち陷る。賊初め城に逼ること急なり。光弼、〔九〕大礮を作り、巨石を飛ば
 し、一發に輒ち二十餘人を斃す。賊の死する者什に二三。乃ち〔一〇〕退き、數十歩の外に營し、圍守す
 ること益固し。光弼、人を遣はし、詐りて賊と約し、日を刻して出で降らんとす。賊喜びて・備を
 爲さず。光弼、地道を穿ちて賊の營中を周らしめ、之を〔一一〕措ふるに木を以てす。期に至りて、光弼、
 兵を勸して城上に在り、裨將を遣はし、數千人を將りて出でしめ、降る狀の如くす。賊皆目を屬す。

- 〔七〕 廣陽、漢の上艾縣。今の山西省襄寧道平定縣東南。井陘關、其東に在り。
- 〔八〕 安邊軍は蔚州興唐縣に在り。蔚州に銅冶有り、錢官有り、故に錢工有り、時に其三人を得たるなり。
- 〔九〕 礮、いははじき。
- 〔一〇〕 退きて礮の及ばざる所に營す。
- 〔一一〕 措、拵ふる也。

俄にして營中、地陥り、死する者千餘人。賊衆驚き亂る。官軍、鼓譟して之に乗じ、俘斬萬計。會
 安祿山、死し、慶緒、思明をして歸りて范陽を守らしめ、蔡希德等を留めて太原を圍ましむ。
 慶緒、尹子奇を以て汴州の刺史・河南節度使と爲す。甲戌、子奇、〔三〕歸檀及び同羅・奚の兵十三萬を
 以て睢陽に趣く。許遠、急を張巡に告ぐ、巡、〔四〕寧陵より、兵を引きて
 睢陽に入る。巡、兵三千人有り、遠の兵と合はせて六千八百人。賊、衆を
 悉して城に逼る。巡、將士を督勵し、晝夜苦戦し、或は一日に二十合に至
 る。凡そ十六日。賊將六十餘人を擒にし、士卒二萬餘を殺し、衆氣自ら倍
 す。遠、巡に謂つて曰はく、「遠は懦にして兵に習はず。公は智勇兼ね濟
 ふ。遠請ふ公の爲めに守らん。公請ふ遠の爲めに戦へ」と。是よりの後、
 遠但だ軍糧を調し、戦具を修め、中に居りて應接するのみ。戦鬪の籌畫、
 一に巡に出づ。賊遂に夜遁る。

- 〔三〕 歸は當に媯に作るべし。媯州なり。唐人の雜史、多く歸檀に作る者有り、蓋し誤なり。
- 〔四〕 寧陵より東のかた睢陽に至るまで四十五里。
- 〔五〕 河東郡は蒲州。河東より兵を進めて潼關を攻取るときは、兩京の路、中斷す、然る後、圍る可きなり。
- 〔六〕 事、前卷前年に見ゆ。

郭子儀以へらく、〔七〕河東は兩京の間に居る。河東を得ば、則ち兩京、圍る可からんと。時に賊將崔
 乾祐、河東を守る。丁丑、子儀潛に人を遣はし、河東に入り、唐の官の・賊に陥る者と謀り、官軍の
 至るを俟ちて内應を爲さしむ。
 初め 〔八〕平盧節度使劉正臣、范陽より敗れ歸る。安東都護王玄志、之を鳩殺す。祿山、其黨徐歸道を

以て平盧節度使と爲す。玄志、復た平盧の將侯希逸と與に、襲うて之を殺す。又、兵馬使董秦を遣はし、
兵を將ゐて、葦荻を以て海を度り、大將田神功と與に、平原・樂安を撃ち
て之を下す。防河招討使李銑、制を承け、秦を以て平原の太守と爲す。

二月戊子、上、鳳翔に至る。

郭子儀、洛交より、兵を引きて河東に趣き、兵を分ちて、馮翊を取
る。己丑夜、河東の司戸韓旻等、河東城を翻して官軍を迎へ、賊を殺
すこと千人に近し。崔乾祐、城を踰えて、免るるを得、城北の兵を發して
城を攻め、且つ官軍を拒ぐ。子儀撃ちて之を破る。乾祐走る。子儀追うて
之を撃ち、斬首四千級、捕虜五千人。乾祐、安邑に至る。安邑の人、門
を開きて之を納れ、半入りて門を閉ち、之を撃ち、盡く殪す。乾祐未だ入
らず、白逕嶺より亡げ去る。遂に河東を平ぐ。

上、鳳翔に至り、旬日にして、隴右・河西・安西・西域の兵皆會す。江淮
の庸調も亦洋川・漢中に至る。上、散關より、表を成都に通す。信使
驛たり。長安の人、車駕至ると聞き、賊中より自ら抜きて來る者、日夜、絶
えず。西師憩息し既に定まる。李泌請ふ「安西及び西域の衆を遣はし、前策の如く、塞の東北に竝ひ、

【二六】葦荻。あしを以て作れる
い。かだ。
【二七】鄜州洛交郡は漢の上郡雕
陰の地。後魏、東秦州と爲し、
又改めて北華州と爲す。廢帝
改めて鄜州と爲す。天寶に洛
交郡と改め、洛交縣に治す。
【二八】馮翊郡は同州。蒲同を兼
れ取るときは、河東西に跨り
據り、以て關陝を圖り、以て
賊を制す可し。
【二九】戶曹司戸參軍事は、戶籍・
計帳・道路・過所・獨符・雜徭・
逋負・良賤・芻蕘・逆旅・婚姻・
田訟・孝悌を旌別するを掌る。
【三〇】安邑縣は時に解州に屬す
【三一】白逕嶺。解縣の東に在り。
【三二】江淮の庸調は、漢に汜り
て梁洋に上る。
【三三】驛驛。往來して絶えざる
をいふ。

歸檀より、南して范陽を取らん」と。上曰はく、「今大衆已に集まり、庸調も亦至る。當に兵鋒に乗じ
て其腹心を擣くべし。而るに更に兵を東北數千里に引き、先づ范陽を取るは、亦迂ならずや」と。對
へて曰はく、「今、此衆を以て直に兩京を取らば、必ず之を得ん。然れども賊必ず再び強く、我必ず
又困しまん。久安の策に非ず」と。上曰はく、「何ぞや」と。對へて曰はく、「今、恃む所の者は、皆
西北の守塞及び諸胡の兵なり。性、寒に耐ふれども暑を畏る。若し其の新
に至るの銳に乗じ、祿山の已に老るるの師を攻めば、其勢必ず兩京に克
たん。春氣已に深し。賊、其餘衆を收め、遁れて巢穴に歸らん。關東は地
熱し。官軍必ず困しみて、歸るを思ひ、留む可からざらん。賊、兵を休め
馬に秣ひ、官軍の去るを伺ひ、必ず復た南に來らん。然らば則ち征戰の
勢、未だ涯有らざらん。若かじ先づ之を寒郷に用ひ、其巢穴を除かんに
は。則ち賊、歸する所無く、根本永く絶えん」と。上曰はく、「朕、晨昏
の戀に切にして、此を待つ能はず。決せり」と。

關内節度使王思禮、武功に軍し、兵馬使郭英父、東原に軍し、王難得、西原に軍す。丁酉、安守
忠等、武功に寇す。郭英父、戰うて利あらず。矢、其頤を貫きて走る。王難得、之を望みて、救はず、
亦走る。思禮、退きて扶風に軍す。賊の遊兵、大和關に至る。鳳翔を去ること五十里。鳳翔大に駭

【三四】後果して泌の料る所の如
し。
【三五】晨昏云云。兩京を復して
上皇を迎ふるに急なるを言ふ
なり。
【三六】決せり。決して泌の策に
従ふ能はざるを言ふ。
【三七】東原、西原。此れ即ち武
功の東原西原なり。蜀の諸葛
亮が師を駐めし地。

きて戒嚴す。

李光弼、敢死の士を將ゐ、出でて蔡希德を撃ち、大に之を破り、斬首七萬餘級。希德遁れ去る。

安慶緒、史思明を以て范陽節度使と爲し、恒陽軍事を兼ね領せしめ、媯川王に封じ、牛延介を以

て安陽軍事を領せしめ、張忠志を常山の太守と爲し、團練使を兼ね、井陘口に鎮せしむ。餘は各

舊任に歸りて兵を募り、以て官軍を禦がしむ。是より先、安祿山、兩京の珍貨を得、悉く范陽に輸る。

思明、彊兵を擁し、富資に據り、益驕横なり。浸く慶緒の命を用ひず。慶緒、制する能はず。

戊戌、永王璘敗れ死す。其黨薛鏐、皆誅に伏す。時に李成式、河北招討判官李銑と、兵を合はせ

て璘を討つ。銑の兵數千、楊子に軍す。成式、判官裴茂をして、兵三千を將ゐ、瓜歩に軍せしむ。

廣く旗幟を張り、江津に列す。璘、其子瑒と與に、城に登りて之を望み、始めて懼るる色有り。季

廣琛、諸將を召し、謂つて曰はく、「吾が屬、王に従つて此に至る。天命

未だ集らざるに、人謀已に墮る。如かず兵鋒の未だ交らざるに及び、早く

去就を圖らんには、鋒鏑に死せば、永く逆臣と爲らん」と、諸將皆之を然

りとす。是に於て廣琛、麾下を以て廣陵に奔り、渾惟明、江寧に奔り、

馮季康、白沙に奔る。璘憂へ懼れ、出づる所を知らず。其夕、江北の軍、

多く炬火を列ね、光、水中を照し、一皆兩と爲る。璘の軍、又、火を以て之

【一】恒陽軍は恒州の郭下に置

【二】安陽軍。時に慶緒、兵を

分ちて鄴郡安陽縣に屯し、屯

する所の地に因つて安陽軍と

曰ふ。

【三】楊子。本、鎮たり、江都

縣に屬す。高宗、鎮を廢し、

楊子縣を置く。

【四】江寧。是年、丹楊の江寧

縣を以て、昇州江寧郡を置く。

【五】白沙。廣陵郡に屬す。

【六】新豐陵。晉陵の界に在る

べし。蓋し南朝の山陵の名な

らん。

【七】鄴郡は饒州。

【八】江西。江南西道なり。

【九】二郡防禦を兼ね。

【一〇】

【一一】

【一二】

【一三】

【一四】

【一五】

【一六】

【一七】

【一八】

【一九】

【二〇】

【二一】

【二二】

に應ず。璘以爲へらく官軍已に江を濟ると。遂に家屬を挈へ、麾下と與に

潜に通る。明くるに及びて、濟る者を見ず。乃ち復た城に入り、兵を收め

舟楫を具へて去る。成式の將趙侃等、江を濟りて新豐に至る。璘、瑒

及び其將高仙琦をして、兵を將ゐて之を撃たしむ。侃等逆へ戦ひ、瑒を射

て肩に中つ。璘の兵遂に潰ゆ。璘、仙琦と與に、餘衆を收め、南して

鄴陽に奔り、庫物・甲兵を收め、南して嶺表に奔らんと欲す。江西采訪使

皇甫侁、兵を遣はし、追討して之を擒にし、潜に之を傳舍に殺す。瑒も亦

亂兵に死す。侁、人をして璘の家屬を送りて蜀に還らしむ。上曰はく、「旣に吾が弟を生得せる

に、何ぞ之を蜀に送らずして擅に之を殺せるや」と。遂に旣を廢して用ひず。

庚子、郭子儀、其子旼及び兵馬使李韶光・大將王祚を遣はし、河を濟りて潼關を撃たしめ、之を破

る。斬首五百級。安慶緒、兵を遣はして潼關を救はしむ。郭旼等大に敗れ、死する者萬餘人。李韶光・

王祚、戦死し、僕固懷恩、馬首を抱き、浮びて渭水を度り、退きて河東を保つ。

三月辛酉、左相韋見素を以て左僕射と爲し、中書侍郎同平章事裴冕を右僕射と爲し、竝に政事を罷

む。初め楊國忠、憲部尙書苗晉卿を惡む。安祿山が反するや、請うて晉卿を出して陝郡の太守と爲し、

陝弘農防禦使を兼ねしむ。晉卿、固く老病と辭す。上皇、悦ばず、之をして致仕せしむ。長安守

を失ふに及び、晉卿、山谷に潛竄す。上、鳳翔に至り、手敕して之を徵し、左相と爲し、軍國の大務悉く之に咨る。

上皇、張九齡の先見を思ひ、之が爲めに流涕し、中使を遣はし、曲江に至りて之を祭らしめ、厚く其家を恤む。

尹子奇、復た大兵を引き、睢陽を攻む、張巡、將士に謂つて曰はく、『吾、國恩を受く。守る所は正死のみ。但だ念ふに、諸君、軀命を捐て草野に膏し、而して賞、勳を酬いず。此を以て心を痛むるのみ』と。將士皆激勵し、奮はんと請ふ。巡、遂に牛を椎し、大に士卒を饗し、軍を盡して出で戦ふ。賊、兵の少きを望見して之を笑ふ。巡、旗を執り、諸將を帥ひ、直に賊陳を衝く。賊乃ち大に潰ゆ。將三十餘人を斬り、士卒三千餘人を殺し、之を逐ふこと數十里。明日、賊、又、軍を合はせて城下に至る。巡出で戦ひ、晝夜數十合、屢、其鋒を摧く。而るに賊、攻圍すること較まず。

辛未、安守忠、騎二萬を將るて河東に寇す。郭子儀擊ちて之を走らす。斬首八千級、捕虜五千人。

夏四月、顏真卿、荆襄より、北して鳳翔に詣る。上、以て憲部尚

書と爲す。

上、郭子儀を以て司空・天下兵馬副元帥と爲し、兵を將るて鳳翔に赴かしむ。庚寅、李歸仁、鐵騎五千を以て、之を三原の北に邀ふ。子儀、其將僕固懷恩・王仲昇・渾釋之・李若幽をして、兵を伏せ、之を白渠の留運橋に撃たしめ、殺傷して略ぼ盡く。歸仁、水を遊ぎて逸る。若幽は神通の玄孫なり。子儀、王思禮の軍と、西渭橋に合ひ、進みて、滴の西に屯す。安守忠・李歸仁、京城の西、清渠に軍す。相守ること七日、官軍進まず。五月癸丑、守忠偽り退く。子儀、師を悉して之を逐ふ。賊、驍騎九千を以て長蛇の陳を爲す。官軍、之を撃つ。首尾、兩翼と爲り、夾みて官軍を撃つ。官軍、大に潰ゆ。判官韓洩・監軍孫知古、皆、賊の擒にする所と爲る。軍資器械、盡く之を棄つ。子儀退きて武功に保す。中外戒嚴す。是時、府庫、蓄積無く、朝廷専ら官爵を以て功を賞し、諸將出征するに、皆、空名の告身を給す。開府・特進・列卿・大將軍より、下、中郎・郎將に至る。事に臨みて名を其後に注するを聽す。又、信牒を以て人に官爵を授くるを聽す。異姓の王に至る者有り。諸軍但だ職任を以て相統攝し、

【四七】 張九齡が祿山に反相有るを識るを謂ふ。事、二百十四卷開元二十二年に見ゆ。
【四八】 張九齡は韶州曲江の人。曲江縣は潁水の屈曲するを以て名と爲す。今の廣東省嶺南道曲江縣の西一里。
【四九】 虢王巨が告身を咨み、賜物を與へざりしを以て、將士の怨望して力戦せざらんことを恐る、故に先づ此言を以つて慰撫す。
【五〇】 眞卿、平原を奔て、河を渡り、行在に赴かんと欲す。而るに陝洛、賊の梗する所と爲る。故に南して荆襄に奔り、然る後、荆襄より、上津路を取り、北して鳳翔に至る。

書と爲す。

【五一】 憲部。刑部なり。
【五二】 三原。本、漢の池陽の地。後魏、三原縣を置く。今、陝西省關中道に屬す。
【五三】 白渠。漢の白公の開く所なり、因つて名づく。
【五四】 淮安王神通、隋の義寧の初め、兵を起して唐の高祖に應ず。
【五五】 西渭橋。唐、長安に都し渭に跨りて三橋を爲る。東なるを東渭橋、中なるを中渭橋、西なるを西渭橋といふ。
【五六】 滴水は、杜陵の樊川に出づ。漢の故の長安城の西を過ぎ、北して渭に注ぐ。
【五七】 清渠。唐の京城の西、漕渠の東に在り。秦の故の杜南城に直る。
【五八】 信牒とは、未だ告身有らず、先づ牒を給して以て信と爲すなり。

復た官爵の高下を計らず。清渠の敗に及び、復た官爵を以て散卒を收む。是に由りて、官爵輕くして貨重く、大將軍の告身一通、纒に一醉に易ふ。凡そ募に應じ軍に入る者、一切、金紫を衣る。朝士僮僕の、金紫を衣大官と稱して而も賤役を執る者有るに至る。名器の濫なること、是に至りて極まる。

房瑄、性高簡なり。時に國家多難なり。而るに瑄多く病と稱し、朝謁せず、職事を以て意と爲さず、日に庶子劉秩・諫議大夫李揖と與に、釋老を高談し、或は門客董庭蘭が琴を鼓するを聽く。庭蘭、是を以て大に權利を招く。御史、庭蘭の贓賄を奏す。丁巳、瑄を罷めて太子少師と爲す。

諫議大夫張鎬を以て中書侍郎・同平章事と爲す。上、常に僧數百人をして、道場を内に爲り、晨夜、佛を誦せしむ。鎬諫めて曰はく、「帝王は、當に徳を修めて以て亂を弭め人を安んずべし。未だ僧に飯して太平を致す可きを聞かざるなり」と。上、之を然りとす。

庚申、上皇、上の母、楊妃を追冊して元獻皇后と爲す。山南東道節度使魯晁、南陽を守る。賊將武令珣・田承嗣、相繼ぎて之を攻む。城中食盡き、一鼠の直、錢數百。餓死する者相枕籍す。上、宦官將軍曹日昇を遣はし、往きて宣慰せしむ。圍急

【五九】復た官爵を以て散卒を收む。其の潰散し罪を畏れて賊に歸せんことを恐れ、復た官爵を以て之を收む。
【六〇】胡三省曰はく、房瑄既に師を敗り、而も過を補ふを思はず、之を罷めて散官と爲すは、猶ほ輕典なりと。
【六一】楊妃。隋の納言楊士達の曾孫にして、景雲の初め、東宮に入り、良媛と爲り、實に上を生む。
【六二】宦官を以て將軍たり、故に之を宦官將軍と謂ふ。

にして、入るを得ず。日昇、單騎にて入りて命を致さんと請ふ。襄陽の太守魏仲犀、許さず。會顏真卿、河北より至り、曰はく、「曹將軍、萬死を顧みず、以て帝に命を致さんとす。何爲れぞ之を沮む。借使達せずとも、一使者を亡ふに過ぎず。達せば則ち一城の心固からん」と。日昇、十騎と偕に往く。賊、其銳を畏れ、敢て逼らず。城中自ら謂へらく望絶ゆと。日昇を見るに及びて、大に喜ぶ。日昇復た之が爲めに襄陽に至りて糧を取り、千人を以て糧を運びて入る。賊、遏むる能はず。晁、圍中に在ること凡そ周歲、晝夜苦戰す。力竭き、支ふる能はず。壬戌夜、城を開き、餘兵數千を帥る、圍を突きて出で、襄陽に奔る。承嗣、之を追ふ。轉戦すること二日、克つ能はずして還る。時に賊、南して江漢を侵さんと欲す。晁が其衝要を扼するに頼り、南夏、全きを得たり。

【六三】是年夏四月、顏真卿、已に荆襄より北して靈武に至る。曹日昇が襄陽に至りしは、蓋し四月の前に在り。
【六四】去年五月、賊、南陽を圍む、是に至りて周歲。
【六五】清渠の敗を以てなり。
【六六】南は姓なり。

司空郭子儀、闕に詣り、自ら貶せんと請ふ。甲子、子儀を以て左僕射と爲す。尹子奇、兵を益し、睢陽を圍むこと益々急なり。張巡、城中に於て、夜鼓を鳴らし隊を嚴し、將に出で撃たんとする者の若くす。賊、之を聞き、旦に達るまで備す。既に明け、巡乃ち兵を寢め鼓を絶つ。賊、飛樓を以て城中を瞰ふに、見る所無し。遂に甲を解きて休息す。巡、將軍南霽雲・郎將雷萬春等十餘將と與に、各五十騎を將る、門を開きて突出し、直に賊營を衝き、子奇の麾下に至る。

營中大に亂る。賊將五十餘人を斬り、士卒五千餘人を殺す。巡、子奇を射んと欲すれども識らず。乃ち蒿を剗りて矢と爲す。中る者喜び、巡の矢盡きたりと謂ひ、走りて子奇に白す。乃ち其狀を得、霧雲をして之を射しめ、其左目を喪ひ、幾ど之を獲んとす。子奇乃ち軍を收めて退き還る。

六月、田乾眞、安邑を圍む。會、陝郡の賊將楊務欽、密に國に歸せんと謀る。河東の太守馬承光、兵を以て之に應ず。務欽、城中の諸將の己に同せざる者を殺し、城を齧して來り降る。乾眞、安邑を解きて遁れ去る。

將軍王去榮、私怨を以て本縣の令を殺し、死に當る、上、其の善く礮を用ふるを以て、壬辰、敕して、死を免し、白衣を以て陝郡に於て力を効さしむ。中書舍人賈至、即ち行下せず、上表して以爲はく、「去榮、無狀にして、本縣の君を殺す。易に曰はく、「臣、其君を弑し、子、其父を弑するは、一朝一夕の故に非ず。其の由りて來る所の者は漸なり」と。若し去榮を縦さば、漸を生ずと謂ふ可し。議者謂へらく、陝郡初めて復す。其人に非ざれば守る可からずと。然らば則ち它に去榮無き者は、何を以て亦能く堅く守らんや。陛下、若し礮石の一能を以て、即ち殊死を免さば、今、諸軍の技藝絶倫なる者、其徒寔に繁く、必ず其能を恃み、所在、上を犯さん。復た何を以て之を止めん。若し止だ去榮を捨して、其餘の者を誅せば、則ち是れ法令、一ならず、而

【七〇】 王去榮は富平の人。
【六一】 胡三省曰はく、時に陝郡新に復し、兩京の間に介居し、賊の必ず攻むる所なり。上、去榮の死を免して其力用を收めんと欲し、而して其國法を廢るを計らざるなりと。
【六二】 易の坤卦文言の辭。

して人を誘うて罪に觸れしむるなり。今、一の去榮の材を惜みて殺さず、必ず十の去榮の材の如き者を殺さば、亦其傷益、多からずや。夫れ去榮は逆亂の人なり。焉んぞ此に逆にして而も彼に順に、富平に亂にして而も陝郡に治に、縣君に悖りて而も大君に悖らざる有らんや。伏して惟みるに、明主、其の遠き者大なる者を全くせば、則ち禍亂、日ならずして定まらん」と。上、其事を下し、百官をして之を議せしむ。太子太師韋見素等、議して以爲はく、「法は天地の大典にして、帝王すら猶ほ敢て擅に殺さず、是れ臣下の權、人に主に過ぐるなり。去榮、既に人を殺して、死せずんば、則ち軍中の凡そ技能有る者、亦、自ら憂無しと謂ひ、所在暴横ならん。郡縣を爲むる者、亦難からずや。陛下、天下の主と爲り、愛、親疎無し。一の去榮を得て萬姓を失はば、何の利か之れ有らん。律に於て、本縣の令を殺すは、十惡に列す。而るに陛下、之を寬さば、王法、行はれず、人倫道屈せん。臣等、詔を奉じ、從ふ所を知らず。夫れ國は法を以て理まり、軍は法を以て勝つ。恩有りて威無ければ、慈母も其子を使ふ能はず。陛下、厚く戰士を養ひ、而も戰ふ毎に利少きは、豈に法無ければなるに非ずや。今、陝郡は要なりと雖も、法よりも急な

【七〇】 縣君。縣令をいふ。
【七一】 大君。天子をいふ。
【七二】 唐の初め、房玄齡、隋に依りて律を定め、十惡の條あり、一に曰はく反を謀る、二に曰く大逆を謀る、三に曰はく叛を謀る、四に曰はく惡逆を謀る、五に曰はく不道、六に曰はく大不敬、七に曰はく不孝、八に曰はく不睦、九に曰はく不義、十に曰はく内亂。十惡を犯す者は議請の例に依るを得ず。其不義の條の注に曰はく、本屬の府主刺史縣令見受業師を殺し、吏卒、本部の五品以上の官長を殺し、及び夫の喪を聞き、匿して哀を擧げず、若しくは樂を作し、服を釋き、吉に従ひ及び改め嫁するを謂ふと。

らざるなり。法有れば、則ち海内、克たざるを憂ふる無し。況んや陝郡をや。法無ければ則ち陝郡も亦守る可からず。之を得とも何ぞ益せん。而して去榮の末技は、陝郡、之を以て存亡せず。王法の有無は、國家乃ち之が爲めに輕重す。此れ臣等が區區として、陛下が貞觀の法を守らんことを願ふ所以なり」と。上、竟に之を捨す。至は曾の子なり。

南充の土豪阿滔、亂を作し、本郡の防禦使楊齊魯を執ふ。劔南節度使盧元裕、兵を發し、討ちて之を平ぐ。

秋七月、河南節度使賀蘭進明、高密・琅邪に克ち、賊二萬餘人を殺す。

戊申夜、蜀郡の兵郭千仞等反す。六軍兵馬使陳玄禮・劔南節度使李暉、討ちて之を誅す。

壬子、尹子奇、復た兵數萬を徵し、睢陽を攻む。是より先、許遠、城中

に於て糧を積み、六萬石に至る。虢王巨、其半を以て濮陽・濟陰の二郡に給せしむ。遠固く之を争へども得る能はず。既にして濟陰、糧を得、遂に城を以て叛く。而して睢陽城、是に至りて食盡き、將士、人ごとに米を糜すること日に一合、雜ふるに茶紙樹皮を以てして食と爲す。而して賊は糧運通じ、兵敗るれば復た徵し、睢陽の將士は、死すれども益すを加へず。諸軍の饋救、至らず、士卒消耗し、一千六百人に至る。皆、饑病して、鬪ふに堪はず。遂に賊の圍む所と爲る。張巡乃ち守具を

【七】 買會は二百十卷先天元年に見ゆ。
【七】 南充郡は果州。
【七】 糜。當に稟に作るべし、給するなり。
【七】 一合。十籩なり。

修めて以て之を拒ぐ。賊、雲梯を爲り、勢、半虹の如く、精卒二百を其上に置き、之を推して城に臨み、騰り入らしめんと欲す。巡、豫め城に於て三穴を鑿り、梯の將に至らんとするを候ひ、一穴の中に於て大木を出し、末に鐵鉤を置きて之を鉤し、退くを得ざらしめ、一穴の中より一木を出して之を柱へ、進むを得ざらしめ、一穴の中より一木を出し、木末に鐵籠を置き、火を盛りて之を焚く。其梯、中折し、梯上の卒盡く燒死す。賊、又、鉤車を以て城上の棚閣を鉤す。鉤の及ぶ所、崩陷せざるは莫し。巡、大木を以て末に連鎖を置き、鐵末に大鐵を置き、其鉤頭を搦し、革車を以て之を抜き、城に入れて其鉤頭を截り、而して車を縦ちて去らしむ。賊、又、木驢を造りて城を攻む。巡、金汁を鎔かして之に灌ぐ。投ずるに應じて銷鑠す。又、城の西北隅に於て土囊を以て柴を積み、磴道を爲り、城に登らんと欲す。巡、輿に利を争はず、毎夜潜に松明乾蒿を以て、之を中に投じ、十餘日を積む。賊、之を覺らず、因つて軍を出して大に戰ふ。(巡)人をして風に順つて火を持して之を焚かしむ。賊、救ふ能はず。二十餘日を經、火方めて滅ゆ。巡の爲す所、皆、機に應じて立ちどころに辨す。賊、其智に服し、敢て復た攻めず、遂に城外に於て三重の壕を穿ち、木柵を立て、以て巡を守る。巡も亦内に於て壕を作り、以て之を拒ぐ。

【七】 棚閣。城上に於て木を架して棚を爲り、城外に跳出すること四五尺許り、上に屋宇有り、風雨を蔽ふ可し。戰士、之に居り、以て外敵を防禦す。
【七】 松明。松枯れて油存し、之を燒きて以て明と爲す可し。

丁巳、賊將安武臣、陝郡を攻む。楊務欽・戰死す。賊遂に陝を屠る。崔渙、江南に在り、選補の冒濫なる者衆し。八月、渙を罷めて、餘杭の太守・江東采訪防禦使と爲す。

張鎬を以て江南節度采訪等使を兼ね、賀蘭進明に代らしむ。

靈昌の太守許叔冀、賊の圍む所と爲り、救兵、至らず、衆を抜きて彭城に奔る。

睢陽の士卒、死傷の餘、纔に六百人。張巡・許遠、城を分ちて之を守る。

巡は東北を守り、遠は西南を守る。士卒と同じく茶紙を食ひ、復た城を下

らず。賊士、城を攻むる者、巡、逆順を以て之に説く。往往、賊を棄て

て來り降り、巡の爲めに死戦す。前後二百餘人。是時、許叔冀、譙郡に在

り、尙衡、彭城に在り、賀蘭進明、臨淮に在り、皆、兵を擁して、救は

ず。城中日に蹙まる。巡乃ち南霽雲をして、三十騎を將ひて、圍を犯して出で、急を臨淮に告げし

む。霽雲、城を出づるや、賊衆數萬、之を遮る。霽雲、直に其衆を衝き、左右馳射す。賊衆・披靡す。

止だ兩騎を亡ふのみ。既に臨淮に至り、進明を見る。進明曰はく、「今日、睢陽、存亡を知らず。兵去

くとも何の益あらん」と。霽雲曰はく、「睢陽若し陥らば、霽雲請ふ死を以て大夫に謝せん。且つ睢陽

既に拔けなば、即ち臨淮に及ばん。譬へば皮毛の相依るが如し。安んぞ救はざるを得ん」と。進明、

〔七〕 孤城を以て強寇の間に介居し、外に救援無し、宜なり其の居を受くること。
〔八〕 餘杭。杭州。
〔九〕 臨淮。今の安徽省淮泗道泗縣の東南に在り。

霽雲の勇壯なるを愛し、其語を聽かず、強ひて之を留め、食と樂とを具へ、霽雲を延きて坐せしむ。

霽雲・慷慨し、泣き且つ語りて曰はく、「霽雲來るとき、睢陽の人、食はざること月餘なり。霽雲、獨

り食はんと欲すと雖も、且に咽を下らざらんとす。大夫、坐して彊兵を擁し、睢陽の陥没するを觀、

曾て・災を分ち患を救ふの意無し。豈に忠臣義士の爲す所ならんや」と。因つて一指を齧み落し、以

て進明に示し、曰はく、「霽雲既に主將の意を達する能はず。請ふ一指を留めて以て信を示し、歸り

報せん」と。座中、往往、爲めに泣くだ。霽雲、進明が終に師を出すの意

無きを察し、遂に去りて、寧陵に至り、城使廉坦と、共に歩騎三千人を

將ひ、閏月戊申夜、圍を冒し且つ戦ひ且つ行く。城下に至り、大に戦ひ、

賊營を壞り、死傷の外、僅に千人城に入るを得たり。城中の將吏、救無き

を知り、皆、慟哭す。賊、援の絶えたるを知り、之を圍むこと益々急なり。初め房瑄、相と爲り、

賀蘭進明を惡み、以て河南節度使と爲し、許叔冀を以て進明の都知兵馬使と爲し、俱に御史大夫を兼

ぬしむ。叔冀、自ら麾下の精銳なるを恃み、且つ官、進明と等しく、其節制を受けず。故に進明、敢

て兵を分たす。惟だ巡、遠の功名を疾むのみに非ず、亦、叔冀の襲ふ所と爲らんことを懼るればなり。

戊辰、上、諸將を勞饗し、遣はして長安を攻めしむ。郭子儀に謂つて曰はく、「事の濟否は、此行

に在り」と。對へて曰はく、「此行、捷たずんば、臣必ず之に死せん」と。

〔一〇〕 張巡、寧陵より睢陽に入る。蓋し廉坦をして寧陵城を守らしむ。城使は巡が署置する所なり。
〔一一〕 事、去載十月に見ゆ。